

福島型給食推進事業（給食費負担軽減、令和2年度より実施）

福島市ホームページより作成

学校給食センター受配校【小学校】の場合（補助額の基準）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1食あたりの食材費	280円	280円	300円
保護者負担軽減額（市助成額）	70円	70円	100円
補助割合	25%	25%	33%
保護者負担額	260円	210円	200円

学校給食センター受配校【中学校】の場合

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1食あたりの食材費	330円	330円	350円
保護者負担軽減額（市助成額）	70円	70円	100円
補助割合	21%	21%	29%
保護者負担額	265円	265円	255円

「単独給食実施校における福島型給食推進事業補助金の推移」（福島市作成資料）より作成  
単独給食実施校【小学校】の場合

※各校で1食あたりの食材費の単価が相違することから、平均額を算出した

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1食あたりの食材費（平均額）	298円	298円	319円
保護者負担軽減額（市助成額）	70円	70円	100円
補助割合	23%	23%	31%
保護者負担額（平均額）	228円	228円	219円

単独給食実施校【中学校】の場合

※各校で1食あたりの食材費の単価が相違することから、平均額を算出した

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1食あたりの食材費（平均額）	335円	355円	355円
保護者負担軽減額（市助成額）	70円	70円	100円
補助割合	21%	21%	28%
保護者負担額（平均額）	265円	265円	255円

特に中学校では、1食あたりの食材費単価が小学校よりも高いことから、小学校との平均額から算出した額を補助額とした場合、補助割合は低くなることは明白である。1食あたり数十円の格差とはいえ、年間であればそれ相応の格差となる。長期計画はあくまでも計画あり、状況により変更されるべきものであるが、長期計画において「公立小中学校の給食費の約1/4を負担軽減」としているのであれば、公平性の観点から1食あたりの食材費単価が相違するケースごとに補助額が決定されるべきである。あるいは、

算出した根拠が明確となっており、説明責任が果たされ納得が得られるような体制があつてしかるべきであるが、補助開始は令和 2 年度からであり、年数はさほど経過していないものの、算出した根拠の資料が見当たらない状況には疑問が残る。資料の管理が不十分な状況は、異動による引継ぎ等が適切に行われないことや、根拠不明確のままの業務が進んでいってしまうことが懸念される。

福島市では、現在単独給食実施校と学校給食センター受配校という 2 つの方式で運用されており、異なる部分が多くあることは承知するが、公平性と説明責任については大前提である。結果のみを報告するための資料だけでなく、算出資料や根拠資料の保管状況の見直し、説明できる体制の整備について検討すべきである。

## 2 管理運営費（南部学校給食センター給食運送委託契約）

契約名	管理運営費（福島市南部学校給食センター給食運送業務委託）
事業目的	南部学校給食センターの給食及び食器類を所轄の小・中学校へ配置し、使用済みの食器類を回収する
契約先	福島運送株式会社
契約金額	30,587,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 2,780,636 円）
担当部局	教育施設管理課
契約方法	・ 随意契約 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
契約年月日	令和 4 年 3 月 29 日
委託期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

### （1）契約の概要

福島市南部学校給食センターの給食及び食器類を安全かつ衛生的な状態で所轄の小・中学校への配送業務を行う委託契約である。本業務は、4 月 1 日から役務の提供を受ける必要があるため、「福島市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」第 2 条第 2 号に該当する長期継続契約であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約により業務委託契約を締結している。

「福島市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」

#### 第 2 条第 2 号

施行令第 167 条の 17 の規定により長期継続契約を締結することができる契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以

降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、次に掲げるものとする

(2) 庁舎等の清掃、警備及び維持管理、エレベーター等の機器の管理及び保守点検、会計及び情報等のシステムの管理運用、電算処理、運搬業務、各種事業の管理運営、広告並びに調査に係る業務委託契約

## (2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・委託理由に合理性があるか
- ・委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・委託料の算定方法は適切か
- ・委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・委託契約は適法であり、支払いは正確か
- ・委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

## (3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和4年度）の福島市南部学校給食センター給食運送業務委託契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校給食の運送という特に安全で衛生的な運送業務を求めるため、福島市の規格に合わせて改造された運搬車の専用コンテナを保有しており、健康管理及び衛生管理指導を徹底している業務従事者ではなければ契約の目的を達することができないとし、契約内容の性質又は目的が競争入札に適しないものとする地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により業者を選定していることを確認したが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。<ul style="list-style-type: none"><li>▶一者随意契約と予定価格の設計について（監査の結果①意見）</li><li>▶仕様書の記載内容について（監査の結果③指摘）</li></ul></li><li>・委託期間は1年間であるが、委託業務を4月1日から開始するため、市では当該契約については長期継続契約としている。長期継続契約に関する発議書を閲覧したところ、「監査の結果」に記載した問題点が検出</li></ul>

実施した手続	実施結果
	<p>された。</p> <p>▶決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について（監査の結果②指摘）</p>
<p>監査対象年度（令和 4 年度）の福島市南部学校給食センター給食運送業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>学校給食配送という安全で衛生的な運送業務を求めるため、専門業者への委託理由に合理性があると判断した。</p>
<p>監査対象年度（令和 4 年度）の福島市南部学校給食センター給食運送業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。</p>	<p>委託事務に必要な件数、金額が予算上明確にされていることを確認したが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>▶仕様書の記載内容について（監査の結果③指摘）</p> <p>▶契約条項の記載漏れについて（監査の結果④指摘）</p>
<p>監査対象年度（令和 4 年度）の福島市南部学校給食センター給食運送業務委託契約に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。</p>	<p>委託料算定方法については、継続して契約している 1 者から参考見積を入手し、当該委託先において実際に要する金額を把握し、委託金額算定の積算資料している。参考見積、市の積算資料を閲覧し、積算について参考見積を基本にして、検討されていることを確認したが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>▶一者随意契約と予定価格の設計について（監査の結果①意見）</p>
<p>監査対象年度（令和 4 年度）の福島市南部学校給食センター給食運送業務委託契約に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。</p>	<p>委託料は契約どおりに支払われており、委託業務の履行確認の後支払いが行われていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和 4 年度）の福島市南部学校給食センター給食運送業務委託契約に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。</p>	<p>契約書第 5 条（検査）及び 6 条（委託料の支払い）により、業者から毎月業務を完了したときに、遅滞なく市に対して完了報告書が提出され、検査後委託金額が支払われていることを確認した。</p>

#### （４）監査の結果

##### ①一者随意契約と予定価格の設計について【意見】

昭和 53 年 5 月の福島市南部学校給食センターによる給食提供開始時から、福島運送株式会社と給食運送業務について委託契約をしており、契約内容の性質又は目的が競争入札に適しないものとして地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約が長期間継続されている。また委託期間は 1 年間であるが、委託業務を 4 月 1 日から開始するため市は長期継続契約としている。

委託業務の予定価格について、当該業者から単独で参考見積書を入手して設計している。市の積算資料は業者の参考見積書金額を配送車両と項目ごとにまとめた表として紙

面 1 枚であった。予定価格は業者見積額と同額で設計され、平成 30 年度以降の推移を確認したところ、継続して落札率は 100%であった。

予定価格の設計は、契約の基本的かつ重要な行為であり、契約価格の決定に重大な影響を及ぼすものであるため、できる限り客観的に適正な金額を決定することが必要である。また、地方公共団体の契約方法は、公平性、公正性、透明性、競争性、経済性を確保するため競争入札が原則とされていることから、予定価格の積算は、原則として市が独自に経費等を積み上げて設計した積算金額に基づいて設定すべきではあるが、委託業務の性質や特殊性などから、業者からの参考見積書により算定する方法によらざるを得ない場合も想定される。

福島市における現在の給食運送業務の契約については、長期継続契約かつ一者随意契約が相当長期化している状況から、他の業者が参入する余地はない状況であり、予定価格の設計においても、一者随意契約相手先からの見積書を参考に予定価格の設計を行っており、見積書を提出した業者が落札していることから、落札率 100%という特殊な状況が長期間常態化している。客観的に見れば、1 者見積もりによる契約金額の高止まりの可能性、業者の「言い値」により予定価格が設計された可能性に疑義が生じる結果である。

(単位：円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
契約金額	30,030,836	30,030,836	30,587,000	30,587,000	30,587,000	31,085,176
予定価格	30,030,836	30,030,836	30,587,000	30,587,000	30,587,000	31,085,176
落札率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

このような疑義が生じないようにするためにも、参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を設計する場合には、独自に検証することができる項目がないか複数の業者の見積書や取引実例の比較等を行い、より適正な予定価格の設計に努めることが望ましい。給食配送業務委託については、配送業者は多く存在しており、一般競争入札を行っている近隣の自治体もある。福島市においても他の業者から参考見積の入手を検討できる余地はあるのではないかと考える（ただし、現状の仕様書では、業者が参考見積を提出することは不可能である（下記③指摘参照））。

市の予定価格の積算資料は、業者の参考見積書金額を配送車両と各項目ごとに表形式でまとめた紙面 1 枚であり、市が独自で検証した証跡や記録については資料として確認はできなかった。参考見積はあくまで予定価格の設計のエビデンスであり、参考見積書を表にまとめたものではなく、市が見積書を基にどのように検証し、予定価格の設計を行ったのか記録を残すべきである。過去からの経緯、経済環境の変化、業務の特殊性な

ど様々な要因を考慮して適正な予定価格なのか、積算根拠が不明確であるものや、積算時の検討が不十分であることが疑われるようなものがないように、予定価格積算の考え方、客観性についてどのように説明責任を果たせるのかについて再度検討いただきたい。

### ② 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘】

「福島市文書取扱規程」第 21 条において「決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする」とされているが、監査の過程で閲覧した決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていない。さらに、文書分類記号欄及び保存年限欄について、「福島市文書取扱規程」第 15 条において「起案文書には、文書分類表（別表第三）に掲げる分類記号及び第 37 条第 1 項の規定により総務課長が定めた保存期間を表示するものとする」とされているが、閲覧した発議書において文書分類記号及び保存年限の記載もされていない。これ以外にも、空欄が散見されているが、「文書事務の手引」で確認したところ、文書事務の経過を明らかにするために記載が必要と考えられる。

福島市文書取扱規程第 21 条（決裁年月日）

決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする。

福島市文書取扱規程第 15 条（文書分類記号等の表示）

起案文書には、文書分類表（別表第三）に掲げる分類記号及び第 37 条第 1 項の規定により総務課長が定めた保存期間を表示するものとする。

このように、文書事務手続が徹底されていない状況があり、「福島市文書取扱規程」や「文書事務の手引」といった内部規程等に遵守した起案文書の事務手続の運用をするべきである。

現在は電子決裁システムが整備され、記載を要する欄についてはシステム上で入力を求められるようになるとのことであるが、記載を要する各欄について記載を要する趣旨を起案者、決裁者ともに認識した上で、電子決裁の事務を運用していく必要がある。

### ③ 仕様書の記載内容について【指摘】

当該委託業務の仕様書について、必要とされる工数等、業務の具体的な内容に関する情報が大幅に欠落しており、紙面 1 枚にかなり簡略化されている。例えば、配送日時は「給食が行われる日」のみの記載であり、具体的な日数や基本食数、配送時間の記載はない。また基本となる条件、例えば輸送車両や必要なコンテナ等の設備の記載、従事する職員の資格や必要人数、衛生管理等の要件についての記載も一切ない。

仕様書は発注者が求める業務内容を具体的に記載し、業務内容に相応した入札金額等を積算するための資料であり、この仕様書の提示では、業者が見積金額を算出することは不可能と言わざるを得ない。この仕様書をもって、現業者がどのように見積額を算出していたのか疑問であるが、落札業者の長期固定化により、他の業者が参入する余地が

なく、発注者と受注者それぞれが業務内容を熟知していることがこのような簡易的な仕様書となってしまった要因であり、一者随意契約の長期化における弊害と言える。このような仕様書では、上述したように、予定価格の設計の適正化を図る上で、他の業者からの参考見積を入手しようにも不可能である。

現在の仕様書の内容では、仕様書として役割を果たしているとは言い難い。仕様書の本来の趣旨、目的を再度認識し、予定価格の設計の適正化の観点からも適切な仕様書を提示する必要がある。

他の自治体における給食センター配送業務委託に係る仕様書を例に比較すると以下の通りである。

基本となる条件等	現行記載	あるべき記載	あるべき記載の例
具体的な日数や基本食数、配送時間	給食の行われる日	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の実績日数や想定食数、配送時間等記載</li> <li>⇒業者が積算できるような内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食実施日及び特別に指定する日の午前〇時〇分から業務終了時までの間とする。なお、給食実施日は次のとおりとする。</li> <li>令和2年度：×××日</li> <li>令和3年度：×××日</li> <li>令和4年度：×××日</li> <li>令和5年度：×××日</li> <li>・1日当たりの食数は約×××食</li> </ul>
輸送車両や必要なコンテナ等の設備	専用の車両を使用すること	輸送車両や必要なコンテナ等の設備に関する要件、修繕や整備不良等に対する対応を明記	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に定める仕様の車両で常時〇台の学校給食センター専用の車両とする。</li> <li>(1) 1台につき〇名（運転手及び補助作業員）を配置する。</li> <li>(2) 床面の高さは〇cm</li> <li>(3) コンテナ数・コンテナサイズ</li> <li>(4) 車両の不備を発見した場合の対応</li> <li>・・・等専用車両やコンテナに対する要件記載</li> </ul>
従事する職員の資格や必要人数	専属	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務従事者や業務責任者の要件や報告内容</li> <li>業務従事者との連絡方法</li> <li>急病などの際の代行員等について</li> <li>研修等の協力等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本委託業務に従事する従業員は、あらかじめ氏名等必要な事項を学校給食センターに報告する。</li> <li>業務従事者のうち、運転手は専属の従業員とする。</li> <li>病欠、欠勤等による業務遅延が発生しないよう代替業務従事者を定めておく。</li> <li>学校給食が教育の一環である事を認識し、運転員に対し、必要な教育や研修を定期的実施する。</li> </ul>
衛生管理等の要件	従事者は腸内伝染病菌検査を受けさせる	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常の衛生管理、健康管理</li> <li>検査条件</li> <li>健康面や検査による業務従事禁止の場合についての記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理に関する教育を行い、常に食品の衛生的な取扱いができるよう指導する。</li> <li>作業前には手洗い及びアルコールによる手指の消毒を必ず行う。</li> <li>業務従事者の服装は、常に食品の運搬に適した清潔な白衣、帽子、ドライシューズ、マスク、手袋等を着用する。</li> <li>業務従事者は健康管理に注意を怠らないように</li> </ul>

基本となる条件等	現行記載	あるべき記載	あるべき記載の例
			<p>し、下痢症状・発熱・せき・外傷・皮膚病等伝染性の疾患で、食品衛生上支障の恐れのある者を配送業務に従事させないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回以上の健康診断及び毎月2回以上の赤痢菌、腸チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌（O157等）に係る検便検査を行う。</li> <li>・検査で陽性反応が現れた場合、速やかにセンターに連絡し、当該業務従事者については、本業務に従事させてはならない。</li> <li>・衛生研修会（年1回）に参加協力すること。</li> </ul>

#### ④契約条項の記載漏れについて【指摘】

当該業務委託契約書を確認したところ、契約保証金について記載がなく、契約条項の記載漏れがあった。

福島市財務規則第147条において、下記のように「契約保証金に関する定め」につき、契約書に記載するものとされており、規則を遵守して事務手続の運用をすべきである。

福島市財務規則 一部抜粋

（契約書）

第147条 前条の規定による契約書のうち工事又は製造（以下「工事等」という。）の請負契約に係る契約書については、別記福島市工事請負契約約款に基づき、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 工事等の名称
- (2) 請負代金の額
- (3) 工事等の着工の時期及び完成の時期（以下「工期」という。）
- (4) 福島市工事請負契約約款に対する特約条項
- (5) 前各号に掲げるものを除くほか必要な事項

2 財産の取得、貸付け及び処分に関する契約に係る契約書は、市長が別に定める書式とする。

3 前2項の規定による契約以外の契約に係る契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 給付の内容
- (2) 契約代金の額
- (3) 契約の履行期限
- (4) 契約保証金に関する定め
- (5) 契約代金の全部又は一部の前金払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

- (6) 当事者の一方から給付の内容の変更又は給付の中止の申出があった場合における損害の負担に関する定め
- (7) 天災その他不可抗力による損害の負担に関する定め
- (8) 価格等の変動若しくは変更に基づく契約代金の額又は給付の内容の変更に関する定め
- (9) 給付の完了の確認又は検査の時期及び引渡しの時期
- (10) 給付完了後における契約代金の支払の時期及び方法
- (11) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する定め
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) 給付の目的物に瑕疵があった場合における担保責任に関する定め
- (14) 前各号に掲げるものを除くほか必要な事項

### 3 学校給食費

#### (1) 福島市の学校給食の概要

福島市の学校給食は、2つの方式により運用されている。自校において学校給食を提供する福島市立小・中・特別支援学校（小・中学部）である単独給食実施校25校、及び5箇所の学校給食センターにから給食を受配している福島市立小・中学校44校がある。給食形態は、主食では米飯給食が週3.5回、パン・麺が週1.5回となっており、牛乳・副食を加えた完全給食を実施している。

【単独給食実施校一覧】

「福島市学校給食長期計画 2021（令和3年3月 福島市教育委員会）」より抜粋

◆単独給食実施校一覧（R2.5.1現在）

区分	No.	学校名	建築年	床面積 ㎡	調理食数		
					児童生徒数	教職員数	計
学校栄養職員 配置校	1	福島三小	昭和47年（1972年）	129	322	32	354
	2	森合小	昭和42年（1967年）	178	662	49	711
	3	渡利小	昭和54年（1979年）	181	376	30	406
	4	杉妻小	昭和54年（1979年）	185	645	47	692
	5	北沢又小	昭和54年（1979年）	185	416	35	451
	6	鎌田小	昭和54年（1979年）	128	548	41	589
	7	瀬上小	昭和48年（1973年）	124	518	37	555
	8	吉井田小	昭和48年（1973年）	129	457	37	494
	9	北信中	昭和55年（1980年）	152	747	57	804
	10	野田中	昭和57年（1982年）	135	375	36	411
	11	福島養護	昭和42年（1967年）	96	117	75	192
計(11)					5,183	476	5,659
学校栄養職員 未配置校	1	福島一小	昭和40年（1965年）	169	92	25	117
	2	福島二小	昭和46年（1971年）	133	199	25	224
	3	福島四小	昭和41年（1966年）	150	102	26	128
	4	清明小	昭和36年（1961年）	107	185	21	206
	5	三河台小	昭和48年（1973年）	128	417	29	446
	6	清水小	昭和56年（1981年）	175	491	39	530
	7	御山小	平成6年（1994年）	210	402	34	436
	8	岡山小	昭和56年（1981年）	160	413	36	449
	9	月輪小	昭和54年（1979年）	120	120	16	136
	10	飯坂小	昭和54年（1979年）	169	225	24	249
	11	庭坂小	昭和58年（1983年）	132	297	28	325
	12	庭塚小	昭和60年（1985年）	120	86	23	109
	13	水保小	平成元年（1989年）	99	76	17	93
	14	吾妻中	昭和49年（1974年）	110	219	27	246
計(14)					3,324	370	3,694
合計(25)					8,507	846	9,353

【学校給食センター】

「福島市学校給食長期計画 2021（令和3年3月 福島市教育委員会）」より抜粋

	施設名	開設年月日	提供給食数 (1日あたり)	学校数(校)
1	西部学校給食センター	昭和45年（1970） 4月1日	3,122	8
2	北部学校給食センター	昭和47年（1972） 4月1日	3,001	12
3	南部学校給食センター	昭和53年（1978） 4月1日	2,243	13
4	東部学校給食センター	平成7年（1995） 4月1日	2,718	7
5	福島市・川俣町学校給食センター	平成19年（2007） 4月27日	356	4
合計			11,440	44

【給食センター別受配校一覧】

「福島市学校給食長期計画 2021（令和3年3月 福島市教育委員会）」より抜粋

◆給食センター別受配校一覧（R2.5.1現在）

No.	センター名	開設年月日 建築面積	No.	学 校 名	調理食数		
					児 徒 数	教職員数	計
1	西部学校 給食センター  上名倉字下田24	昭和45年（1970年） 4月1日  781㎡	1	荒井小	167	17	184
			2	佐倉小	116	13	129
			3	佐原小	26	7	33
			4	大森小	662	45	707
			5	野田小	719	47	766
			6	清水中	407	32	439
			7	西信中	165	19	184
			8	信夫中	635	45	680
				計（8）	2,897	225	3,122
2	北部学校 給食センター  飯坂町平野字丸山12-5	昭和47年（1972年） 4月1日  856㎡	1	余目小	143	15	158
			2	矢野小	393	25	418
			3	大笹生小	70	11	81
			4	笹谷小	526	34	560
			5	中野小	21	7	28
			6	平野小	455	36	491
			7	湯野小	135	17	152
			8	東湯野小	16	9	25
			9	信陵中	506	42	548
			10	大鳥中	140	18	158
			11	平野中	232	24	256
			12	西根中	107	19	126
				計（12）	2,744	257	3,001
3	南部学校 給食センター  松川町字土腐16-1	昭和53年（1978年） 4月1日  829㎡	1	蓬萊小	244	26	270
			2	蓬萊東小	194	19	213
			3	立子山小	12	7	19
			4	松川小	399	35	434
			5	水原小	13	7	20
			6	金谷川小	81	12	93
			7	下川崎小	75	12	87
			8	鳥川小	336	29	365
			9	平田小	46	10	56
			10	平石小	26	9	35
			11	蓬萊中	273	28	301
			12	立子山中	4	9	13
			13	松陵中	312	25	337
				計（13）	2,015	228	2,243
4	東部学校 給食センター  岡部字根深5-1	平成7年（1995年） 4月1日  1,668㎡	1	南向台小	107	13	120
			2	福島一中	593	43	636
			3	福島二中	221	30	251
			4	福島三中	436	34	470
			5	福島四中	457	35	492
			6	岳陽中	377	32	409
			7	渡利中	315	25	340
				計（7）	2,506	212	2,718
5	福島市・川俣町学校 給食センター  伊達郡川俣町大字 鶴沢字中山1-20	平成19年（2007年） 4月27日  774㎡	1	飯野小	134	15	149
			2	大久保小	35	9	44
			3	青木小	26	7	33
			4	飯野中	112	18	130
				計（4）	307	49	356
合計			44		10,469	971	11,440

(2) 学校給食費の負担額

学校給食法第11条により、学校給食の運営に係る施設・設備の整備費、修繕費、人件費、光熱水費、食材費などのうち、食材費の部分を保護者が給食費として負担し、食材費以外のコストは全て学校設置者である市が負担することが規定されている。

学校給食費の構成

- ①運営費（学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費、学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費など）・・・学校給食法第11条1項
- ②食材費（保護者負担）・・・学校給食法第11条2項

**【学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）】**

（経費の負担）

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

**【学校給食法施行令（昭和二十九年政令第二百十二号）】**

（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）

第二条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第十一条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

二 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

（3）監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・学校給食費の算定は適切か
- ・学校給食費の徴収が法令等に準拠して行われているか
- ・学校給食費の徴収が効率的に行われ、公平性が確保されているか
- ・学校給食費の滞納管理は適切か
- ・学校給食費の債権放棄手続は法令等に準拠して行われているか

（4）実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和4年度）の学校給食費に関する資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、学校給食費の算定は適切かを確認した。	・学校給食費の算定は主食（米飯・パン）、牛乳、副食で構成されており、それぞれの算定検討過程、根拠を確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤1食あたり食材費の算定検討資料と公表について（監査の結果①指摘）
監査対象年度（令和4年度）の学校給食費	・「学校給食事務の手引き」及び「福島市学

実施した手続	実施結果
<p>に関する資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、学校給食費の徴収が法令等に準拠して行われているかを確認した。</p>	<p>校給食費徴収金の未納解消処理に関する事務取扱要領」により、徴収の事務処理を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収事務について確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</li> <li>▶学校給食費の徴収・債権管理の公平性の確保について（監査の結果②意見）</li> </ul>
<p>監査対象年度（令和 4 年度）の学校給食費に関する資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、学校給食費の徴収が効率的に行われ、公平性が確保されているかを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校給食事務の手引き」及び「福島市学校給食費徴収金の未納解消処理に関する事務取扱要領」により、徴収の事務処理を行っている。</li> <li>・徴収事務について確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</li> <li>▶学校給食費の徴収・債権管理の公平性の確保について（監査の結果②意見）</li> </ul>
<p>監査対象年度（令和 4 年度）の学校給食費に関する資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、学校給食費の滞納管理は適切かを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島市では「福島市学校給食費徴収金の未納解消処理に関する事務取扱要領」に基づき事務処理を行っている。</li> <li>・福島市における学校給食費の滞納管理状況を確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</li> <li>▶学校給食費の徴収・債権管理の公平性の確保について（監査の結果②意見）</li> </ul>
<p>監査対象年度（令和 4 年度）の学校給食費に関する資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、学校給食費の債権放棄手続は法令等に準拠して行われているかを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島市における学校給食費の滞納管理状況を確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</li> <li>▶学校給食費の徴収・債権管理の公平性の確保について（監査の結果②意見）</li> </ul>

#### (5) 監査の結果

##### ① 1食あたり食材費の算定検討資料と公表について【指摘】

学校給食法により、学校給食の費用は、食材費の部分を保護者が給食費として負担し、食材費以外のコストは全て学校設置者である市が負担することが規定されている。このため、1食当たりの食材費を計算するにあたり、フルコストの概念による原価計算は行っていない。

1食あたり食材費は、学校給食センター受配校では、公費として議会承認（市の予算・決算）などを通して収支が管理される「公会計」が採用されており、市の予算で管理されることから学校給食センター受配校内の小学校の各校、中学校の各校においては同額である。

一方、単独給食実施校では、各学校内で学校給食費の収支が管理される「私会計」が採用されており、各学校が独自に食材費単価を算定することから、1食あたり食材費は各学校で異なり、さらに学校給食センター受配校とも相違している状況である。

1食あたりの食材費の内訳は、主食（米飯・パン）、牛乳、副食とされている。ここ数年間の食材費単価の推移は以下の通りである（私会計である単独給食実施校については、各学校が独自に算定している）。

**【学校給食センター受配校における1食あたり食材費内訳の推移】**

学校給食センター受配校【小学校】

（単位：円）

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
主食	60.23	61.95	64.97	65.12	64.53
牛乳	54.39	55.8	56.07	56.36	57.15
副食	145.38	142.25	158.96	158.52	178.32
計	260.0	260.0	280.0	280.0	300.0

学校給食センター受配校【中学校】

（単位：円）

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
主食	67.91	69.68	72.88	72.85	72.13
牛乳	58.92	60.45	60.74	61.06	57.15
副食	183.17	179.87	196.38	196.09	220.72
計	310.0	310.0	330.0	330.0	350.0

**【単独給食実施校における1食あたり食材費の推移】**

「単独給食実施校における福島型給食推進事業補助金の推移」（福島市作成資料）より作成

単独給食実施校【小学校】

※各校で1食あたりの食材費の単価が相違することから、平均額を算出した（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1食あたりの食材費（平均額）	298円	298円	319円

単独給食実施校【中学校】

※各校で1食あたりの食材費の単価が相違することから、平均額を算出した（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1食あたりの食材費（平均額）	335円	355円	355円

福島市では、主食（米飯、パン）は学校給食会で単価が決定され（米飯、パンの年間平均単価として計算）、牛乳は県契約単価で決定されている。残る副食についての算定方法を確認したところ、1食あたりの食材費から主食、牛乳の単価を差し引いた残りの金額で、副食の量や栄養面、取引業者との契約等を勘案して算出・検討したと回答を得

たが、1食あたりの食材費単価を算定した資料を確認することができなかった。

また、監査対象年度である令和4年度においては、公会計である給食センター受配校において物価上昇を要因として1食あたりの食材費単価が改定（増額）されており（単独給食実施校については、各校で決定されている）、改定に際して主な食材の物価上昇率や栄養面等を考慮して試算等を行った上での増額であると考えるが、改定について検討された資料についても監査において確認できなかった。

福島市学校給食センター条例施行規則第6条では、「学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定による保護者が負担すべき給食費の額は、市長が別に定める」とされている。1食あたりの食材費単価は市の議会承認を経て決定されるが、審議機関又は委員会等を設置し、これらに諮ったうえで適正な給食費について議論することも一般的であり、福島市においても学識経験者、関係学校長等による福島市学校給食センター運営委員会が設置されている。令和4年度の福島市学校給食センター運営委員会の議事録を閲覧したところ、市担当者より物価高騰により1食あたりの食材費単価が改定された旨の報告はあったものの、改定額の算定検討内容までは踏み込んでおらず、改定単価報告のみであった。福島市学校給食センター運営委員会規程第2条に「運営委員会は、学校給食センターにおいて実施する学校給食の重要な事項に関し、教育長の諮問に応じ、調査建議する」とされている。1食あたりの食材費単価の改定は、改定の要因、改定額とその検討内容、改定による影響等を踏まえ、給食費単価が適正かにつき、学校給食に重要な事項であると考えられる。今回の監査においても給食費単価の算定、改定に関する検討資料が確認できていない。福島市学校給食センター運営委員会においても、単価について算定・検討資料が市側から提示されていないのであれば、単価のみの報告をもって委員が1食あたりの食材費単価の改定について調査建議を有意義に行うことは難しいと考える。

学校給食法第1条において、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」との記載があり、学校給食は栄養面や食事内容を通じた食育の観点も踏まえた学校給食となるよう配慮して適切に算定する必要がある。単純に前年度の給食費と同額とすることや、月額等を決定して単価が割り出されるようなものではない。本来、主食、牛乳、副食それぞれにおいて、学校給食法に記載された観点により適切な単価が検討され、結果として1食あたりの食材費単価として積み上げられるはずである。福島市においても、当然のこととしてこのような検討がなされたうえで現在の1食あたりの食材費単価が算出されたと推測するが、上述したように算出・検討した資料が確認できない状況であり、客観的に1食あたりの食材費が適正であるか判断できない状況であった。

この数年、福島市でも学校給食における食材費の額が変更されており、給食費に関する資料の管理が不十分な状況は、適正な単価計算がされているかについて疑義を生じさ

せ、他の自治体との比較可能性も失ってしまう。さらに、資料不十分により異動による引継ぎ等が適切に行われないこと、その結果として根拠不明確のままの業務が進んでしまう事務的な悪循環も懸念されることである。

また、福島市における学校給食費の単価に関する情報公表内容についても不足していると考えられる。福島市のホームページでは、福島型給食推進事業における保護者負担軽減額を公表する意味合いが強く、1食あたりの食材費の単価は示されているが、単価のみ公表している。令和5年度においても、1食あたりの食材費は改定されているが、食材価格等の物価が高騰する現状においても市が助成するため保護者負担額は変更ない旨の記載にとどまっており、1食あたりの食材費について単価が変更された経緯、算出や検討した内容の説明は見受けられない。なお、単独給食実施校については、学校単位で給食費は異なるが保護者負担軽減額（市助成額）は一律である旨の記載のみである。ホームページの他、各学校において保護者へ便り等により周知を行っているようであるが、市の担当者に確認したところホームページ同様の内容であり、算定や検討の過程についての説明は保護者にも周知されていないようであった。

学校給食費の1食あたりの食材費単価について、他の自治体の公表情報を確認すると、児童生徒1人1食当たり給食費算出例や主な学校給食用食材の価格動向等を示し、現在の1食あたり食材費単価がどのように算出されたかを示している自治体もあった。また、最近では物価高騰の影響から給食費単価を増額改定する自治体が多く、増額改定についても学校給食の取り巻く現状や主な食材の物価上昇率や栄養面の検討等を踏まえ、改定を行う背景や算出方法、金額等を明瞭に公表している自治体も見られた。

福島市では、単独給食実施校と学校給食センター受配校という2つの方式で運用されており、異なる部分が多くあることは承知するが、食材費の部分を保護者が給食費として負担し、さらに、その一部の費用を市が助成するのであれば、保護者のみならず市民にとっても給食費の単価は非常に重要な情報である。1食あたりの食材費がどのような情報に基づき、どのような経緯で、どのように決定したかについて市民に説明する責任があり、現在公表している内容では説明責任が果たされているとは言い難い。

以上より、1食あたり食材費の算定検討資料の作成と資料の管理状況の再確認、同時に算定検討した過程の公表による市の説明責任のあり方について、改めて検討する必要がある。

## ②学校給食費の徴収・債権管理の公平性の確保について【意見】

福島市の学校給食費の徴収・債権管理については、単独給食実施校（私会計）、学校給食センター受配校（公会計）問わず、福島市の全ての学校において、学校で徴収・管理されている。徴収・管理事務については、「学校給食事務の手引き」や「福島市学校給食費徴収金の未納解消処理に関する事務取扱要領」により行われている。学校給食費の未納が発生した場合、学校長名義で督促し、督促後なお支払いがない場合には、催告

書の送付や面談、分納相談、就学援助の紹介等を行う。学校給食費は私債権（契約等の当事者間の合意（私法上の原因）に基づき発生する債権）であり、改正民法により時効は5年となっている。

徴収未納額（滞納額）に関しては、単独給食実施校（私会計）、学校給食センター受配校（公会計）で金額に差が生じている。単独給食実施校と学校給食センター受配校の直近の滞納額の推移は、以下の通りである。

### 【滞納額の推移】

給食センター受配校

（単位：円）

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
現年度分	1,409,273	931,724	311,635	208,480	356,663
滞納繰越分	4,722,063	5,218,099	4,784,409	3,287,662	2,160,304
計	6,131,336	6,149,823	5,096,044	3,496,142	2,516,967

単独給食実施校

（単位：円）

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
現年度分				403,206	474,574
滞納繰越分				1,011,195	1,070,417
計				1,414,401	1,544,991

※単独給食実施校の令和2年度以前の滞納額については、市で適切に集計できていない。

上記の表の通り、単独給食実施校の方が学校給食センター受配校よりも滞納額が少ない。市の担当者にこの要因について質問したところ、単独給食実施校については、私会計のため各学校が独立採算であり、収入不足が食材費の購入資金不足等に直結してしまうため徴収が強化されることが理由として推測されるとのことである。徴収未納額の差にこのような要因が存在するとすれば、学校の徴収意欲によって徴収額が変動することも考えられ、公平性の観点から非常に問題である。

また、債権放棄については、学校給食センター受配校においては「福島市債権管理条例」及び「福島市債権管理条例施行規則」に基づき実施されており、各学校から提出された債権放棄処理調書を市で確認して債権放棄が決定される。単独給食実施校の債権放棄については、私会計であることから各学校長により債権放棄額が決定されるが、特段規程等はなく、福島市から「未納学校給食費の債権放棄に準ずる事務取扱について」を通知し、年度末に各学校内で債権放棄の決定を行い、学校長まで決裁後、債権放棄処理調書を教育委員会に提出させ、学校給食センター受配校と同様に債権放棄の手続きが実施できるよう対応している。

不能欠損額の推移を確認したところ、以下の通りであった。

【不納欠損額】

給食センター受配校

(単位：円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
不納欠損額	712,000	625,345	584,000	1,300,380	1,124,329
うち時効によるもの	712,000	625,345	584,000	1,300,380	1,124,329
件数	23	19	19	43	34

単独給食実施校

(単位：円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
不納欠損額	0	0	0	0	179,220
うち時効によるもの	0	0	0	0	179,220
件数	0	0	0	0	4

※単独給食実施校の債権放棄は、令和 4 年度が初めての発生である (1 名分)。

債権放棄・不納欠損額は、平成 30 年以降、その全てが時効成立によるものである。時効成立については、具体的には、債権が時効の中断なく 5 年経過した場合であるが、一度でも納付実績がある、あるいは納入誓約書を提出したような場合は、その時点から 5 年経過となる。そのため仮に、債権発生から一度も納付せず納入誓約書も提出しない債務者であれば、当初調定日から 5 年経過すると債権放棄・不能欠損処理されてしまうことになる。

福島市における令和 4 年度における不能欠損額の調定年度別の内訳は以下の通りである。

【令和 4 年度不納欠損額の調定年度別内訳】

学校給食センター受配校

調定年度	金額 (円)
平成 24 年度	18,293
平成 27 年度	54,830
平成 28 年度	26,120
平成 29 年度	1,025,086
合計	1,124,329

単独給食実施校

調定年度	金額 (円)
平成 24 年度	22,120
平成 25 年度	50,960
平成 26 年度	52,780
平成 27 年度	53,360
合計	179,220

仮に上述した債権発生から一度も納付せず納入誓約書も提出しない債務者であれば、令和 4 年度に不能欠損処理される債権の調定年度は平成 29 年度となるが、学校給食センター受配校の令和 4 年度不能欠損額のほとんどが平成 29 年度の発生となっている。

また、令和 4 年度における学校給食センター受配校の収入未済額は 2,516,967 円あり、令和 5 年度に繰り越されているが、令和 4 年度収入未済額(令和 5 年度繰越額)の調定年

度別内訳は以下の通りである。

【令和 4 年度不納欠損額の調定年度別内訳】

学校給食センター受配校

調定年度	金額（円）
平成 16 年度	34,190
平成 17 年度	21,810
平成 26 年度	6,434
平成 28 年度	87,895
平成 29 年度	198,220
平成 30 年度	942,163
平成 31 年度	473,292
令和 2 年度	223,180
令和 3 年度	173,120
令和 4 年度	356,663
合計	2,516,967

上記のうち、平成 29 年度以前に調定され、令和 5 年度に債権が繰り越された額 328,549 円ある。これは、時効となっていない債権、すなわち各学校の徴収努力等により少しずつでも納付の実績がある、または納入誓約書が提出されたことにより時効の中断があったもの等である。つまり、給食費の延滞について誠実に取り組んでいる保護者は継続して納付を課すが、一切納付せず、誓約書も取り交わさない保護者であれば 5 年という時効で消滅させるのは、非常に公平性に欠けると言わざるを得ない。

もちろん滞納者個々の諸事情はあろうが、各家庭への周知は学校ごと異なるため、同じ自治体内でも差が生じており、徴収・債権管理が一律に行えていない可能性が否定できない。これは福島市が単独給食実施校と公会計の学校給食センター受配校という 2 つの方式で学校給食が運用されていることによる徴収意欲の温度差と、徴収・債権管理を各学校に任せていることが大きな要因であると考えられる。

この点については、学校給食の公会計化等を導入することで会計・徴収・管理の一元的管理が可能となる。文部科学省においては、学校給食費の公会計化について、給食費を自治体の予算に組み入れる公会計化だけでなく、給食費の徴収・管理を学校ではなく、地方公共団体自らの業務として実施することを含め「公会計化等」として公会計化を推進している。公会計化等により、市で学校給食費の徴収状況を随時把握することで、公的扶助等の相談等、未納への早期対応や、児童手当からの振替も選択肢として可能となり、一元的管理により保護者負担の公平性が確保される。また、今回の監査手続において、各学校の給食費徴収事務の視察や滞納管理に係る書類等を閲覧したが、学校側の事務負担は非常に大きいと感じた。未納者への徴収手続等を中心とする学校教職員の事務負担は大きく、本来業務に支障をきたすものであり、この点においても公会計化等による学校の負担軽減効果は非常に大きい。公会計化等の詳細については、「福島型給食推進事業」も参照いただきたい。

なお、未納への解消については福島市では「福島市学校給食長期計画 2021（令和 3

年 3 月 福島市教育委員会)」において以下の記載がある。

「福島市学校給食長期計画 2021（令和 3 年 3 月 福島市教育委員会）」より抜粋

#### 4 給食費未納の解消と給食会計の整理（公会計・私会計）

学校給食の運営に必要な経費のうち食材費は、法令に基づき保護者が負担することとなっています。受益者負担と公平性の観点からも学校給食費の未納解消に取り組みます。

また、単独給食実施校の私会計を公会計に移行していくことにより、事務処理の効率化を図ります。

##### （1）給食費の未納解消

経済的に支払が困難な保護者については、納付猶予や分納、就学援助制度の説明等の納付相談に応じるとともに、納付誓約書の提出等により計画的な納付を進めます。

また、再三の督促や訪問、納付誓約にもかかわらず、給食費未納の保護者に対しては、法的手続きである支払督促制度（※1）を活用するなどの収納対策に努めます。

##### ※1：支払督促制度

簡易裁判所の手続の一つ。通常の訴訟手続とは異なり、書類等の手続によって裁判における判決を受けた場合と同一の効果を簡易迅速に得ることのできる制度。「異議申立」がなければ、申立人(債権者)において強制執行を行うことが可能。

	項目	実施時期	実施主体
1	納付相談・分納誓約の実施	通年	学校
2	催告書の送付	通年	市・学校
3	支払督促制度の活用	通年	市

納付に非協力的な未納者に対しては、上記の長期計画に記載しているように法的手続きによる督促制度、強制執行を進めるべきである。これらの法的制度を活用せずに時効による債権放棄が行われている現状は、著しく不公平である。未納解消に対する手続きの厳格化を進めることも必要であると考えます。

#### 4 福島市東部学校給食センター



(1) 概要

所在地	福島市岡部字根深 5 番地の 1
開設	平成 7 年 4 月 1 日 (給食開始：平成 7 年 5 月 1 日)
施設	敷地面積：4,968.66 m <sup>2</sup> 建築面積：1,560 m <sup>2</sup> 延床面積：1,668 m <sup>2</sup> (管理棟 519 m <sup>2</sup> 、調理棟 1,149 m <sup>2</sup> ) 建物構造：鉄筋コンクリート一部鉄骨造 (一部二階建) 施設内容：1 階 調理室、洗浄室、炊飯室、下処理室、検収室、食品保管庫、消毒室、事務室 2 階 会議室、更衣室 ※調理室は学校給食衛生管理基準に基づくドライ方式を採用
事業費	総事業費：14 億 4 千万円 (うち厨房機器費：4 億 4 千万円)
調理規模	供給可能食数：約 3,500 食/日
職員等	事務室 4 名 (所長 1 名、主査 1 名、栄養教諭 1 名、主任栄養技師 1 名) 調理 23 名 (平成 27 年度より外部へ業務委託) 運 送 3 名 (開設当初より外部委託 3 台で配送)
受配校	中学校 6 校 福島第一中学校、福島第二中学校、福島第三中学校、福島第四中学校、岳陽中学校、渡利中学校 小学校 1 校 南向台小学校

(2) 予算決算の推移

(単位：円)

予算額	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
歳 入	155,813,740	141,220,116	121,422,107	131,632,320	124,963,710
歳 出	254,323,000	278,204,000	311,658,000	288,999,000	320,439,761

決算額	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
歳 入	153,887,859	139,444,795	119,731,466	129,967,703	123,741,258
歳 出	252,725,226	242,316,047	286,525,604	277,746,085	310,892,484

令和 4 年度 歳入内訳	学校給食センタ ー使用料	学校給食費徴収 金 現年度分	学校給食費徴収 金 滞納分	合計
調 定 額	1,056	123,977,527	985,127	124,963,710
決 算 額	1,056	123,689,357	50,845	123,741,258

令和 4 年度 歳出内訳	管理運営費	材料費	施設改修 事業費	備品購入費	合計
予 算 額	105,703,711	165,126,000	49,027,050	583,000	320,439,761
決 算 額	105,701,649	155,581,565	49,026,270	583,000	310,892,484

(3) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲

覧することにより手続を実施した。

- ・ 検査用保存食の保管方法及び保管状況が適切に行われているか。
- ・ 食材入荷に当たって、検収方法や検収時の処理、書類の保存状況が適切に行われているか。
- ・ 食品残さがどの程度発生しているか。
- ・ 備品・物品について、財務規則等に従った管理が行われているか
- ・ 備品・物品が有効に活用されているか。

#### (4) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
検査用保存食の保管方法及び保管状況が学校給食衛生管理基準に沿った対応となっているか確認した。	学校給食日常点検表における検収時、保存食の管理、保存食廃棄予定カレンダーにより管理がされており、特に問題となる点はなかった。
食材入荷に当たって、検収方法や検収時の処理、書類の保存状況が適切に行われているかを確認した。	食材入荷に当たって検収時の処理、書類の保存状況を含め確認した。 ➤ 納品書の保管について（監査の結果①意見）
食品残さがどの程度発生しているか、学校給食センター全体の状況を把握した。	学校給食センターの食品残さ全体の状況について確認した。 ➤ 食品残さの発生状況について（監査の結果②意見）
使用が制限されている施設がある場合、安全対策が十分に施されているかを確認した。	施設全域を視察した結果、使用が制限されている施設はなく、検出事項はなかった。
監査人が抽出した備品台帳に登載されている品目について、現物と照合する。また現物が備品台帳に登載されていることを確認する。	備品台帳から抽出した備品はすべて現物と照合した。また現物も備品台帳に適切に登載されていることを確認した。
不要・不稼働物品が存在するかどうかを質問し、該当がある場合には保管状況を確認する。	質問及び施設全域を視察した結果不要・不稼働備品は存在せず、問題となる結果はなかった。

#### (5) 監査の結果

##### ①納品書の保管について【意見】

食材が納品される場合、納入業者が持参した納品書と現物により検品・検収が実施されている。例外的に発生する納品書の保管について、現行では以下のように取り扱っている。

単位が相違している場合の納品書が発生した場合は、納品書を差し替えて保管し、差替え前の納品書は破棄している。差替え前の納品書は、差替えとなった原因が記載されている帳票であることから、今後は差替え前の納品書についても保管することが望まし

い。

青果物給食で納品時に単価の記載がない納品書は、栄養士が1ヶ月程度保管した後、廃棄している。青果物給食については、納品時に単価の記載がない仮納品書が提示される。検収記録表にも数量は記載されているものの、入庫時に納入業者が提示した数量はあくまでも納品書であり、数量を確認するための原票である。少なくとも支払決済が完了するまでは保管することが望ましい。

## ②食品残さ等について【意見】

食品衛生管理の観点から、学校へ提供した給食について、いわゆる食べ残しが発生した場合は、給食センターに戻し、廃棄処分している。

	①R3 食べ残し	②R4 食べ残し	③=②-①	②÷①×100
東部給食センター	32,527.8 kg	33,106.8 kg	1,179 kg	101.8%
(参考)				
西部給食センター	31,380.0 kg	33,336.0 kg	1,956.0 kg	106.2%
北部給食センター	31,848.3 kg	36,695.8 kg	4,847.5 kg	115.2%
南部給食センター	20,590.7 kg	22,679.6 kg	2,088.9 kg	110.1%

調理残さ

	①R3 調理残さ	②R4 調理残さ	③=②-①	②÷①×100
東部給食センター	5,994.6 kg	6,098.1 kg	103.5 kg	101.7%
(参考)				
西部給食センター	4,203.0 kg	3,336.0 kg	△867 kg	79.4%
北部給食センター	4,470.5 kg	4,584.9 kg	114.4 kg	102.6%
南部給食センター	3,212.3 kg	3,425.0 kg	212.7 kg	106.6%

総計

	①R3	②R4	③=②-①	②÷①×100
食べ残し計	116,346.8 kg	125,818.2 kg	9,417.4 kg	108.1%
調理残さ計	17,880.4 kg	17,444.0 kg	△436.4 kg	97.6%
総計	147,828.9 kg	157,294.7 kg	9,465.8 kg	106.4%

食べ残しについては、増加傾向となっている。調理残さは、総計で減少しているが、これは西部給食センターの減少が影響しているためであり、他の給食センターでは増加となっている。食べ残しや調理残さは、クリーンセンターで処分しているようであるが、堆肥化するなどの利活用を検討する必要がある。

## 5 飯坂小学校劣化度業務委託

委託業務名	飯坂小学校劣化度調査業務委託
担当部局	福島市教育委員会教育施設管理課
契約方法	地方自治法施行令第167条第1号に基づく指名競争入札
契約金額(税込)	3,850,000円
単年度 or 複数年度	単年度契約
基準年度末現在にお	該当なし。

ける同一契約先との 契約年数	
契約先	株式会社小島建築設計事務所
契約年月日	令和4年10月18日
業務完了日	令和5年2月17日

(1) 業務委託契約の概要

福島市学校施設等個別計画に基づき、長寿命化による施設の安全性を維持するため、建物の劣化状況を確認し、今後30年以上に渡り長期的に使用することが可能な構造体かどうかを判断する。長寿命化が可能と判断できれば「長寿命化改良事業」の補助対象となる。

(2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。
- ・ 委託理由に合理性があるか。
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
- ・ 委託料の算定方法は適正か。
- ・ 委託契約は適法であり、支払いは正確か。
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。
- ・ 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
関連書類の閲覧等により、契約の方式及び相手方の選定方法は適正か確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者の選定に当たっては、設計金額が概ね1,000万円未満の委託業務のため指名競争入札制度を採用している。</li> <li>・ 6者指名し、6者入札、うち最低金額で入札した株式会社小島建築設計事務所が落札した。</li> <li>・ 契約の方式及び相手方の選定方法は、福島市の財務規則やガイドライン等に基づき適正に行われている。</li> </ul>
関連書類の閲覧等により、委託理由に合理性があるかどうか確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該委託業務は小学校の建物の劣化度の調査を行うものであり、高度な専門的技術が必要となることから、委託理由に合理性</li> </ul>

実施した手続	実施結果
	はあると考えられる。
関連書類の閲覧等により、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかどうか確認した。	・令和4年9月21日に予算執行伺書で当該委託業務の予算額について発議を行っており、当該委託業務の予算額は明確になっている。
関連書類の閲覧等により、委託料の算定方法は適正かどうかを確認した。	・委託料の算定は設計書で行われており、工数または数量に単価を乗じて算定されており、委託料の算定方法は適正である。
関連書類の閲覧等により、委託契約は適法であり、支払いは正確かどうかを確認した。	・令和4年10月18日付で業務委託契約が締結され契約書が作成されている。 ・支払は、契約書に基づき、令和4年12月1日に前払金1,340,000円、令和5年3月30日に残金2,510,000円が支払われている。
関連書類の閲覧等により、委託料は業務の内容に対し適正な水準かどうか、及び委託先では業務コストの削減努力が行われているかどうかを確認した。	・同一の委託業務については同一の見積り単価を適用しているため、委託料は適正水準にあるものと判断する。 ・委託先では外部への再委託等を行っておらず、変更契約の締結も行われていないため、業務コストの削減努力は行われているものと判断する。
関連書類の閲覧等により、当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかどうかを確認した。	・劣化度調査により学校施設の長寿命化の実施に資するため、当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献している。
関連書類の閲覧等により、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかどうか確認した。	・令和5年2月17日の業務完了後、令和5年2月22日に公共建築課の検査員により当該委託業務に係る検査が行われている。

#### (4) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### 6 三河台小学校耐力調査業務委託

委託業務名	三河台小学校耐力度調査業務委託
担当部局	福島市教育委員会教育施設管理課
契約方法	地方自治法施行令第167条第1号に基づく指名競争入札
契約金額(税込)	5,720,000円
単年度 or 複数年度	単年度契約
基準年度末現在における同一契約先との契約年数	該当なし。
契約先	株式会社平木建築設計事務所
契約年月日	令和4年7月12日
業務完了日	令和4年10月31日

### (1) 業務委託契約の概要

公立学校施設における建物の構造耐力、経年による耐力及び機能の低下、立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価するものである。調査の結果、所要の耐力度点数（10,000点満点）に達しないものについては、老朽化した公立学校施設を建て替える事業の対象となる。

### (2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。
- ・委託理由に合理性があるか。
- ・委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
- ・委託料の算定方法は適正か。
- ・委託契約は適法であり、支払いは正確か。
- ・委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。
- ・当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。
- ・委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

### (3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
関連書類の閲覧等により、契約の方式及び相手方の選定方法は適正か確認した。	・事業者の選定に当たっては、設計金額が概ね1,000万円未満の委託業務のため指名競争入札制度を採用している。 ・6者指名し、6者入札、うち最低金額で入札した株式会社平木建築設計事務所が落札した。 ・契約の方式及び相手方の選定方法は、福島市の財務規則やガイドライン等に基づき適正に行われている。
関連書類の閲覧等により、委託理由に合理性があるかどうか確認した。	・当該委託業務は小学校の建物の構造的な耐力や経年による耐力等の調査を行うものであり、高度な専門的技術が必要となることから、委託理由に合理性はあると考えられる。
関連書類の閲覧等により、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかどうか確認した。	・令和4年6月15日に予算執行伺書で当該委託業務の予算額について発議を行っており、当該委託業務の予算額は明確になっている。
関連書類の閲覧等により、委託料の算定方	・委託料の算定は設計書で行われており、

実施した手続	実施結果
法は適正かどうかを確認した。	工数または数量に単価を乗じて算定されており、委託料の算定方法は適正である。
関連書類の閲覧等により、委託契約は適法であり、支払いは正確かどうかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年7月12日付で業務委託契約が締結され契約書が作成されている。</li> <li>支払は、契約書に基づき、令和4年12月22日に5,720,000円支払われている。</li> </ul>
関連書類の閲覧等により、委託料は業務の内容に対し適正な水準かどうか、及び委託先では業務コストの削減努力が行われているかどうかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一の委託業務については同一の見積り単価を適用しているため、委託料は適正水準にあるものと判断する。</li> <li>委託先では外部への再委託等を行っておらず、変更契約の締結も行われていないため、業務コストの削減努力は行われているものと判断する。</li> </ul>
関連書類の閲覧等により、当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかどうかを確認した。	・耐力度調査により学校施設の建替えの要否の判断に資するため、当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献している。
関連書類の閲覧等により、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかどうか確認した。	・令和4年10月31日の業務完了後、令和4年11月9日に公共建築課の検査員により当該委託業務に係る検査が行われている。

#### (4) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### 7 杉妻小学校屋上防水及び北校舎等外壁改修工事

工事請負契約名	杉妻小学校屋上防水及び北校舎等外壁改修工事
担当部局	福島市教育委員会教育施設管理課
契約方法	制限付き一般競争入札
契約金額(税込)	当初 89,595,000円 変更後 104,603,400円
単年度 or 複数年度	単年度契約
基準年度末現在における同一契約先との契約年数	令和4年7月22日から令和5年3月17日まで
契約先	安齋建設株式会社
契約年月日	令和4年7月22日
工事完成日	令和5年3月7日

#### (1) 工事請負契約の概要

福島市学校施設等個別計画（以下「個別計画」という。）を基に福島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）で実施している杉妻小学校の防水改修工事（南校舎屋上、北校舎屋上、渡り廊下屋上、給食室屋上、ベランダ及び外部階段）、外壁改修工事（外部階段外壁アスベスト除去、北校舎）、軒天改修工事（北校舎軒天、階段裏）及び

産業廃棄物処理である。制限付一般競争入札により決定した安齋建設株式会社と工事請負契約を締結している。

## (2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・ 契約に係る財務事務について予算と実績の管理の妥当であるか。
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・ 契約の締結について正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているか。
- ・ 契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。
- ・ 監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

## (3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>当該工事契約の予算執行に関する書類を確認し、予算消化のためのような、不要、不急その他不相当と認められる工事の施工がないことを確かめた。</p>	<p>・ 令和4年5月30日付の予算執行伺書を開覧した。当該工事のタイムスケジュールとしては、制限付き一般競争入札実施の予算執行伺が令和4年5月30日、入札参加業者決定に係る入札等執行伺が令和4年7月11日、入札日が令和4年7月20日、契約日が令和4年7月22日、工期が令和4年7月22日から令和5年3月17日（予定）までとなっている。</p> <p>また、工事内容は教育委員会の個別計画に基づく各施設の更新工事及び長寿命化工事を平準化するための延命措置的な位置づけの工事であり、不要不急のものではない。したがって、当該工事については不相当と認められる工事の施工ではないと判断する。</p>
<p>当該工事契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるかについて、関連する書類により確かめた。</p>	<p>・ 工事業者の選定に当たっては、福島市内の本店の有無、建築工事業の許可の有無、総合評点、配置予定技術者の資格等の制限付き一般競争入札となっている。2社が参加申請し1回目に最低価格で入札した安齋建設株式会社に決定している。</p> <p>・ 入札に係る一連の書類（発議書、入札書等）を確かめたが、特に問題点は発見されなかった。</p>

実施した手続	実施結果
当該工事契約の契約締結について正当な承認を得ているかどうか、関連する書類により確かめた。	・ 入札結果に基づく契約締結については、契約締結に係る契約締結伺により適切な承認を得た上で契約を締結している。
当該工事契約について、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているかどうか確かめた。	・ 工事請負契約書は令和4年7月22日付で作成され、請負金額に応じた収入印紙が貼り付けられており、契約当事者の調印がなされている。
当該工事契約の締結について契約条項が必要十分であるかどうか、契約金額が適正であるかどうか、契約保証金が適正に受け入れられているかどうか、契約変更等が妥当であるかどうか確かめた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事請負契約書の記載内容については、契約条項は過不足なく作成されており、契約金額 89,595,000 円（税込）も入札の結果決定した金額となっており、東日本建設保証株式会社による保証が付けられており、保証証書を受け入れている。</li> <li>・ 工事変更契約は、外壁等の目視及び打診による施工数量調査の結果、並びに現地踏査の結果、追加工事が必要と判明したため、令和5年2月16日に工事請負変更契約書を取り交わしている。</li> </ul> <p>▶変更契約について（監査の結果①意見）</p>
当該工事契約について、工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか、工事が設計図及び仕様書どおりに施工されているかどうか確かめた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の進捗管理が適切に行われていることを工事打合せ簿、発議書等により確認した。</li> </ul> <p>工事は令和4年3月7日で完成している。これは工事請負契約書の工期を前倒しした日にちになっており、その後の請負工事竣工検査で仕様書どおりに施工されていることを確認している。</p>
当該工事契約について、検査が的確になされているか確かめた。	・ 請負工事竣工検査は令和5年3月10日に財務部契約検査課で検査を行い、同日付で請負工事竣工検査復命書を福島市長宛に提出している。

#### (4) 監査の結果

##### ①変更契約について【意見】

当該工事については工事変更契約が締結されている。工事変更契約は、外壁等の目視及び打診による施工数量調査の結果、並びに現地踏査の結果、追加工事が必要と判明したため、令和5年2月16日に工事請負変更契約書を取り交わしている。

変更後の契約金額は 104,603,400 円（税込）で当初契約金額 89,595,000 円（税込）の 15,008,400 円増（税込、工期の変更なし。）となっている。変更金額が大きく、追加工事となった要因も設計段階で実施していれば発見できた可能性があると考えられるため、予算執行の観点からも設計段階の深度ある現地調査を実施すべきと考える。

## 8 清水小学校屋上防水及び北校舎等外壁改修工事

工事請負契約名	清水小学校屋上防水及び北校舎等外壁改修工事
担当部局	福島市教育委員会教育施設管理課
契約方法	制限付き一般競争入札
契約金額（税込）	当初 130,900,000 円 変更後 125,977,500 円
単年度 or 複数年度	単年度契約
基準年度末現在における同一契約先との契約年数	令和 4 年 9 月 16 日から令和 5 年 3 月 17 日まで
契約先	株式会社梅津工業
契約年月日	令和 4 年 9 月 16 日
工事完成日	令和 5 年 3 月 17 日

### (1) 工事請負契約の概要

福島市学校施設等個別計画（以下「個別計画」という。）を基に福島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）で実施している清水小学校の防水改修工事（北校舎・昇降口棟屋上、北校舎庇、北校舎調理室屋上、南校舎屋上、南校舎昇降口屋上、中校舎、中校舎 2 階屋上、東渡り廊下屋上、西渡り廊下屋上及び外部階段）、外壁改修工事（北校舎・昇降口棟、外部階段）、軒天・階段裏改修工事及び産業廃棄物処理である。制限付き一般競争入札により決定した株式会社梅津工業と工事請負契約を締結している。

### (2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・ 契約に係る財務事務について予算と実績の管理の妥当であるか。
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・ 契約の締結について正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているか。
- ・ 契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。
- ・ 監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

### (3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
当該工事契約の予算執行に関する書類を確認し、予算消化のためのような、不要、不急その他不相当と認められる工事の施工がないことを確かめた。	・ 令和 4 年 7 月 29 日付の予算執行伺書を開覧した。当該工事のタイムスケジュールとしては、制限付き一般競争入札実施の予算執行伺が令和 4 年 7 月 29 日、入札参加者

実施した手続	実施結果
	<p>決定に係る入札等執行伺が令和4年9月5日、入札日が令和4年9月14日、契約日が令和4年9月16日、工期が令和4年9月16日から令和5年3月17日（予定）までとなっている。</p> <p>また、工事内容は教育委員会の個別計画に基づく工事であり、不要不急のものではない。したがって、当該工事については不相当と認められる工事の施工ではないと判断する。</p>
<p>当該工事契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるかについて、関連する書類により確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島市内の本店の有無、建築工事業の許可の有無、総合評点、配置予定技術者の資格等の制限付き一般競争入札となっている。2者が参加申請し1者は入札前に辞退、1回目に予定価格138,380,000円（税込）を下回る入札を行った株式会社梅津工業に決定している。</li> <li>・入札に係る一連の書類（発議書、入札書等）を確かめたが、特に問題点は発見されなかった。</li> </ul>
<p>当該工事契約の契約締結について正当な承認を得ているかどうか、関連する書類により確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札結果に基づく契約締結については、契約締結に係る契約締結伺により適切な承認を得た上で契約を締結している。</li> </ul>
<p>当該工事契約について、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているかどうか確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約書は令和4年9月16日付で作成され、請負金額に応じた収入印紙が貼り付けられており、契約当事者の調印がなされている。</li> </ul>
<p>当該工事契約の締結について契約条項が必要十分であるかどうか、契約金額が適正であるかどうか、契約保証金が適正に受け入れられているかどうか、契約変更等が妥当であるかどうか確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約書の記載内容については、契約条項は過不足なく作成されており、契約金額130,900,000円（税込）も入札の結果決定した金額となっており、東日本建設保証株式会社による保証が付けられており、保証証書を受け入れている。</li> <li>・工事変更契約は、外壁等の目視及び打診による施工数量調査の結果、並びにアスベスト含有調査の結果、補修範囲の変更及び追加工事が必要と判明したため、令和5年3月8日に工事請負変更契約書を取り交わしている。</li> <li>変更後の契約金額は125,977,500円（税込）で当初契約金額130,900,000円（税込）から4,922,500円減（税込、工期の変更なし。）となっている。</li> </ul>
<p>当該工事契約について、工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか、工事が設計図及び仕様書どおりに施工</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の進捗管理が適切に行われていることを工事打合せ簿、発議書等により確認した。</li> </ul>

実施した手続	実施結果
されているかどうか確かめた。	工事は令和4年3月17日で完成している。これは工事請負契約書の工期と一致しており、その後の請負工事竣工検査で仕様書どおりに施工されていることを確認している。
当該工事契約について、検査が的確になされているか確かめた。	・請負工事竣工検査は令和5年3月28日に財務部契約検査課で検査を行い、同日付で請負工事竣工検査復命書を福島市長宛に提出している。

(4) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 9 笹谷小学校屋内運動場屋根改修工事

工事請負契約名	笹谷小学校屋内運動場屋根改修工事
担当部局	福島市教育委員会教育施設管理課
契約方法	地方自治法施行令第167条第1号に基づく指名競争入札
契約金額（税込）	18,590,000円
単年度 or 複数年度	単年度契約
基準年度末現在における同一契約先との契約年数	令和4年7月26日から令和4年11月25日まで
契約先	有限会社青木建業所
契約年月日	令和4年7月26日
工事完成日	令和4年11月25日

(1) 工事請負契約の概要

福島市学校施設等個別計画（以下「個別計画」という。）を基に福島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）で実施している笹谷小学校の屋内運動場屋根改修工事である。指名競争入札により決定した有限会社青木建業所と工事請負契約を締結している。

(2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・契約に係る財務事務について予算と実績の管理の妥当であるか。
- ・契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。

- ・契約の締結について正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているか。
- ・契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。
- ・監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>当該工事契約の予算執行に関する書類を確認し、予算消化のためのような、不要、不急その他不適当と認められる工事の施工がないことを確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年7月1日付の予算執行伺書を閲覧した。当該工事のタイムスケジュールとしては、指名競争入札実施の予算執行伺が令和4年7月1日、入札参加業者指名に係る入札等執行伺が令和4年7月11日、入札日が令和4年7月21日、契約日が令和4年7月26日、工期が令和4年7月26日から令和4年11月25日（予定）までとなっている。</li> <li>また、工事内容は教育委員会の個別計画に基づく工事であり、不要不急のものではない。したがって、当該工事については不適当と認められる工事の施工ではないと判断する。</li> </ul>
<p>当該工事契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるかについて、関連する書類により確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事の業者選定については、設計金額2,500万円未満の土木工事のため指名競争入札を採用している。</li> <li>・指名業者の選定については、福島市財務規則第183条に基づき、設計金額や施工箇所、工事内容及び業者の資格状況を踏まえて指名業者を選定しているとのことであるが、具体的な検討状況については開示できないとの回答があった。</li> <li>・指名業者は12者であったが、事前に入札辞退届があった事業者3者、入札を欠席した事業者2者、入札参加するも入札書に辞退と記載した事業者5者という状況になっている。入札については第1回目に2社入札するもいずれも予定価格を上回ったため第2回目となったが、1者は辞退したため予定価格18,920,000円（税込）を下回る18,590,000円（税込）で入札した有限会社青木建業所に決定している。</li> <li>・入札に係る一連の書類（発議書、入札書等）を確かめたが、特に問題点は発見されなかった。</li> </ul>
<p>当該工事契約の契約締結について正当な承認を得ているかどうか、関連する書類によ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札結果に基づく契約締結については、契約締結に係る契約締結伺により適切な承</li> </ul>

実施した手続	実施結果
り確かめた。	認を得た上で契約を締結している。
当該工事契約について、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているかどうか確かめた。	・工事請負契約書は令和4年7月26日付で作成され、請負金額に応じた収入印紙が貼り付けられており、契約当事者の調印がなされている。
当該工事契約の締結について契約条項が必要十分であるかどうか、契約金額が適正であるかどうか、契約保証金が適正に受け入れられているかどうか、契約変更等が妥当であるかどうか確かめた。	・工事請負契約書の記載内容については、契約条項は過不足なく作成されており、契約金額18,590,000円(税込)も入札の結果決定した金額となっており、あいおいニッセイ同和・損害保険株式会社の入札・履行保証保険証を受け入れている。
当該工事契約について、工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか、工事が設計図及び仕様書どおりに施工されているかどうか確かめた。	・工事の進捗管理が適切に行われていることを工事打合せ簿、発議書等により確認した。 工事は令和4年11月25日で完成している。これは工事請負契約書の工期と一致しており、その後の請負工事竣工検査で仕様書どおりに施工されていることを確認している。
当該工事契約について、検査が的確になされているか確かめた。	・請負工事竣工検査は令和4年12月1日に公共建設課で検査を行い、同日付で請負工事竣工検査復命書を福島市長宛に提出している。

(4) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 10 渡利中学校屋内運動場改築事業

(1) 事業の概要

福島市学校施設等個別計画（以下「個別計画」という。）を基に福島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）で実施している渡利中学校の屋内運動場改築事業である。当該事業は屋内運動場を新築する事業であるが、既存道場等解体及び外構工事、地盤改良工事、建築本体工事、電気設備工事及び機械設備工事に分割したうえで、それぞれ入札手続きを行い、工事を実施している。

(2) 既存道場等解体及び外構工事

工事請負契約名	既存道場等解体及び外構工事
担当部局	福島市教育委員会教育施設管理課
契約方法	地方自治法施行令第167条第1号に基づく指名競争入札…不調 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約
契約金額（税込）	16,830,000円

単年度 or 複数年度	単年度契約
基準年度末現在における同一契約先との契約年数	令和4年6月21日から令和4年9月30日まで
契約先	株式会社晃建設
契約年月日	令和4年6月21日
工事完成日	令和4年9月30日

### (3) 工事請負契約の概要

福島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）で実施している渡利中学校屋内運動場改築事業のうち、既存道場等の解体工事及び北側市道乗り入れスロープ設置工事である。指名競争入札により事業者決定を目指していたものの入札不調となり、随意契約により株式会社晃建設と工事請負契約を締結している。

### (4) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・ 契約に係る財務事務について予算と実績の管理の妥当であるか。
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・ 契約の締結について正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているか。
- ・ 契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。
- ・ 監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

### (5) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
当該工事契約の予算執行に関する書類を確認し、予算消化のためのような、不要、不急その他不適当と認められる工事の施工がないことを確かめた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年5月27日付の予算執行伺書を閲覧した。当該工事のタイムスケジュールとしては、指名競争入札実施の予算執行伺が令和4年5月27日、入札参加業者指名に係る入札等執行伺が令和4年6月6日、入札日が令和4年6月16日、入札不調となったため随意契約に移行した入札等執行伺が令和4年6月16日、入札日が令和4年6月17日、契約日が令和4年6月21日、工期が令和4年6月21日から令和4年9月30日（予定）までとなっている。</li> <li>また、工事内容は教育委員会の個別計画に基づく工事であり、不要不急のものではな</li> </ul>

実施した手続	実施結果
	い。したがって、当該工事については不相当と認められる工事の施工ではないと判断する。
当該工事契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるかについて、関連する書類により確かめた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事の業者選定については、設計金額2,500万円未満の土木工事のため指名競争入札を採用している。</li> <li>・指名業者の選定については、福島市財務規則第183条に基づき、設計金額や施工箇所、工事内容及び業者の資格状況を踏まえて指名業者を選定しているとのことであるが、具体的な検討状況については開示できないとの回答があった。</li> <li>・指名業者は12者であったが、事前に入札辞退届があった事業者8社という状況になっている。入札については第1回目に4者入札するもいずれも予定価格を上回った第2回目となったが、3者は辞退し1者入札となったが予定価格17,281,000円(税込)を上回り入札不調となった。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約に移行し予定価格を下回った16,830,000円(税込)見積りを提出したため株式会社晃建設に決定している。</li> <li>・入札に係る一連の書類(発議書、入札書等)を確かめたが、特に問題点は発見されなかった。</li> </ul>
当該工事契約の契約締結について正当な承認を得ているかどうか、関連する書類により確かめた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札結果に基づく契約締結については、契約締結に係る契約締結伺により適切な承認を得た上で契約を締結している。</li> </ul>
当該工事契約について、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているかどうか確かめた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約書は令和4年6月21日付で作成され、請負金額に応じた収入印紙が貼り付けられており、契約当事者の調印がなされている。</li> </ul>
当該工事契約の締結について契約条項が必要十分であるかどうか、契約金額が適正であるかどうか、契約保証金が適正に受け入れられているかどうか、契約変更等が妥当であるかどうか確かめた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約書の記載内容については、契約条項は過不足なく作成されており、契約金額16,830,000円(税込)も入札の結果決定した金額となっており、株式会社東邦銀行の公共工事金銭保証の保証書を受け入れている。</li> <li>なお、契約変更は行われていない。</li> </ul>
当該工事契約について、工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか、工事が設計図及び仕様書どおりに施工されているかどうか確かめた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の進捗管理が適切に行われていることを工事打合せ簿、発議書等により確認した。</li> <li>・工事は令和4年9月30日で完成している。これは工事請負契約書の工期と一致しており、その後の請負工事竣工検査で仕様書ど</li> </ul>

実施した手続	実施結果
	おりに施工されていることを確認している。
当該工事契約について、検査が的確になされているか確かめた。	・請負工事竣工検査は令和4年10月12日に公共建設課で検査を行い、同日付で請負工事竣工検査復命書を福島市長宛に提出している。

#### (6) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### 10-1 地盤改良工事

#### (1) 工事の概要

工事請負契約名	地盤改良工事
担当部局	福島市教育委員会教育施設管理課
契約方法	制限付き一般競争入札
契約金額（税込）	当初 28,050,000 円 変更後 26,532,000 円
単年度 or 複数年度	単年度契約
基準年度末現在における同一契約先との契約年数	令和4年8月5日から令和4年11月11日まで
契約先	株式会社晃建設
契約年月日	令和4年8月5日
工事完成日	令和4年11月11日

#### (2) 工事請負契約の概要

福島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）で実施している渡利中学校屋内運動場改築事業のうち、地盤改良工事である。制限付き一般競争入札により株式会社晃建設と工事請負契約を締結している。

#### (3) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・契約に係る財務事務について予算と実績の管理の妥当であるか。
- ・契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・契約の締結について正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているか。
- ・契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。

- ・監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

(4) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>当該工事契約の予算執行に関する書類を確認し、予算消化のためのような、不要、不急その他不適当と認められる工事の施工がないことを確かめた。</p>	<p>・令和4年6月13日付の予算執行伺書を開覧した。当該工事のタイムスケジュールとしては、制限付き一般競争入札実施の予算執行伺が令和4年6月13日、入札参加業者決定に係る入札等執行伺が令和4年7月25日、入札日が令和4年8月3日、契約日が令和4年8月5日、工期が令和4年8月5日から令和4年11月11日（予定）までとなっている。</p> <p>また、工事内容は教育委員会の個別計画に基づく工事であり、不要不急のものではない。したがって、当該工事については不適当と認められる工事の施工ではないと判断する。</p>
<p>当該工事契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるかについて、関連する書類により確かめた。</p>	<p>・工事業者の選定に当たっては、福島市内の本店の有無、建築工事業の許可の有無、総合評点、配置予定技術者の資格等の制限付き一般競争入札となっている。1者が参加申請し1回目の入札で株式会社晃建設に決定している。</p> <p>・入札に係る一連の書類（発議書、入札書等）を確かめたが、特に問題点は発見されなかった。</p> <p>・教育委員会に対する質問の回答では、既存道場解体工事及び外構工事が福島市単年度の単年度事業、地盤改良事業及び建築本体工事は国庫補助の2か年継続事業のため、それぞれの工事に分解して事業を行ったとのことである。</p> <p>➤工事契約の方式について（監査の結果①意見）</p>
<p>当該工事契約の契約締結について正当な承認を得ているかどうか、関連する書類により確かめた。</p>	<p>・入札結果に基づく契約締結については、契約締結に係る契約締結伺により適切な承認を得た上で契約を締結している。</p>
<p>当該工事契約について、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているかどうか確かめた。</p>	<p>・工事請負契約書は令和4年8月5日付で作成され、請負金額に応じた収入印紙が貼り付けられており、契約当事者の調印がなされている。</p>
<p>当該工事契約の締結について契約条項が必要十分であるかどうか、契約金額が適正であるかどうか、契約保証金が適正に受け入れられているかどうか、契約変更等が妥当であるかどうか確かめた。</p>	<p>・工事請負契約書の記載内容については、契約条項は過不足なく作成されており、契約金額28,050,000円（税込）も入札の結果決定した金額となっており、金融機関の公共工事金銭保証の保証書を受け入れてい</p>

実施した手続	実施結果
	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事変更契約は、設計段階で建設発生土の汚泥処理を見込んでいたが不要となったこと、地下埋設物の撤去が必要となったこと等のため、令和4年11月2日に工事請負変更契約書を取り交わしている。</li> <li>・変更後の契約金額は26,532,000円（税込）で当初契約金額28,050,000円（税込）の1,518,000円減（税込、工期の変更なし。）となっている。</li> </ul>
当該工事契約について、工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか、工事が設計図及び仕様書どおりに施工されているかどうか確かめた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の進捗管理が適切に行われていることを工事打合せ簿、発議書等により確認した。</li> <li>・工事は令和4年11月11日で完成している。これは工事請負契約書の工期と一致しており、その後の請負工事竣工検査で仕様書どおりに施工されていることを確認している。</li> </ul>
当該工事契約について、検査が的確になされているか確かめた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請負工事竣工検査は令和4年11月24日に契約検査課で検査を行い、同日付で請負工事竣工検査復命書を福島市長宛に提出している。</li> </ul>

#### (5) 監査の結果

##### ①工事契約の方式について【意見】

教育委員会に対する質問の回答では、既存道場解体工事及び外構工事が市単費の単年度事業、地盤改良事業及び建築本体工事は国庫補助の2か年継続事業のため、それぞれの工事に分解して事業を行ったとのことである。工事の性質上、地盤改良工事及び建築本体工事は一体の工事として実施した方が、事業コスト、入札及び契約事務に係る行政コスト等の面から有利だったのではないかと、検証が必要と考える。

## 10-2 建築本体工事

### (1) 工事の概要

工事請負契約名	渡利中学校屋内運動場新築工事
担当部局	福島市教育委員会教育施設管理課
契約方法	総合評価方式（特別簡易型）制限付き一般競争入札
契約金額（税込）	393,800,000円
単年度 or 複数年度	複数年度契約
基準年度末現在における同一契約先との契約年数	令和4年9月26日から令和5年9月29日まで
契約先	株式会社晃建設
契約年月日	仮契約：令和4年8月9日      本契約：令和4年9月26日

工事完成日	令和5年9月29日
-------	-----------

(2) 工事請負契約の概要

福島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）で実施している渡利中学校屋内運動場改築事業のうち、屋内運動場新築工事である。総合評価一般競争入札により株式会社晃建設と工事請負契約を締結している。

(3) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・ 契約に係る財務事務について予算と実績の管理の妥当であるか。
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・ 契約の締結について正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているか。
- ・ 契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。
- ・ 監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

(4) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
当該工事契約の予算執行に関する書類を確認し、予算消化のためのような、不要、不急その他不相当と認められる工事の施工がないことを確かめた。	<p>・ 令和4年6月16日付の予算執行伺書を開覧した。当該工事のタイムスケジュールとしては、総合評価一般競争入札実施の予算執行伺が令和4年6月16日、入札参加業者決定に係る入札等執行伺が令和4年7月25日、入札日が令和4年8月3日、仮契約日が令和4年8月9日、福島市議会可決が令和4年9月21日、本契約締結が令和4年9月26日、工期が令和4年9月26日から令和5年9月29日（予定）までとなっている。なお、当該工事が年度を跨ぐことになるが、継続費として適切な決裁が行われていることを確認した。</p> <p>また、工事内容は教育委員会の個別計画に基づく工事であり、不要不急のものではない。したがって、当該工事については不相当と認められる工事の施工ではないと判断する。</p>
当該工事契約の方式決定及び相手方の選定	・ 工事業者の選定に当たっては、福島市内

実施した手続	実施結果
<p>が適法、かつ、妥当であるかについて、関連する書類により確かめた。</p>	<p>の本店の有無、建築工事業の許可の有無、総合評点、配置予定技術者の資格等の要件と、施工実績、配置予定技術者の能力及び地域貢献度に基づき評価した技術評価点に基づく総合評価方式（特別簡易型）制限付き一般競争入札となっている。1社が参加申請し1回目の入札で株式会社晃建設に決定している。</p> <p>入札に係る一連の書類（発議書、入札書等）を確かめたが、特に問題点は発見されなかった。</p>
<p>当該工事契約の契約締結について正当な承認を得ているかどうか、関連する書類により確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事は福島市議会の決議を必要とする契約であり、議会の承認手続、契約締結に係る契約締結伺により適切な承認（福島市長決裁）を得た上で契約を締結している。</li> </ul>
<p>当該工事契約について、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているかどうか確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約書は令和4年8月9日付で仮契約書が、令和4年9月26日付で本契約書が作成され、請負金額に応じた収入印紙が貼り付けられており、契約当事者の調印がなされている。</li> </ul>
<p>当該工事契約の締結について契約条項が必要十分であるかどうか、契約金額が適正であるかどうか、契約保証金が適正に受け入れられているかどうか、契約変更等が妥当であるかどうか確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約書の記載内容については、契約条項は過不足なく作成されており、契約金額393,800,000円（税込）も入札の結果決定した金額となっており、東日本建設業保証株式会社の保証書を受け入れている。</li> <li>・工事契約の変更は行われていない。</li> </ul>
<p>当該工事契約について、工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか、工事が設計図及び仕様書どおりに施工されているかどうか確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の進捗管理が適切に行われていることを工事打合せ簿、発議書等により確認した。</li> </ul> <p>工事は次年度の令和5年9月29日で完成している。これは工事請負契約書の工期と一致しており、その後の請負工事竣工検査で仕様書どおりに施工されていることを確認している。</p>
<p>当該工事契約について、検査が的確になされているか確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請負工事竣工検査は次年度の令和5年10月12日に契約検査課で検査を行い、同日付で請負工事竣工検査復命書を福島市長宛に提出している。</li> </ul>

(5) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### 10-3 電気設備工事

#### (1) 工事の概要

工事請負契約名	電気設備工事
担当部局	福島市教育委員会教育施設管理課
契約方法	制限付き一般競争入札
契約金額（税込）	30,162,000 円
単年度 or 複数年度	複数年度契約
基準年度末現在における同一契約先との契約年数	令和4年8月10日から令和5年9月29日まで
契約先	株式会社高電
契約年月日	令和4年8月10日
工事完成日	令和5年9月28日

#### (2) 工事請負契約の概要

福島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）で実施している渡利中学校屋内運動場改築事業のうち、基幹電灯動力設備、拡声誘導設備、構内情報通信設備、火災報知設備、音響設備及びプール用電源切回し仮設工事である。制限付き一般競争入札により株式会社高電と工事請負契約を締結している。

#### (3) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・ 契約に係る財務事務について予算と実績の管理の妥当であるか。
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・ 契約の締結について正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているか。
- ・ 契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。
- ・ 監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

#### (4) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
当該工事契約の予算執行に関する書類を確認し、予算消化のためのような、不要、不急その他不相当と認められる工事の施工がないことを確かめた。	・ 令和4年6月16日付の予算執行伺書を開覧した。当該工事のタイムスケジュールとしては、制限付き一般競争入札実施の予算執行伺が令和4年6月16日、入札参加業者決定に係る入札等執行伺が令和4年7月25日、入札日が令和4年8月3日、契約日が

実施した手続	実施結果
	<p>令和4年8月10日、工期が令和4年8月10日から令和5年9月29日（予定）までとなっている。なお、当該工事が年度を跨ぐことになるが、継続費として適切な決裁が行われていることを確認した。</p> <p>また、工事内容は教育委員会の個別計画に基づく工事であり、不要不急のものではない。したがって、当該工事については不相当と認められる工事の施工ではないと判断する。</p>
<p>当該工事契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるかについて、関連する書類により確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事業者の選定に当たっては、福島市内の本店の有無、建築工事業の許可の有無、総合評点、配置予定技術者の資格等の要件に基づく制限付き一般競争入札となっている。2社が参加申請し1回目に最低価格で入札した株式会社高電に決定している。</li> <li>・入札に係る一連の書類（発議書、入札書等）を確かめたが、特に問題点は発見されなかった。</li> </ul>
<p>当該工事契約の契約締結について正当な承認を得ているかどうか、関連する書類により確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札結果に基づく契約締結については、契約締結に係る契約締結伺により適切な承認を得た上で契約を締結している。</li> </ul>
<p>当該工事契約について、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているかどうか確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約書は令和4年8月10日付で作成され、請負金額に応じた収入印紙が貼り付けられており、契約当事者の調印がなされている。</li> </ul>
<p>当該工事契約の締結について契約条項が必要十分であるかどうか、契約金額が適正であるかどうか、契約保証金が適正に受け入れられているかどうか、契約変更等が妥当であるかどうか確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約書の記載内容については、契約条項は過不足なく作成されており、契約金額30,162,000円（税込）も入札の結果決定した金額となっており、金融機関の公共工事金銭保証の保証書を受け入れている。</li> </ul> <p>なお、契約の変更は行われていない。</p>
<p>当該工事契約について、工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか、工事が設計図及び仕様書どおりに施工されているかどうか確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の進捗管理が適切に行われていることを工事打合せ簿、発議書等により確認した。</li> <li>・工事は次年度の令和5年9月28日で完成している。これは工事請負契約書の工期以内であり、その後の請負工事竣工検査で仕様書どおりに施工されていることを確認している。</li> </ul>
<p>当該工事契約について、検査が的確になされているか確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請負工事竣工検査は次年度の令和5年10月6日に契約検査課で検査を行い、同日付で請負工事竣工検査復命書を福島市長宛に提出している。</li> </ul>

(5) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 10-4 機械設備工事

(1) 工事の概要

工事請負契約名	衛生器具設備一式、給排水設備一式、換気設備一式工事
担当部局	福島市教育委員会教育施設管理課
契約方法	地方自治法施行令第 167 条第 1 号に基づく指名競争入札
契約金額（税込）	当初 19,800,000 円 変更後 21,945,000 円
単年度 or 複数年度	複数年度契約
基準年度末現在における同一契約先との契約年数	令和 4 年 7 月 12 日から令和 5 年 9 月 29 日まで
契約先	株式会社高橋設備工業所
契約年月日	令和 4 年 7 月 12 日
工事完成日	令和 5 年 9 月 28 日

(2) 工事請負契約の概要

福島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）で実施している渡利中学校屋内運動場改築事業のうち、衛生器具設備一式工事、給排水設備一式工事及び換気設備一式工事である。地方自治法施行令第 167 条第 1 号に基づく指名競争入札により株式会社高橋設備工業所と工事請負契約を締結している。

(3) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・ 契約に係る財務事務について予算と実績の管理の妥当であるか。
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・ 契約の締結について正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているか。
- ・ 契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。
- ・ 監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

(4) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
当該工事契約の予算執行に関する書類を確認し、予算消化のためのような、不要、不	・ 令和 4 年 6 月 16 日付の予算執行伺書を閲覧した。当該工事のタイムスケジュールと

実施した手続	実施結果
<p>急その他不適当と認められる工事の施工がないことを確かめた。</p>	<p>しては、指名競争入札実施の予算執行伺が令和4年6月16日、入札参加業者指名に係る入札等執行伺が令和4年6月27日、入札日が令和4年7月7日、契約日が令和4年7月12日、工期が令和4年7月12日から令和5年9月29日（予定）までとなっている。なお、当該工事が年度を跨ぐことになるが、継続費として適切な決裁が行われていることを確認した。</p> <p>また、工事内容は教育委員会の個別計画に基づく工事であり、不要不急のものではない。したがって、当該工事については不適当と認められる工事の施工ではないと判断する。</p>
<p>当該工事契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるかについて、関連する書類により確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事の業者選定については、設計金額 2,500 万円未満の土木工事のため指名競争入札を採用している。</li> <li>指名業者の選定については、福島市財務規則第 183 条に基づき、設計金額や施工箇所、工事内容及び業者の資格状況を踏まえて指名業者を選定しているとのことであるが、具体的な検討状況については開示できないとの回答があった。</li> <li>・指名業者は 12 社であったが、入札欠席事業者 1 社、入札事業者 11 社、最低価格で入札した株式会社高橋設備工業所に決定している。</li> <li>・入札に係る一連の書類（発議書、入札書等）を確かめたが、特に問題点は発見されなかった。</li> </ul>
<p>当該工事契約の契約締結について正当な承認を得ているかどうか、関連する書類により確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札結果に基づく契約締結については、契約締結に係る契約締結伺により適切な承認を得た上で契約を締結している。</li> </ul>
<p>当該工事契約について、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているかどうか確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約書は令和4年7月12日付で作成され、請負金額に応じた収入印紙が貼り付けられており、契約当事者の調印がなされている。</li> </ul>
<p>当該工事契約の締結について契約条項が必要十分であるかどうか、契約金額が適正であるかどうか、契約保証金が適正に受け入れられているかどうか、契約変更等が妥当であるかどうか確かめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約書の記載内容については、契約条項は過不足なく作成されており、契約金額 19,800,000 円（税込）も入札の結果決定した金額となっており、東日本建設業保証株式会社の保証書を受け入れている。</li> <li>・工事変更契約は、雨水配水管の接続先の既存樹及び暗渠集排水管が劣化しており入替えが必要となったため、令和5年9月15日に工事請負変更契約書を取り交わしている。</li> </ul>

実施した手続	実施結果
	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更後の契約金額は 21,945,000 円（税込）で当初契約金額 19,800,000 円（税込）の 2,145,000 円増（税込、工期の変更なし。）となっている。</li> </ul>
当該工事契約について、工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか、工事が設計図及び仕様書どおりに施工されているかどうか確かめた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の進捗管理が適切に行われていることを工事打合せ簿、発議書等により確認した。</li> <li>工事は次年度の令和 5 年 9 月 28 日で完成している。これは工事請負契約書の工期以内であり、その後の請負工事竣工検査で仕様書どおりに施工されていることを確認している。</li> </ul>
当該工事契約について、検査が的確になされているか確かめた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>請負工事竣工検査は次年度の令和 5 年 10 月 5 日に契約検査課で検査を行い、同日付で請負工事竣工検査復命書を福島市長宛に提出している。</li> </ul>

(5) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 11 ふくしま支援学校校舎等改築事業

### 11-1 ふくしま支援学校校舎等改築事業 管理棟改築工事

契約名	ふくしま支援学校校舎等改築事業 管理棟改築工事
契約先	建築：佐藤工業株式会社 機械設備：倉島設備株式会社 電気設備：六洋電気株式会社
契約金額（税抜）	建築：334,000,000 円 機械設備：58,500,000 円 電気設備：59,500,000 円
担当部局	教育施設管理課
契約方法	建築：制限付き一般競争入札 機械設備：制限付き一般競争入札 電気設備：制限付き一般競争入札
随意契約の場合の理由	N/A
契約年月日	建築：令和 3 年 12 月 22 日 機械設備：令和 3 年 11 月 24 日 電気設備：令和 3 年 11 月 24 日
納品日	建築：令和 5 年 5 月 25 日 機械設備：令和 5 年 5 月 31 日 電気設備：令和 5 年 5 月 25 日

(1) 契約概要

昭和 40 年、福島県初の知的障がい特別支援学校として開校し、今年創立 59 年目を

迎える。令和3年4月に新校舎を建設することとなり、福島市の特別支援学校であること、本校のめざす児童生徒像の一つである「やさしく」を表現するために、校名を「福島養護学校」からひらがなで「ふくしま支援学校」と変更した。現在は、二期工事（管理棟・体育館工事）を行っており、令和6年3月末に全ての工事が完了する予定である。

当該契約は新校舎建設の機械設備・電気設備に関して上記の内容で契約を締結した。

## (2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・契約の方式決定及び相手方の選定について契約方法の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか。
- ・契約の締結について契約書が確実に、かつ、適時に作成されているか。
- ・契約の締結について契約条項は必要十分であるか。
- ・契約の締結について契約変更等が妥当であるか。
- ・契約の締結について契約保証金は適正に受け入れているか。
- ・契約の履行について工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか。
- ・契約の履行について取得財産の検収は適正に行われているか。
- ・契約の履行について契約代金及び前払金の支払いが適切であるか。
- ・契約の検査及び履行について適時、適切に確かめられているか。

## (3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和4年度）の当該契約に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事は1級建築施工管理技士の資格を有する業者とする制限付き一般競争入札としており、条件に該当する業者が選定されていることを確認した。</li> <li>・機械設備工事に関しては1級建築施工管理技士の資格を有する業者とする制限付き一般競争入札としており、条件に該当する業者が選定されていることを確認した。</li> <li>・電気設備工事は電気工事施工管理技士のいる業者とする制限付き一般競争入札としており、条件に該当する業者が選定されていることを確認した。</li> </ul>
監査対象年度（令和4年度）の当該契約に関する書類を確認し、入札手続が適正に行われているかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札業者との契約に関する書類を閲覧し、適切に入札手続が実施されていることを確認した。</li> </ul>
監査対象年度（令和4年度）の当該契約に関する書類を確認し、契約書が確実に、かつ、適時に作成されていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事は工事請負仮契約書を閲覧し、契約日が令和3年12月22日に適切に締結されていることを確認した。工事請負仮契約書の</li> </ul>

実施した手続	実施結果
及び契約条項は必要十分であることを確認した。	<p>記載内容については、契約条項は過不足なく作成されている。契約金額 367,400,000 円（税込）も入札の結果決定した金額となっており、契約書は確実、かつ、適時適正に作成されていることを確認した。</p> <p>なお、仮契約は令和3年11月30日の市議会において可決され、契約補償等の関係書類の準備が整ったため、令和3年12月22日に工事請負仮契約を本契約とする契約を締結している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械設備工事は契約日が令和3年11月24日に締結し、記載内容について契約条項は過不足なく作成され、契約金額 64,350,000 円（税込）と入札の結果決定した金額となっていることを工事請負契約書で確認した。</li> <li>・電気設備工事は契約日が令和3年11月24日に締結し、記載内容について契約条項は過不足なく作成され、契約金額 65,450,000 円（税込）と入札の結果決定した金額となっていることを工事請負契約書で確認した。</li> </ul>
監査対象年度（令和4年度）の当該契約に関する書類を確認し、契約変更等が妥当であるかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事は中間検査結果調書を読覧し、工程の進捗度は予定工程とほぼ同程度進捗していることが確認されており、出来形、品質、出来栄えについて、中間時点では良好な施工であることを確認している。その他、変更契約を必要とする事態は生じておらず、契約変更等はなかったことを確認した。</li> <li>・機械設備工事に関しては、契約変更がなかったことを竣工検査前チェックリストにて確認した。</li> <li>・電気設備工事は中間検査結果調書を読覧し、工程の進捗度は予定工程と同程度進捗していることが確認されており、順調であることを確認した。その他、変更契約を必要とする事態は生じておらず、契約変更等はなかったことを確認した。</li> </ul>
監査対象年度（令和4年度）の当該契約に関する書類を確認し、契約の締結について契約保証金は適正に受け入れているか、また契約の履行について契約代金及び前払金の支払いが適切であるかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事は東日本建設業保証株式会社による保証が付けられており、契約の5%の保証金額を受け入れていることを保証証書で確認した。また前払金は支払限度額である請負金額×5/10 以内の額を支出した旨を前金払請求書及び支出負担行為伺書より確認した。</li> <li>・機械設備工事に関しては、金融機関より契約の10%の金額で公共工事金銭保証を受け入れていることを保証書にて確認した。</li> <li>・電気設備工事は東日本建設業保証株式会社による保証が付けられており、契約の10%の</li> </ul>

実施した手続	実施結果
	保証金額を受け入れていることを保証証書で確認した。また前払金は支払限度額である請負金額×5/10 以内の額を支出した旨を前金払請求書及び支出命令書より確認した。
監査対象年度（令和4年度）の当該契約に関する書類を確認し、契約の履行について工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているかを確認した。	・ 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれ工事請負契約書で締結した期限内に工事完成通知書を提出し、履行期限が適切に順守されたことを確認した。
監査対象年度（令和4年度）の当該契約に関する書類を確認し、契約の検査及び履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。	・ 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれ工事完成報告書及び請負工事竣工検査復命書を閲覧し、契約の検査及び履行について適時、適切に確かめられていることを確認した。

(4) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

11-2 ふくしま支援学校校舎等改築事業 屋内運動場改築工事

契約名	ふくしま支援学校校舎等改築事業 屋内運動場改築工事
契約先	建築：亀谷建設株式会社 機械設備：倉島設備株式会社 電気設備：六洋電気株式会社
契約金額（税抜）	建築：309,000,000 円 機械設備：12,000,000 円 電気設備：24,000,000 円
担当部局	教育施設管理課
契約方法	建築：総合評価一般競争入札 機械設備：地方自治法施行令 167 条第 1 号に基づく指名競争入札 電気設備：制限付き一般競争入札
随意契約の場合の理由	該当なし
契約年月日	建築：令和 4 年 9 月 13 日 機械設備：令和 4 年 6 月 21 日 電気設備：令和 4 年 9 月 14 日
納品日	建築：令和 5 年 6 月 30 日 機械設備：令和 5 年 6 月 30 日 電気設備：令和 5 年 6 月 30 日
契約名	ふくしま支援学校校舎等改築事業 管理棟改築工事

契約先	建築：佐藤工業株式会社 機械設備：倉島設備株式会社 電気設備：六洋電気株式会社
契約金額（税抜）	建築：334,000,000 円 機械設備：58,500,000 円 電気設備：59,500,000 円
担当部局	教育施設管理課
契約方法	建築：制限付き一般競争入札 機械設備：制限付き一般競争入札 電気設備：制限付き一般競争入札
随意契約の場合の理由	該当なし
契約年月日	建築：令和3年12月22日 機械設備：令和3年11月24日 電気設備：令和3年11月24日
納品日	建築：令和5年5月25日 機械設備：令和5年5月31日 電気設備：令和5年5月25日

#### (1) 契約概要

昭和40年、福島県初の知的障がい特別支援学校として開校し、今年創立59年目を迎える。令和3年4月に新校舎を建設することとなり、福島市の特別支援学校であること、本校のめざす児童生徒像の一つである「やさしく」を表現するために、校名を「福島養護学校」からひらがなで「ふくしま支援学校」と変更した。現在は、二期工事（管理棟・体育館工事）を行っており、令和6年3月末に全ての工事が完了する予定である。

当該契約は新校舎建設とともに、屋内運動場を改築することになったため、屋内運動場及び屋内運動場の機械設備・電気設備に関して上記の内容で契約を締結した。

#### (2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定について契約方法の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか。
- ・ 契約の締結について契約書が確実に、かつ、適時に作成されているか。
- ・ 契約の締結について契約条項は必要十分であるか。
- ・ 契約の締結について契約変更等が妥当であるか。

- ・ 契約の締結について契約保証金は適正に受け入れているか。
- ・ 契約の履行について工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか。
- ・ 契約の履行について取得財産の検収は適正に行われているか。
- ・ 契約の履行について契約代金及び前払金の支払いが適切であるか。
- ・ 契約の検査及び履行について適時、適切に確かめられているか。

### (3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度（令和 4 年度）の当該契約に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築工事は予算額 428,536,000 円（建築、電気設備、機械設備を含む）を見込んでいたため、建築工事に関して 1 億 5 千万円から 4 億 5 千万円の工事については 950 点以上の市内業者で 1 級建築施工管理技士の資格を有している業者を選定することとなっている旨、施工伺を閲覧し確認した。また経営規模等評価結果通知書を確認し、総合評価一般競争入札の業者が適切に選定されていることを確認した。</li> <li>・ 機械設備工事は入札参加資格申請がなされている市内業者に対して依頼しており、契約及び相手方の選定は法令、条例等に従い、適切になされていることを確認した。</li> <li>・ 電気設備工事は総合評点 800 点以上の市内業者で電気工事許可を有し、電気工事施工管理技士のいる業者とする制限付き一般競争入札としており、条件に該当する業者が選定されていることを経営規模等評価結果通知書で確認した。</li> </ul>
<p>監査対象年度（令和 4 年度）の当該契約に関する書類を確認し、入札手続が適正に行われているかを確認した。</p>	<p>建築は総合評価一般競争入札で工事請負契約を締結。機械設備は地方自治法施行令 167 条第 1 号に基づく指名競争入札、電気設備は制限付き一般競争入札にてそれぞれ契約を締結している。</p> <p>入札業者との契約に関する書類を閲覧し、適切に入札手続が実施されていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和 4 年度）の当該契約に関する書類を確認し、契約書が確実に、かつ、適時に作成されていること及び契約条項は必要十分であることを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築工事は工事請負仮契約書を閲覧し、契約日が令和 4 年 9 月 13 日に適切に締結されていることを確認した。工事請負仮契約書の記載内容については、契約条項は過不足なく作成されている。契約金額</li> </ul>

実施した手続	実施結果
	<p>339,900,000 円（税込）も入札の結果決定した金額となっており、契約書は確実、かつ、適時適正に作成されていることを確認した。</p> <p>なお、仮契約は令和 4 年 9 月 21 日の市議会において可決され、契約補償等の関係書類の準備が整ったため、令和 4 年 9 月 26 日に工事請負仮契約を本契約とする契約を締結している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械設備工事は契約日が令和 4 年 6 月 21 日に締結し、記載内容について契約条項は過不足なく作成され、契約金額 13,200,000 円（税込）と入札の結果決定した金額となっていることを工事請負契約書で確認した。</li> <li>・電気設備工事は契約日が令和 4 年 9 月 14 日に締結し、記載内容について契約条項は過不足なく作成され、契約金額 26,400,000 円（税込）と入札の結果決定した金額となっていることを工事請負契約書で確認した。</li> </ul>
<p>監査対象年度（令和 4 年度）の当該契約に関する書類を確認し、契約変更等が妥当であるかを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事は中間検査結果調書を開覧し、工程の進捗度は予定工程とほぼ同程度進捗していることが確認されており、出来形、品質、出来栄えについて、中間時点では良好な施工であることを確認している。その他、変更契約を必要とする事態は生じておらず、契約変更等はなかったことを確認した。</li> <li>・機械設備工事は、契約変更がなかったことを竣工検査前チェックリストにて確認した。</li> <li>・電気設備工事は中間検査結果調書を開覧し、工程の進捗度は予定工程と同程度進捗していることが確認されており、順調であることを確認した。その他、変更契約を必要とする事態は生じておらず、契約変更等はなかったことを確認した。</li> </ul>
<p>監査対象年度（令和 4 年度）の当該契約に関する書類を確認し、契約の締結について契約保証金は適正に受け入れているか、また契約の履行について契約代金及び前払金の支払いが適切であるかを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事は東日本建設業保証株式会社による保証が付けられており、契約の 10% の保証金額を受け入れていることを保証証書で確認した。また前払金は支払限度額である請負金額×5/10 以内の額を支出した旨を</li> </ul>

実施した手続	実施結果
	<p>前金払請求書及び支出負担行為何書より確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械設備工事は、金融機関より契約の10%の金額で公共工事金銭保証を受け入れていることを保証書にて確認した。</li> <li>・電気設備工事は東日本建設業保証株式会社による保証が付けられており、契約の10%の保証金額を受け入れていることを保証証書で確認した。また前払金は支払限度額である請負金額×5/10 以内の額を支出した旨を前金払請求書及び支出命令書より確認した。</li> </ul>
<p>監査対象年度（令和 4 年度）の当該契約に関する書類を確認し、契約の履行について工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているかを確認した。</p>	<p>建築工事、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれ工事請負契約書で令和 5 年 6 月 30 日と締結した期限通り工事完成通知書を提出し、履行期限が適切に順守されたことを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和 4 年度）の当該契約に関する書類を確認し、契約の検査及び履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。</p>	<p>建築工事、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれ工事完成報告書及び請負工事竣工検査復命書を閲覧し、契約の検査及び履行について適時、適切に確かめられていることを確認した。</p>

#### (4) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### 第4項 小中学校及び廃校視察結果

#### 1 杉妻小学校



##### (1) 概要

所在地	福島市伏拝字沢口18番地
創立	明治6年11月15日
教育目標	友愛の精神を基調とし、 <sup>あす</sup> 未来を生き抜くしなやかな子どもの育成

重点目標	3つの”わ”で育む『たい』が泳ぎ続ける学校 チーム和ーク ネット輪ーク フット環ーク
目指す児童像	他者と協働し、逆境にくじけず、諦めることなく前に進む子ども

(参考：令和5年度学校要覧)

(令和4年度 福島市の教育 令和4年5月1日現在)

1年児童数	101名	1年学級数	4学級
2年児童数	99名	2年学級数	4学級
3年児童数	92名	3年学級数	3学級
4年児童数	87名	4年学級数	3学級
5年児童数	114名	5年学級数	4学級
6年児童数	98名	6年学級数	3学級
特別支援児童数	33名	特別支援学級数	5学級
計	624名	計	26学級

県 費 負 担 教 職 員 数		男	女
	校長	1人	
	教頭	1人	
	主幹教諭・教諭	10人	17人
	講師	1人	3人
	養護(助)教諭		1人
	栄養職員		1人
	事務職員		1人
	合計	13人	23人

市 費 負 職 員 数		男	女
	事務職員	1人	
	技能主事用務員	1人	
	技能主事調理職	5人	
	特別支援	3人	
	合計	10人	
校 医 等	校医・眼科医	4人	
	歯科医	2人	
	学校薬剤師	1人	

学校配当予算額及び決算額の推移

(単位：円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	1,999,895	1,976,542	1,972,612	1,972,862	2,022,712
決算額	1,926,208	1,901,722	1,882,940	1,911,927	1,912,145

予算は、過去5年間で大幅な変動は生じていない。

令和4年度学校配当決算額費目別内訳

消耗品費	食糧費	印刷製本費	修繕料	手数料	避難者支援分	計
1,666,390	8,000	96,000	53,500	32,221	56,034	1,912,145

## (2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・教職員の勤務状況が福島市の定める条例及び規則等に従って適切に把握されているか。
- ・教職員の働き方が今の時代に沿った内容になっているか。
- ・学校校舎は、安全・安心できる教育環境となっているか。
- ・備品について、財務規則等に従った管理が行われているか
- ・備品が有効に活用されているか。
- ・就学援助費等の申請・支給が適切に行われているか。
- ・特別支援教育就学奨励費の申請・支給が適切に行われているか。
- ・学校給食費の徴収が適切に行われているか。
- ・情報システムの管理は適切に行われているか。

### (3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>勤怠管理がどのように管理されているかを質問し、管理表を入手すると共に、著しく超過勤務となっている教職員がいないかどうかを確認し、超過勤務となっている理由、是正措置が図られているかどうか、改善の実績を確認した。</p>	<p>・勤怠管理の状況を確認した結果、著しく超過勤務となっている教職員はいなかったが、以下の検出事項が確認された。</p> <p>➤ 教職員の勤怠管理について（監査の結果①意見）</p>
<p>校舎内部を観察し、老朽化が進展している部分がないかどうか、適切な修繕が実施されているかどうかを確認した。</p>	<p>・福島市教育委員会に提出している「修繕要望一覧」を閲覧し、修繕要望箇所を中心に校舎の状況について校舎を見回って確認した。</p> <p>杉妻小学校は昭和54年に完成しており完成から44年が経過しており、校舎は全体的に老朽化が進行している。それに加え地震により大きなダメージを受けた。</p> <p>・校舎内を視察し使用不可としている施設の対応状況に問題があると判断した。</p> <p>➤ 非常用階段の使用制限について（監査の結果②意見）</p>
<p>使用が制限されている施設がある場合、安全対策が十分に施されているかを確認した。</p>	<p>・使用制限されている施設を視察した結果、以下の検出事項を確認した。</p> <p>➤ 非常用階段の使用制限について（監査の結果②意見）</p>
<p>監査人が抽出した備品台帳に登載されている品目について、現物と照合した。また現物が備品台帳に登載されていることを確認した。</p>	<p>・一般備品台帳及び教材備品台帳から、現物からリスト3件、リストから現物の確認3件の整合性確認を実施した。その結果、以下の検出事項を確認した。</p> <p>➤ 備品の管理について（監査の結果③指摘）</p>
<p>不要・不稼働物品が存在するかどうか質問</p>	<p>・不要・不稼働備品は必要に応じて廃棄申</p>

実施した手続	実施結果
し、該当がある場合には保管状況を確認した。	請が行われている部分もある。その一方で校舎において以下の検出事項を確認した。 ➤ 教材備品の管理状況について（監査の結果④指摘）
図書について、図書台帳が整備され、たな卸等の在庫確認が実施され、現物の存在を確認しているかどうかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書台帳との連携や書籍の管理状況についての質問や確認を実施した。</li> <li>・その結果、市の規定に基づいた管理が不十分と考えられる点が散見された。</li> </ul> ➤ 図書の管理状況について（監査の結果⑤指摘）
就学援助費について、申請・支給に関する手続が適切に行われているかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金出納簿と通帳の内容を確認し、一致していることを確かめた。</li> <li>・学校長へ委任払いとなっている児童について、就学援助費学校長委任払い用個人別支給明細書、就学援助費充当確認書兼領収書を確認し、所定の要件（保護者からの署名押印や担当者校長等の押印等）が充足されていることを確かめた。</li> <li>・準要保護者に対する給食費にかかる援助費が、適切に就学援助費用口座から給食費用口座に振り替えられていることを確かめた。</li> <li>・上記の他、申請・請求・支給に関する事務手続が適切に行われているかについては、別途、就学援助・就学奨励費の検証過程で実施した。</li> </ul>
特別支援教育就学奨励費について、申請・支給に関する手続が適切に行われているかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金出納簿と通帳の内容を確認し、一致していることを確かめた。</li> <li>・上記の他、申請・請求・支給に関する事務手続が適切に行われているかについては、別途、就学援助・就学奨励費の検証過程で実施した。</li> </ul>
給食費の徴収が適切に行われているかを確認した。（滞納管理を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人別集金台帳、学校給食会計報告書の内容を確認した結果、問題点は検出されなかった。</li> <li>・預金通帳と現金出納簿の内容を確認し、一致していることを確かめた。</li> <li>・受領書を確認した結果、問題点は検出されなかった。</li> </ul>
タブレット端末の管理は適切に行われているかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット端末の管理状況を確認した結果、以下の検出事項が確認された。</li> </ul> ➤ 貸与タブレット端末の管理について（監査の結果⑥指摘） ➤ 管理台帳の記載漏れについて（監査の結果⑦意見）
その他情報端末機器の存在と管理方法を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前は一部で USB の使用があったもの</li> </ul>

実施した手続	実施結果
認する。	の、現在はほぼ利用されていない。

(4) 監査の結果

①教職員の勤怠管理について【意見】

令和5年7月まではPC起動により自動的に記録されるシステムによって勤務時間は把握されてきた。令和5年2月分について、システム帳票であるエクセルシートを確認したところ、出退勤記録が、出退勤ともない、出退勤いずれかがない、勤務時間内にあるという教員が散見された。要因としては、教員個人のシステムダウンロードの不備やPC起動時のみ勤務時間が記録され、その修正が不可能というシステム上の問題点等が考えられ、前者に関しては、月を通して不備のある教員も見られ、管理職が指導を行って是正する措置も必要であったと考える。そして、このシステムによる時間集計が正規時間となり、総勤務時間、時間外勤務時間につながるの、システム上の問題の影響が大きいと考えられるが、同月の時間集計は不正確であったと言わざるを得ない。

なお、令和5年8月からは統合型校務支援システム内での直接打刻に切り替えられ、月末に管理職が入力の妥当性を確認し、教員個人及び管理職による入力修正も可能となったことから、従来のシステム上の問題点は改善されている。しかし、往査先1校で確認した限りではあるが、打刻やその修正の不適切さにより時間集計が不正確となっていた。今回のシステムでも出退勤の打刻を適切に行わなければ時間集計は不正確になってしまうという弱点がある。今後、勤務時間を正確に記録するということにつき、教員個人、管理職ともにより一層の意識の醸成にご留意頂きたい。

②非常用階段の使用制限について【意見】

昇降口の横にある非常階段は、管理上の観点から普段はロープで立入禁止としているものの、立入禁止が明示されていない。ロープによる制限だけでは容易に入ることが可能であることから、現行の対応は不十分である。

	通常は使用不可としている。
---	---------------



普段はロープにより入れないように対策を講じているとのことであるが、立入禁止の明示が必要と考えられる。

### ③備品の管理について【指摘】

校舎で使用されている一般備品について備品台帳との整合性が図られているか確認したところ、給食室で使用されている食器消毒器に標識が貼られていなかった。

備品は市の財産であり標識を貼付することとなっているが、主に給食室で使用する備品については、通常の標識は適さないことから、他の適当な方法により標識の貼付を徹底する必要がある。

#### 福島市財務規則（標識）

第 244 条 備品には、標識（様式第 73 号）を付さなければならない。ただし、性質、形状等により標識を付することに適しないものについては、適当な方法によりこれを表示することができる。

### ④教材備品の管理状況について【指摘】

現在使用していないオルガンが、廊下に放置されていた。



外観上、破損等は見られないが、廊下に一部はみ出している状況でもあるため、今後の使用可能性を検討し、不用か否かについて適切な対応が望まれる。

### ⑤図書管理状況について【指摘】

図書は備品であり市の財産である。よって福島市財務規則第 243 条に基づき現況を把握することが要求されているが、年度内において現物と台帳の照合が実施出来ていないとのことである。

なお現在は管理方法を紙面による方法から電子化による方法へと移行作業中であり、移行に際して現物と台帳の照合を実施しているが、その中で実物と台帳の差異が多く生じており、従来の蔵書の管理状況は不十分であったと言わざるを得ない。

従来の書面による管理方法では膨大な図書室の本を管理することは人的にも方法的に

も限界があったと考えられるが電子化に移行することに伴い、図書の現物管理については今以上の体制を整備する必要があると考える。

福島市財務規則（管理の義務）

第 243 条 物品管理権者及び供用された物品を使用する職員は、法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を行い、及び物品を使用しなければならない。

⑥タブレット端末の管理について【指摘】

福島市教育委員会は令和 3 年 2 月、全市立学校に端末(iPad)を配備した。福島市の学校では「福島型オンライン授業」として、学校の通常授業においてオンラインで調べたり共有したり協働したりするとともに、自宅でも課題等で iPad を活用していくものである。児童に配布した iPad は、福島市立学校公衆無線 LAN（学習系）学習用端末 (iPad) 管理台帳（以下、「管理台帳」という。）で管理されている。

今回、管理台帳を閲覧したところ未返却となっているタブレット端末が 1 台あり、視察した時点でも返却されていなかった。未返却タブレット端末を貸与された児童は、不登校の状態であり既に転校している。

福島市教育委員会は、令和 4 年 10 月にアップデートが未了となっているタブレット端末の存在を確認し、事後の対応は以下の通りである。

- ✓ 未返却の事実を認識しており、小学校へ照会、10 回程度返却の督促を行っている。
- ✓ 遠隔操作により使用制限（ロック）、メッセージの表示も行っている。
- ✓ タブレット端末は返却には至っていない。
- ✓ 該当する児童の転校先は把握しているが連絡はできていない。

タブレット端末が転売される可能性は皆無とは言えないため、貸与者とその家族に引き続き返却するよう対応する必要がある。

⑦管理台帳の記載漏れについて【意見】

児童に貸与されているタブレット端末は、貸与状況を管理台帳で管理している。管理台帳の記載を確認したところ、配布年月日の漏れが散見された。管理台帳に記載すべき項目は網羅する必要がある。

## 2 鎌田小学校



### (1) 概要

所在地	福島市丸子字石名田6番地
創立	明治6年11月26日
教育目標	○進んで学ぶ子ども (かしこく) <知> ○心豊かな子ども (やさしく) <徳> ○たくましい子ども (たくましく) <体>
教育活動の基盤	(安全・安心の保障と学びの場にふさわしい豊かな環境づくり) ◎一人一人に居場所のある温かい学級・学校づくり ○校内・校外での研修の活性化による教職員の指導力向上 ○家庭・地域と連携した望ましい生活習慣・学習習慣づくり ○北信中学校区幼保小中と連携した指導・実践
重点目標	進んで学ぶ子ども (かしこく) 基礎・基本の習得・活用と協働的な学びに努める子どもの育成 心豊かな子ども (やさしく) 自ら判断し、思いやりをもって正しく行動する子どもの育成 たくましい子ども (たくましく) 健康の保持増進と安全確保、体力向上に自ら励む子どもの育成

(参考：令和5年度学校要覧)

(令和4年度 福島市の教育 令和4年5月1日現在)

1年児童数	92名	1年学級数	3学級
2年児童数	98名	2年学級数	4学級
3年児童数	92名	3年学級数	3学級
4年児童数	87名	4年学級数	3学級
5年児童数	76名	5年学級数	3学級
6年児童数	79名	6年学級数	3学級
特別支援児童数	30名	特別支援学級数	4学級
計	554名	計	23学級

県費負担教職員数		男	女	市費負担職員数		男	女	
	校長	1人			事務職員	1人		
	教頭	1人			技能主事用務員	1人		
	主幹教諭・教諭	11人	17人		技能主事調理職	5人		
	講師		3人		特別支援	3人		
	養護（助）教諭		1人		合計	10人		
	栄養職員		1人		校医等	校医・眼科医	3人	
	事務職員		1人		歯科医	1人		
合計	13人	23人	学校薬剤師	1人				

#### 学校配当予算額及び決算額の推移

(単位：円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	1,772,825	1,751,732	1,865,039	2,003,642	1,855,562
決算額	1,735,821	1,689,829	1,779,154	1,909,477	1,776,093

予算は、過去5年間で大幅な変動は生じていない。

#### 令和4年度学校配当決算額費目別内訳

消耗品費	食糧費	印刷製本費	修繕料	手数料	避難者支援分	計
1,537,004	7,830	71,390	97,350	32,221	30,298	1,776,093

#### (2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・教職員の勤務状況が福島市の定める条例及び規則等に従って適切に把握されているか。
- ・教職員の働き方が今の時代に沿った内容になっているか。
- ・学校校舎は、安全・安心できる教育環境となっているか。
- ・備品について、財務規則等に従った管理が行われているか
- ・備品が有効に活用されているか。
- ・就学援助費等の申請・支給が適切に行われているか。
- ・特別支援教育就学奨励費の申請・支給が適切に行われているか。
- ・学校給食費の徴収が適切に行われているか。
- ・情報システムの管理は適切に行われているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
出勤退勤がどのように管理されているかを質問し、管理表を入手すると共に、著しく超過勤務となっている教職員がいないかどうかを確認し、超過勤務となっている理由、是正措置が図られているかどうか、改善の実績を確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤怠管理の状況を確認した結果、著しく超過勤務となっている教職員はいなかったが、以下の検出事項が確認された。</li> <li>➤ 教職員の勤怠管理について（監査の結果①意見）</li> </ul>
校舎内部を観察し、老朽化が進展している部分がないかどうか、適切な修繕が実施されているかどうかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島市教育委員会に提出している「修繕要望一覧」を閲覧し、修繕要望箇所を中心に校舎の状況について巡回して確認した。その結果校舎の修繕が必要と考えられる箇所が確認された。</li> <li>➤ 学校校舎の整備状況について（監査の結果②意見）</li> </ul>
使用が制限されている施設がある場合、安全対策が十分に施されているかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋上には立入禁止の表札等があるのに加えて施錠されており、児童が入れないようになっていることを確認した。</li> <li>・ 理科の実験用薬品のうち危険性が高いものについては施錠された薬品庫に保管されており、鍵も職員室で厳格に管理されていることを確認した。</li> </ul>
監査人が抽出した備品台帳に登載されている品目について、現物と照合した。また現物が備品台帳に登載されていることを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般備品台帳及び教材備品台帳から、現物からリスト3件、リストから現物の確認3件の整合性確認を実施した。いずれも整合性を確認することが出来たことから特筆すべき事項はない。</li> </ul>
不要・不稼働物品が存在するかどうか質問し、該当がある場合には保管状況を確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質問及び施設全域を視察した結果、不要・不稼働備品は存在せず、問題となる結果はなかった。</li> </ul>
図書について、図書台帳が整備され、たな卸等の在庫確認が実施され、現物の存在を確認しているかどうかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書台帳との連携や書籍の管理状況についての質問や確認を実施した。その結果、市の規定に基づいた管理が不十分と考えられる点を確認された。</li> <li>➤ 図書の管理状況について（監査の結果③指摘）</li> </ul>
就学援助費について、申請・支給に関する手続が適切に行われているかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請・支給が適切に行われていること、遠距離通学の計算が適切に行われていることを確認した。</li> </ul>
特別支援教育就学奨励費について、申請・支給に関する手続が適切に行われているかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請が適切に行われていること、支給に関しては、保護者口座振込となっていることを確認した。</li> </ul>
給食費の徴収が適切に行われているかを確認した。（滞納管理を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校給食事務の手引に沿って事務処理が適切に行われているか確認した結果、以下の問題点が識別された。</li> <li>➤ 現金出納簿の押印漏れについて（監査の結果④指摘）</li> </ul>

実施した手続	実施結果
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 就学援助返納について（監査の結果⑤指摘）</li> <li>▶ 現金出納簿の記載方法について（監査の結果⑥意見）</li> </ul>
タブレット端末の管理は適切に行われているかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレットは予備機を含めて管理台帳で適切に管理されていることを確認した。</li> <li>▶ 情報システムの管理について（監査の結果⑦意見）</li> </ul>
その他情報端末機器の存在と管理方法を確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前は一部で USB の使用があったものの、現在はほぼ利用されていないことから特筆すべき事項はない。</li> </ul>

#### （４）監査の結果

##### ①教職員の勤怠管理について【意見】

令和 5 年 7 月までは PC 起動により自動的に記録されるシステムによって勤務時間は把握されてきた。令和 5 年 4 月分について、システム帳票であるエクセルシートを確認したところ、出退勤記録が、出退勤ともない、出退勤いずれかがない、勤務時間内にあるという教員が散見された。要因としては、教員個人のシステムダウンロードの不備や PC 起動時のみ勤務時間が記録され、その修正が不可能というシステム上の問題点等が考えられ、前者に関しては、月を通して不備のある教員も見られ、管理職が指導を行って是正する措置も必要であったと考える。そして、このシステムによる時間集計が正規時間となり、総勤務時間、時間外勤務時間につながるので、システム上の問題の影響が大きいと考えられるが、同月の時間集計は不正確であったと言わざるを得ない。

なお、令和 5 年 8 月からは統合型校務支援システム内での直接打刻に切り替えられ、月末に管理職が入力の妥当性を確認し、教員個人及び管理職による入力修正も可能となったことから、従来のシステム上の問題点は改善されている。しかし、往査先 1 校で確認した限りではあるが、打刻やその修正の不適切さにより時間集計が不正確となっていた。今回のシステムでも出退勤の打刻を適切に行わなければ時間集計は不正確になってしまうという弱点がある。今後、勤務時間を正確に記録するという点につき、教員個人、管理職ともにより一層の意識の醸成にご留意頂きたい。

##### ②学校校舎の整備状況について【意見】

教育施設管理課に提出している「修繕要望一覧」を閲覧し、修繕要望箇所の状況を確認するために、校内を巡回した。鎌田小学校の校舎は昭和 53 年 7 月に建てられ、建設から 45 年が経過しており老朽化が進行している。校舎の老朽化は福島市内の他の小中学校も同様に深刻な状況にあるが、修繕のための市の予算規模が学校の数に比して少ないため、現場の修繕は年度ごとに順番待ちとなっている。今回確認した下記の事案は、適宜剥離状況に応じて対応しているものの根本的な修繕が必要である。

校舎入口の軒天の劣化	校舎入口の軒天の「浮き」や「剥離」については、事前に落とすなどの安全対策は講じている。 また、劣化の状況については、業者による確認も行っている。
	

### ③図書の管理状況について【指摘】

図書は備品であり市の財産である。よって福島市財務規則第 243 条に基づき現況を把握することが要求されているが、年度内において現物と台帳の照合が実施出来ていないとのことである。

なお現在は管理方法を紙面による方法から電子化による方法へと移行作業中であり、移行に際して現物と台帳の照合を実施しているが、その中で実物と台帳の差異が多く生じており、従来の蔵書の管理状況は不十分であったと言わざるを得ない。

従来の書面による管理方法では膨大な図書室の本を管理することは人的にも方法的にも限界があったと考えられるが電子化に移行することに伴い、図書の現物管理については今以上の体制を整備する必要があると考える。

また本校において従来の図書台帳については、近年廃棄した図書については廃棄台帳等との連携が図られていたが、過去の図書台帳については廃棄済みとなっているものや所在不明となっているものが混在していた。

図書室が市内他の小中学校と比較して特に狭いことから書籍を一部各教室の前に置くなどしている。これにより所在が不明となっている本もある。

図書室で管理されている書籍も教室に置いてある書籍も同様に市の財産であることから、図書室から教室への貸出状況の管理を行うなど、すべての本に管理が行き届く運用方法を検討していく必要がある。

#### 福島市財務規則（管理の義務）

第 243 条 物品管理権者及び供用された物品を使用する職員は、法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を行い、及び物品を使用しなければならない。

図書室内部（2つの部屋に区切られている。）



現在は電子化移行中のため空きもあるが、通常時に利用できる本棚のスペースも多くない。

#### ④学校給食費/現金出納簿の押印漏れについて【指摘】

学校給食事務の手引では、「材料費や給食費の支払のため口座から払い出した際、校長の認印を押印する。」ことになっているが、令和5年3月30日における食材の支払3,031,960円について、認印の押印が漏れていた。今後は、学校給食事務の手引に沿った対応が必要である。

#### ⑤学校給食費/就学援助返納について【指摘】

就学援助制度の対象児童にかかる給食費は、毎月最終木曜日に福島市より学校の援助費口座に振り込まれており、援助費担当者は入金を確認後速やかに払い出し、給食会計口座に入金することとなっている。この点、転学等で精算した結果、援助費を多く受領しており、市へ返納する必要がある場合、返納しなければならない給食費が既に給食会計口座に入金済みであることから、一旦給食会計口座から援助費口座に資金移動する必要がある。この際、学校給食事務の手引では、「援助費担当者は、給食会計担当者に対し受領書を発行する。給食会計担当者は、受領書を受け取り保管する。」ことになっているが、令和4年度分の返納については、いずれの返納についても受領書が保管されていなかった。今後は、学校給食事務の手引に沿った対応が必要である。

なお、令和5年度以降は適切に保管されていることを確認した。

#### ⑥学校給食費/現金出納簿の記載方法について【意見】

学校給食事務の手引では、現金出納簿の記載方法について、「現金出納簿については改ざん防止、訂正の痕跡確認等の意味合いから手書きを原則としますが、手書きに準じた効力をもつ機器（ワーダライタ等）は使用可とします。」となっているが、実務上は原則通り手書きで記載されており、現金出納簿の記帳に時間を要している。

確かに、改ざん防止の観点から手書きとすることは有用な方法の一つであると思われるが、効率性の観点からは現状が最良なのか疑問が残る。現金出納簿を手書きとするこ

とで防止できている改ざんリスクを他の統制行動により防止できないか検討することが望ましい。

⑦情報システムの管理について【意見】

現状の管理状況については問題ないと考えられるが、本校においては550人程度の児童のタブレットの管理状況を教員1名のみで管理していることから、負担軽減及びリスクの分散のためにも管理担当の教員を増やすなどしてタブレットの管理状況について効率的かつ効果的に運用することが望ましいと考える。

3 大森小学校



(1) 概要

所在地	福島市大森字南中道4番地
創立	明治6年12月25日
教育目標	おおらかでたくましい子どもの育成
基本方針	まごころこめてやりぬく子ども 進んで考え学ぶ子ども 健康で力みなぎる子ども
目指す学校像	子どもにとって、心おどりわくわくする学校 教師にとって、働きがいやりのある学校 保護者、地域にとって、任せて安心な学校

(参考：令和5年度学校要覧)

(令和4年度 福島市の教育 令和4年5月1日現在)

1年児童数	86名	1年学級数	3学級
2年児童数	112名	2年学級数	4学級
3年児童数	103名	3年学級数	4学級
4年児童数	93名	4年学級数	3学級
5年児童数	113名	5年学級数	4学級
6年児童数	121名	6年学級数	4学級
特別支援児童数	26名	特別支援学級数	4学級
計	654名	計	26学級

県 費 負 担 教 職 員 数		男	女	市 費 負 職 員 数		男	女
	校 長	1人			事 務 職 員	2人	
	副 校 長 ・ 教 頭	1人			技能主事用務員	1人	
	教 諭	7人	20人		技能主事調理職		
	講 師	1人	4人		特 別 支 援	2人	
	養護（助）教諭		2人		合 計	5人	
	栄 養 職 員				校 医 ・ 眼 科 医	4人	
	事 務 職 員		1人		歯 科 医	2人	
	合 計	10人	27人		学 校 薬 剤 師	1人	

学校配当予算額及び決算額の推移

(単位：円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予 算 額	1,790,265	1,730,572	1,763,418	1,801,102	1,772,082
決 算 額	1,721,001	1,717,784	1,693,807	1,669,459	1,738,343

予算は、過去5年間で大幅な変動は生じていない。

令和4年度学校配当決算額費目別内訳

消耗品費	食糧費	印刷製本費	修繕料	手数料	その他 使用料	避難者 支援分	計
1,387,265	2,376	96,954	140,937	32,221	27,590	51,000	1,738,343

(2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・教職員の勤務状況が福島市の定める条例及び規則等に従って適切に把握されているか。
- ・教職員の働き方が今の時代に沿った内容になっているか。
- ・学校校舎は、安全・安心できる教育環境となっているか。
- ・備品について、財務規則等に従った管理が行われているか。
- ・備品が有効に活用されているか。
- ・就学援助費等の申請・支給が適切に行われているか。
- ・特別支援教育就学奨励費の申請・支給が適切に行われているか。
- ・学校給食費の徴収が適切に行われているか。
- ・情報システムの管理は適切に行われているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
出勤退勤がどのように管理されているかを質問し、管理表を入手すると共に、著しく超過勤務となっている教職員がいないかどうかを確認し、超過勤務となっている理由、是正措置が図られているかどうか、改善の実績を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤怠管理の状況を確認した結果、著しく超過勤務となっている教職員はいなかったが、以下の検出事項が確認された。</li> <li>➢ 教職員の勤怠管理について（監査の結果①意見）</li> </ul>
校舎内部を観察し、老朽化が進展している部分がないかどうか、適切な修繕が実施されているかどうかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島市教育委員会に提出している「修繕要望一覧」を閲覧し、修繕要望箇所を中心に校舎の状況について巡回して確認した。その結果校舎の修繕が必要と考えられる箇所が確認された。</li> <li>➢ 学校校舎の整備状況について（監査の結果②意見）</li> </ul>
使用が制限されている施設がある場合、安全対策が十分に施されているかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上に立入禁止の表札等があるのに加えて施錠されており、児童が入れないようになっていることを確認した。</li> <li>・理科の実験用薬品のうち危険性が高いものについては施錠された薬品庫に保管されており、鍵も理科の教員及び管理職の教員のみが保有していることを確認した。</li> </ul>
監査人が抽出した備品台帳に登載されている品目について、現物と照合する。また現物が備品台帳に登載されていることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般備品台帳及び教材備品台帳から、現物からリスト3件、リストから現物の確認3件の整合性確認を実施した。いずれも整合性を確認することができた。特筆すべき事項はない。</li> </ul>
不要・不稼働物品が存在するかどうか質問し、該当がある場合には保管状況を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問及び施設全域を視察した結果、不要・不稼働備品は存在せず、問題となる結果はなかった。</li> </ul>
図書について、図書台帳が整備され、たな卸等の在庫確認が実施され、現物の存在を確認しているかどうかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書台帳との連携や書籍の管理状況についての質問や確認を実施した。その結果市の規定に基づいた管理が不十分と考えられる点を確認された。</li> <li>➢ 図書の管理状況について（監査の結果③指摘）</li> </ul>
就学援助費について、申請・支給に関する手続が適切に行われているかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学援助費の申請・支給に関する手続について、担当教職員にヒアリングを行い、管理している書面を閲覧して手続が適切に行われていることを確認した。</li> </ul>
特別支援教育就学奨励費について、申請・支給に関する手続が適切に行われているかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入学児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表について、担当者に作成の方法、記載内容について質問し記載状況を検討した。</li> <li>➢ 学用品・通学用品のレシート等提出一覧表の記載について（監査の結果④指摘）</li> </ul>
給食費の徴収が適切に行われているかを確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食費に関して、徴収方法や徴収に</li> </ul>

実施した手続	実施結果
認する。(滞納管理を含む)	関するフロー及び滞納管理に関して、担当教職員にヒアリングを行い、管理状況に関して保管している書面を閲覧し、徴収及び滞納管理が適切に行われていることを確認した。
タブレット端末の管理は適切に行われているかを確認する。	・予備機を含めて管理台帳で適切に管理されていることを確認した。
その他情報端末機器の存在と管理方法を確認する。	・その他情報端末機器について、個人情報管理や情報セキュリティ対策も含めて、担当教職員に質問し、管理状況を確認したところセキュリティポリシーや規定及びマニュアル等に基づいて適切に管理されていることを確認した。

#### (4) 監査の結果

##### ①教職員の勤怠管理について【意見】

令和5年7月まではPC起動により自動的に記録されるシステムによって勤務時間は把握されてきた。令和4年6月分について、システム帳票であるエクセルシートを確認したところ、出退勤記録が、出退勤ともない、出退勤いずれかがない、勤務時間内にあるという教員が散見された。要因としては、PC起動時のみ勤務時間が記録され、その修正が不可能というシステム上の問題点等が考えられる。そして、このシステムによる集計が正規時間となり、総勤務時間、時間外勤務時間につながるの、システム上の問題の影響が大きいと考えられるが、同月の時間集計は不正確であったと言わざるを得ない。

なお、令和5年8月からは統合型校務支援システム内での直接打刻に切り替えられ、月末に管理職が入力の妥当性を確認し、教員個人及び管理職による入力修正も可能となったことから、従来のシステム上の問題点は改善されている。しかし、往査先1校で確認した限りではあるが、打刻やその修正の不適切さにより時間集計が不正確となっていた。今回のシステムでも出退勤の打刻を適切に行わなければ時間集計は不正確になってしまうという弱点がある。今後、勤務時間を正確に記録するという点につき、教員個人、管理職ともにより一層の意識の醸成にご留意頂きたい。

##### ②学校校舎の整備状況について【意見】

教育施設管理課に提出している「修繕要望一覧」を閲覧し、修繕要望箇所を中心に校舎の状況を確認するために、校内を巡回した。

##### <教室の傾き>

外国語 ROOM として利用している教室が、部屋の中心に向かって1°～2°程度傾いている。修繕要望書を出してはいるものの、対応できていない状況にある。

現在は児童の教室として利用していないものの、来年度以降、児童数増加により教室を利用する場合、このまま使えば児童の平衡感覚が鈍り体調不良を引き起こす可能性が考えられることから床の張替えなど対応が必要と考える。

今年度は外国語 ROOM となっておりほぼ使用はされていないものの、実際教室に立つと中心に向かってやや傾いていることが確認できた。

該当の傾きがある教室	該当の傾きがある教室の内部
	

〈図工室として利用しているプレハブ小屋の状態〉

大森小学校ではプレハブ小屋を図工室や理科室として使用している。このうち図工室として利用しているプレハブ小屋については特に状態が悪く、事務員の補修によりなんとか利用できている状態である。事務員により必要な補修が行われているものの、現状を考えればプレハブ小屋を長く利用するには限界があり、耐震性の観点からも現在のプレハブ小屋を利用し続けることは危険があると考えられるためプレハブ小屋を新しくするなどの対応が必要になると考えられる。

図工室プレハブ小屋内部	プレハブ小屋の内部は経年劣化が進んでいる。
	

図工室プレハブ小屋外部	<p>プレハブ小屋を修繕している様子。          該当の修繕箇所は事務員により修繕が行われているものの、内部の様子は上記のように劣化が進んでいる。</p>
	

### ③図書の管理状況について【指摘】

図書は備品であり市の財産である。よって福島市財務規則第 243 条に基づき現況を把握することが要求されているが、年度内において現物と台帳の照合が実施出来ていないとのことである。

なお現在は管理方法を紙面による方法から電子化による方法へと移行作業中であり、移行に際して現物と台帳の照合を実施しているが、その中で実物と台帳の差異が多く生じており、従来の蔵書の管理状況は不十分であったと言わざるを得ない。

従来の書面による管理方法では膨大な図書室の本を管理することは人的にも方法的にも限界があったと考えられるが電子化に移行することに伴い、図書の現物管理については今以上の体制を整備する必要があると考える。

#### (管理の義務)

第 243 条 物品管理権者及び供用された物品を使用する職員は、法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を行い、及び物品を使用しなければならない。

### ④学用品・通学用品のレシート等提出一覧表の記載について【指摘】

特別支援教育就学奨励費事務処理手引には、新入学に当たって通常必要とする学用品・通学用品の購入費に関して特別支援教育就学奨励費を申請するには、購入した学用品・通学用品のレシート等の提出時に保護者から「新入学児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表」【様式 25】も併せて提出すると記載されている。

しかし、実際に現地で保管している新入学児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表を確認したところ、保護者氏名や児童生徒氏名、購入した物品名が一部入力済みとなっている書面を担任の教員から児童を通じて、保護者に渡していた。

特別支援教育就学奨励費事務処理手引には以下の記載がある。

(7) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 ③請求上の注意  
 ・レシート等の提出時には、保護者から「新入学児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表」【様式 25】も併せて提出させ、内容を確認し、担当者の確認印を押すこと。

支給対象者は、特別支援学級へ就学する児童等及び学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童等の保護者と規定しており、入学時に事前に把握できるため、保護者氏名及び児童生徒氏名を事前に記入しておくことは理解できる。しかしながら、本来は作成者と確認者を区分することによって内部牽制を機能させることになる。実態としては保護者に一覧表の提出を求めることが困難な状況も想定されることから、今後は事務担当者が作成せざるを得ない場合には、異なる担当者が内容確認する等「特別支援教育就学奨励費事務処理手引」の修正を検討頂きたい。

#### 4 第一中学校



##### (1) 概要

所在地	福島市南町480番地
創立	昭和22年4月25日
教育目標	自主的・自発的で心身ともにたくましい生徒
目指す生徒像	① たくましい気力と体力をもつ、行動的な生徒 ② 豊かな知性と感性をそなえ、創造性に富む生徒 ③ 自らの言動に責任を持ち、主体的に行動できる生徒 ④ 協調する態度をもち、すすんで奉仕する生徒 ⑤ 感謝の気持ちに満ち、素直で豊かな心をもつ生徒
重点事項（努力事項）	1 優れた知性と豊かな感性をそなえた、創造性に富む生徒を育成します 2 希望進路実現に向けて努力できる生徒を育成します 3 強い気力と体力をもった実践力のある生徒を育成します

(参考：令和5年度学校要覧)

(令和4年度 福島市の教育 令和4年5月1日現在)

1年生徒数	172名	1年学級数	6学級
2年生徒数	176名	2年学級数	5学級
3年生徒数	178名	3年学級数	6学級
特別支援生徒数	24名	特別支援学級数	4学級
計	550名	計	21学級

県 費 負 担 教 職 員 数		男	女	市 費 負 職 員 数		男	女
	校 長	1人			事 務 職 員	1人	
	教 頭	1人			技能主事用務員	1人	
	教 諭	14人	18人		特 別 支 援	2人	
	講 師	2人	3人		合 計	4人	
	養護（助）教諭		1人		校 医 ・ 眼 科 医	3人	
	事 務 職 員		1人		歯 科 医	1人	
	合 計	18人	23人		学 校 薬 剤 師	1人	

#### 学校配当予算額及び決算額の推移

(単位：円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	2,227,673	2,254,133	2,201,599	2,270,153	2,132,893
決算額	2,032,845	2,062,842	2,057,433	2,059,257	1,985,631

予算は、過去5年間で大幅な変動は生じていない。

#### 令和4年度学校配当決算額費目別内訳

消耗品費	食糧費	印刷製本費	修繕料	手数料	避難者支援分	計
1,607,502	6,000	162,481	72,875	48,330	88,443	1,985,631

#### (2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・教職員の勤務状況が福島市の定める条例及び規則等に従って適切に把握されているか。
- ・教職員の働き方が今の時代に沿った内容になっているか。
- ・学校校舎は、安全・安心できる教育環境となっているか。
- ・備品について、財務規則等に従った管理が行われているか
- ・備品が有効に活用されているか。
- ・就学援助費等の申請・支給が適切に行われているか。
- ・特別支援教育就学奨励費の申請・支給が適切に行われているか。
- ・学校給食費の徴収が適切に行われているか。
- ・情報システムの管理は適切に行われているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>出勤退勤がどのように管理されているかを質問し、管理表を入手すると共に、著しく超過勤務となっている教職員がいないかどうかを確認し、超過勤務となっている理由、是正措置が図られているかどうか、改善の実績を確認した。</p>	<p>・令和4年度は各教職員のパソコン起動時に出勤打刻され、退勤時は退勤ボタンをクリックすることでExcelシートのマクロで勤務時間が集計される仕組みとなっていた。超過勤務時間を確認した結果、以下の検出事項が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 教職員の勤怠管理について（監査の結果①意見）</li> <li>➤ 突出した超過勤務時間者の存在について（監査の結果②意見）</li> </ul>
<p>校舎内部を観察し、老朽化が進展している部分がないかどうか、適切な修繕が実施されているかどうかを確認する。</p>	<p>・福島市教育委員会に提出している「修繕要望一覧」を閲覧し、修繕要望箇所を中心に校舎の状況について校舎を巡回して確認した。その結果早急な修繕が必要と考えられる箇所は存在しなかった。</p>
<p>使用が制限されている施設がある場合、安全対策が十分に施されているかを確認する。</p>	<p>・校舎の屋上には生徒が立ち入らないような注意喚起や施錠等が行われていた。</p> <p>・劇薬等は施錠されたロッカーに保管されており、鍵の管理も適切に行われていたことから特筆すべき事項はない。</p>
<p>監査人が抽出した備品台帳に登載されている品目について、現物と照合する。また現物が備品台帳に登載されていることを確認する。</p>	<p>・一般備品台帳及び教材備品台帳から、現物からリスト3件、リストから現物の確認3件の整合性確認を実施した。</p> <p>・いずれも整合性を確認することが出来たことから特筆すべき事項はない。</p>
<p>不要・不稼働物品が存在するかどうか質問し、該当がある場合には保管状況を確認する。</p>	<p>・質問及び施設全域を視察した結果、以下の検出事項を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 不稼働物品の管理状況について（監査の結果③指摘）</li> </ul>
<p>図書について、図書台帳が整備され、たな卸等の在庫確認が実施され、現物の存在を確認しているかどうかを確認する。</p>	<p>・図書台帳との連携や書籍の管理状況についての質問や確認を実施した。その結果、市の規定に基づいた管理が不十分と考えられる点を確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 図書の管理状況について（監査の結果④指摘）</li> </ul>
<p>就学援助費について、申請・支給に関する手続が適切に行われているかを確認する。</p>	<p>・申請・支給が適切に行われていることを確認した結果、以下の検出事項を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 領収書の記載について（監査の結果⑤指摘）</li> </ul>
<p>特別支援教育就学奨励費について、申請・支給に関する手続が適切に行われているかを確認する。</p>	<p>・申請・支給が適切に行われていることを確認した結果、以下の検出事項を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 決裁文書の押印漏れについて（監査の結果⑥指摘）</li> </ul>

実施した手続	実施結果
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 個人別内訳書の修正漏れについて（監査の結果⑦意見）</li> <li>➤ 委任払における普通預金の管理について（監査の結果⑧意見）</li> </ul>
給食費の徴収が適切に行われているかを確認する。（滞納管理を含む）	・学校給食費について、徴収が適切に行われていること、就学援助費、特別支援教育就学奨励費の対象としての学校給食費が振り込まれていることを確認した。
タブレット端末の管理は適切に行われているかを確認する。	・タブレットは予備機を含めて管理台帳で適切に管理されていることを確認した。
その他情報端末機器の存在と管理方法を確認する。	・USB メモリは福島市から提供されたパスワードが設定されているものを利用している。また、USB メモリを利用できるパソコンと利用できないパソコンを区別している。

#### （４）監査の結果

##### ①教職員の勤怠管理について【意見】

令和４年度は各教職員のパソコン起動時に出勤打刻され、退勤時は退勤ボタンをクリックすることでExcel シートのマクロで勤務時間が集計される仕組みとなっていたが、超過勤務時間の申請が漏れていると思われるケースも散見され、超過勤務時間の申請、時間集計が適切に行われていたかどうか疑義がある。

しかしながら令和５年９月からは統合型校務支援システムの勤怠管理システムを導入、利用しており、超過勤務時間の申請漏れは解消している。

##### ②突出した超過勤務時間者の存在について【意見】

令和４年度は前任教頭先生の超過勤務時間が突出している状況であったが、前任教頭先生の異動により超過勤務時間が突出している教職員はいない。これは、特定の教員による個人的な意識の問題ともいえるが、著しい業務負荷が特定の役職に及んでいることも事実である。特定の教員が異動することにより、突出した超過勤務者はいなくなっているものの、根本的に改善されたとは言えない。業務内容の見直しと個人の意識改革が必要であり、他の小中学校で同様な状況になっていないかどうか、改めて確認し、異常点が見受けられた場合は、是正措置を講じる必要がある。

##### ③不稼働物品の管理状況について【指摘】

1Fの資料室に使用していないと思われる備品が複数放置されている状況が確認された。これらの備品については、処分予定となっているものもあり今後の使用見込みがない備品も含まれている。

特に処分予定となっている備品については、「学校財務事務のてびき」13 学校備品

(7) 備品の廃棄に基づいて当該備品を廃棄する旨の起案をする必要があるが、対応がされていない。早急に学校での起案、決裁手続を進める必要がある。

教育総務課財務係作成の「学校財務事務のてびき」

1.3 学校備品

(7) 備品について、その性質に著しい変化が生じ、実際の使用に耐えないと認められる場合や、修繕不能または修繕に要する費用が高額な場合は廃棄処理を行う。

処分の流れは以下の通りである。

		内 容
1	発見・確認	破損の程度を確認する
2	起 案	当該物品を廃棄する旨の起案をする
3	決 裁	校長の決裁を受ける
4	提 出	「一般備品廃棄処分承認申請書」を提出する
5	(財務係) 決裁	
6	(財務係) 通知	「一般備品廃棄処分承認書」送付
7	整 理	「承認書」に基づき、備品台帳に廃棄年月日を記入し整理する
8	処 分	

またこのように放置されている状態が続けば営利目的の盗難などにより不当に処分される恐れもあるため、早急に対応する必要があると考えられる。

1Fの資料室



福島市財務規則（不用物品の処分）

第 256 条 会計管理者は、出納機関において保管中の物品に供用の必要がないと認めるもの又は供用することができないと認めるものがあるときは、その旨を財務部長に通知しなければならない。

④ 図書の管理状況について【指摘】

図書は備品であり市の財産である。よって福島市財務規則第 243 条に基づき現況を把握することが要求されているが、年度内において現物と台帳の照合が実施出来ていないとのことである。

なお現在は管理方法を紙面による方法から電子による方法へと移行作業中であり、移行に際して現物と台帳の照合を実施しているが、その中で実物と台帳の差異が多く生じており、従来の蔵書の管理状況は不十分であったと言わざるを得ない。

従来の書面による管理方法では膨大な図書室の本を管理することは人的にも方法的にも限界があったと考えられるが電子に移行することに伴い、図書の現物管理については

今以上の体制を整備する必要があると考える。

福島市財務規則（管理の義務）

第 243 条 物品管理権者及び供用された物品を使用する職員は、法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を行い、及び物品を使用しなければならない。

⑤就学援助費/領収書の記載について【指摘】

就学援助費の支給について、学校長委任分の充当及び支給について、学校長が保護者に対し「就学援助費充当確認書兼領収書（様式9）」を発行し保護者にその内容の確認を受けることとなっている。確認した結果、現住所、保護者氏名を記載することとなっているが、申請時の書類と異なる筆跡となっているものが1件あった。領収書は申請者本人である必要はなく、保護者であれば良いこととなっているため、保護者氏名は確認者名とすべきである。

⑥特別支援教育就学奨励費/決裁文書の押印漏れについて【指摘】

決裁文書である支出伺いには、校長・教頭・担当会計の押印欄が設けられている。今回確認した支出伺いのうち、教頭欄の押印が漏れているものが1件確認された。

決裁文書については、押印漏れがないように対応すべきである。

⑦特別支援教育就学奨励費/個人別内訳書の修正漏れについて【意見】

学校長は、就学奨励費を受領するために必要な諸手続及び補助金の受領について、保護者から書面により委任を受け、市教育委員会に対し「特別支援教育就学奨励費 個人別内訳書（請求用）」（以下、「内訳書」という。）に必要書類を添付して請求することとなっている。今回確認した内訳書のうち、交流及び共同学習交通費の1名について修正となっていたが、内訳書の計・合計が修正されていなかった。個別に修正した場合は、計・合計も併せて修正すべきである。

⑧委任払における普通預金の管理について【意見】

委任払のための普通預金口座について、平成27年8月15日までの累計利息34円が計上されていたが、令和3年3月9日に引出されている。学校によっては利息計上を継続している場合もあり、その取扱いが統一されていない。金額は少額ではあるものの、小中学校に残存している預金利息の取扱いを明確にする必要がある。なお、今後は利息を認識しない決済口座により運用することが望ましい。

## 5 北信中学校



### (1) 概要

所在地	福島市鎌田字御仮家20番地
創立	昭和22年4月23日
教育目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>●確かな学力を身につける生徒</li> <li>●豊かな心を身につける生徒</li> <li>●たくましい活力を身につける生徒</li> </ul>
学校運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「生命尊重」命よりも大切なものはないということを念頭に置き、命を大切にする子供たちを育む教育活動</li> <li>◆「信頼関係」生徒相互・生徒と教師・教師と保護者の思いやりのある教育活動</li> <li>◆「説明責任」ことばを大切に、ことばを通しての丁寧な教育活動</li> </ul>
目指す教師像	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆研修で磨かれ、授業で勝負する教師</li> <li>◆生徒に敬われ、一枚岩で実践する教師</li> <li>◆時代に先んじて研鑽に励み、変容していく教師</li> </ul>
目指す学校像	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆情熱と創意工夫のもとに組織的な教育活動を推進する学校</li> <li>◆教育課題の解決のための実効力のある教育活動を継続する学校</li> <li>◆教職員の指導力とチーム力の最大化を目指して研鑽に励む学校</li> <li>◆学校事故防止へ万全を期して、地域や家庭と協力する学校</li> </ul>

(令和5年度学校要覧より)

(令和4年度 福島市の教育 令和4年5月1日現在)

1年生徒数	246名	1年学級数	9学級
2年生徒数	224名	2年学級数	7学級
3年生徒数	244名	3年学級数	8学級
特別支援生徒数	21名	特別支援学級数	4学級
計	735名	計	28学級

県 費 負 担 教 職 員 数		男	女	市 費 負 職 員 数		男	女
	校 長	1 人			事 務 職 員	1 人	
	副 校 長 ・ 教 頭	2 人			技能主事用務員	1 人	
	教 諭	2 3 人	1 6 人		技能主事調理職	6 人	
	講 師	6 人			特 別 支 援	1 人	
	養 護 ( 助 ) 教 諭		2 人		合 計	9 人	
	栄 養 職 員		1 人		校 医 ・ 眼 科 医	4 人	
	事 務 職 員	1 人	1 人		歯 科 医	2 人	
合 計	3 3 人	2 0 人	学 校 薬 剤 師	1 人			

#### 学校配当予算額及び決算額の推移

(単位：円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予 算 額	2, 737, 493	2, 730, 783	2, 616, 195	2, 705, 853	2, 716, 033
決 算 額	2, 731, 050	2, 708, 497	2, 427, 523	2, 679, 739	2, 707, 742

予算は、過去 5 年間で大幅な変動は生じていない。

#### 令和 4 年度学校配当決算額費目別内訳

消耗品費	食糧費	印刷製本費	修繕料	手数料	避難者支援分	計
2, 163, 086	7, 000	213, 225	221, 000	50, 331	53, 100	2, 707, 742

#### (2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・教職員の勤務状況が福島市の定める条例及び規則等に従って適切に把握されているか。
- ・教職員の働き方が今の時代に沿った内容になっているか。
- ・学校校舎は、安全・安心できる教育環境となっているか。
- ・備品について、財務規則等に従った管理が行われているか
- ・備品が有効に活用されているか。
- ・就学援助費等の申請・支給が適切に行われているか。
- ・特別支援教育就学奨励費の申請・支給が適切に行われているか。
- ・学校給食費の徴収が適切に行われているか。
- ・情報システムの管理は適切に行われているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
出勤退勤がどのように管理されているかを質問し、管理表を入手すると共に、著しく超過勤務となっている教職員がいないかどうかを確認し、超過勤務となっている理由、是正措置が図られているかどうか、改善の実績を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤怠管理の状況を確認した結果、著しく超過勤務となっている教職員はいなかったが、以下の検出事項が確認された。</li> <li>➤ 教職員の勤怠管理について（監査の結果①意見）</li> </ul>
校舎内部を観察し、老朽化が進展している部分がないかどうか、適切な修繕が実施されているかどうかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島市教育委員会に提出している「修繕要望一覧」を閲覧し、修繕要望箇所の現状について実際に校舎を見回って確認した。その結果校舎を修繕が必要と考えられる箇所が確認された。</li> <li>➤ 校舎の老朽化について（監査の結果②意見）</li> </ul>
使用が制限されている施設がある場合、安全対策が十分に施されているかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校施設を視察したところ、校庭に設置している防砂ネットが著しく破損しており、施設内外において、安全対策等が十分でないと思われる点が検出された。</li> <li>➤ 敷地フェンスに設置している防砂ネットについて（監査の結果③意見）</li> </ul>
監査人が抽出した備品台帳に登載されている品目について、現物と照合する。また現物が備品台帳に登載されていることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般備品台帳から無作為に抽出した3件について、現物と照合した。その結果、以下の点が検出された。</li> <li>➤ 備品への備品標識の貼付漏れについて（監査の結果④指摘）</li> <li>➤ 備品の除却申請のない除却について（監査の結果⑤指摘）</li> <li>➤ 教材備品台帳の登載漏れについて（監査の結果⑥指摘）</li> </ul>
不要・不稼働物品が存在するかどうか質問し、該当がある場合には保管状況を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物品の保管状況を確認したところ、廃棄すべきと思われる備品が校舎内に放置されているのが確認された。</li> <li>➤ 不要物品の保管状況について（監査の結果⑦指摘）</li> </ul>
図書について、図書台帳が整備され、たな卸等の在庫確認が実施され、現物の存在を確認しているかどうかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書台帳の整備状況やたな卸による在庫確認に関して質問を行い、実施状況を確認したところ、以下の点が検出された。</li> <li>➤ 図書の帳簿棚卸と実地棚卸の数量乖離について（監査の結果⑧意見）</li> </ul>
就学援助費について、申請・支給に関する手続が適切に行われているかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準要保護児童生徒就学援助費扶助金である学校給食費について、入出金の状況を現金出納簿で確認した結果、以下の検出事項が確認された。</li> <li>➤ 返納に関する現金出納簿について（監査の結果⑨指摘）</li> </ul>
特別支援教育就学奨励費について、申請・	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育就学奨励費の申請・支給に</li> </ul>

実施した手続	実施結果
支給に関する手続が適切に行われているかを確認する。	<p>関する一連の手続を確認したところ、以下の検出事項が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 学用品・通学用品のレシート等提出一覧表の記載漏れについて（監査の結果⑩指摘）</li> <li>➤ 決裁日付の漏れについて（監査の結果⑪意見）</li> </ul>
給食費の徴収が適切に行われているかを確認する。（滞納管理を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食事務の手引に沿って事務処理が適切に行なわれているかを確認した結果、以下の検出事項を確認した。</li> <li>➤ 給食費の滞納について（監査の結果⑫意見）</li> </ul>
タブレット端末の管理は適切に行われているかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット端末等の管理について、担当教職員に質問し、実際の管理状況を確認したところ、規定やマニュアル等に基づいて適切に管理されていることを確認した。</li> </ul>
その他情報端末機器の存在と管理方法を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他情報端末機器について、個人情報管理や情報セキュリティ対策も含めて、担当教職員に質問し、管理状況を確認したところセキュリティポリシーや規定及びマニュアル等に基づいて適切に管理されていることを確認した。</li> </ul>

#### （４）監査の結果

##### ①教職員の勤怠管理について【意見】

令和５年７月まではPC起動により自動的に記録されるシステムによって勤務時間は把握されてきた。令和５年４月分について、システム帳票であるエクセルシートを確認したところ、出退勤記録が、出退勤ともない、出退勤いずれかがない、勤務時間内にあるという教員が散見された。要因としては、教員個人のシステムダウンロードの不備やPC起動時のみ勤務時間が記録され、その修正が不可能というシステム上の問題点等が考えられ、前者に関しては、月を通して不備のある教員も見られ、管理職が指導を行って是正する措置も必要であったと考える。そして、このシステムによる時間集計が正規時間となり、総勤務時間、時間外勤務時間につながるため、システム上の問題の影響が大きいと考えられるが、同月の時間集計は不正確であったと言わざるを得ない。

なお、令和５年８月からは統合型校務支援システム内での直接打刻に切り替えられ、月末に管理職が入力の妥当性を確認し、教員個人及び管理職による入力修正も可能となったことから、従来のシステム上の問題点は改善されている。しかし、往査先１校で確認した限りではあるが、打刻やその修正の不適切さにより時間集計が不正確となっていた。今回のシステムでも出退勤の打刻を適切に行わなければ時間集計は不正確になってしまうという弱点がある。今後、勤務時間を正確に記録するということにつき、教員個人、管理職ともにより一層の意識の醸成にご留意頂きたい。

## ②校舎の老朽化について【意見】

修繕の要望書を出しているものの、修繕が行われておらず、つなぎ目の亀裂やひび割れが存在している。



現在は学校生活に支障はないとのことであるが、ダメージがさらに大きくなることにより被害が出る可能性も想定されることから、可能な限り早急な修繕が必要であると考えられる。

## ③敷地フェンスに設置している防砂ネットについて【意見】

校庭の周囲に設置している防砂ネットは、長期間使用した結果、経年劣化に伴い破損が著しく機能していない状況にある。

校庭の東側は道路に面しており、道路を挟んで住宅地となっている。近年は気象状況が激しく変動するようになってきていることから、特定の気象条件による強風により砂が巻き上げられて、周辺住民の生活環境に影響を及ぼす懸念もある。今後の被害や苦情が寄せられる前に防砂ネットを張り替える等対処することが望まれる。

## ④備品への備品標識の貼付漏れについて【指摘】

現地視察の際に技術室で確認した、平成 29 年取得の木工工作台を確認したところ、備品標識が貼付されていなかった。平成 30 年に取得した木工工作台には貼付されていたが、抽出したサンプルについては、標識は発見できなかった。



また備品台帳よりサンプルで抽出した3件のうち、「物品番号 0000056944 品名：衣こう(桁)」は備品標識がなく備品台帳との照合ができなかった。



所有する備品については、標識は貼付することとなっているため、備品管理の観点から標識の貼付を徹底する必要がある。

福島市財務規則（標識）  
 第244条 備品には、標識（様式第73号）を付さなければならない。ただし、性質、形状等により標識を付することに適しないものについては、適当な方法によりこれを表示することができる。

⑤備品の除却申請のない除却について【指摘】

監査人は備品の管理状況を確認するため、現地視察の前に福島市教育委員会から一般備品台帳データ入手し、視察対象学校について無作為にサンプルを3件ずつ抽出した。北信中学校で抽出した備品サンプルは以下の通り。

物品番号	取得日	品名	金額	規格
0000056944	19890102	衣こう(桁)	32,960	
0000057134	19890102	食器洗浄機	1,957,000	
0000056999	20050620	ルームクーラー	217,392	CS-H405A2

(福島市教育委員会備品台帳データより抜粋)

備品台帳から抽出したルームクーラーについて現物を確認したところ、令和元年7月25日取得したものに取替更新されていた。北信中学校が紙面で管理している備品台帳にも、平成17年6月20日に取得したルームクーラーの規格がCS-H405A2と記載しており一般備品台帳とは一致しているが、所在不明との事であった。現在は令和元年7月25日に取得したルームクーラーを使用しており、一般備品台帳データを確認すると、令和元年7月25日に取得したルームクーラーは以下の通り登録されていた。

物品番号	取得日	品名	金額	規格
0000057000	20190725	ルームクーラー	111,240	SR-P20YE6

備品の廃棄については、各学校長の決裁を受けた一般備品廃棄処分承認申請書を提出し、教育総務課の決裁を受け、一般備品廃棄処分承認書により通知を受け、備品台帳に廃棄年月日（承認年月日）を記入して整理し処分される。

しかし、ルームクーラーについては一般備品廃棄処分承認申請書が提出されず、現物が減失していることから、学校財務事務のてびきに沿った対応となっていないことは問題である。

また現地で北信中学校が紙面で管理する備品台帳を閲覧したが、備品台帳の備考に除却

年月日が記載されているにもかかわらず、一般備品廃棄処分承認書がない備品も散見された。

学校財務事務のてびきにおける学校備品の取扱いに関する記載を再度確認し、適切な対応をする必要がある。

#### ⑥教材備品台帳の登載漏れについて【指摘】

現地視察で監査人が技術室で確認した以下の備品について、備品台帳への登載状況を確認したところ、現在使用している紙面の教材台帳には登載されていないとの回答であった。当該教材備品が記載されている台帳は古い紙面の備品台帳であり、現在は使用していないものである。本来であれば、現在使用している備品台帳に記載すべきだが、福島市では現在教材備品台帳を紙面から Excel などのデータ管理する方法に移行することを検討している段階であり、現在使用している教材備品台帳には記載していない状況にある。



以上を踏まえると、事実上は現在使用している備品台帳への登載漏れである。備品台帳は備品の管理運営上、重要な資料である。まずは現行の教材備品台帳にもれなく登載すべきである。データ管理を行う方針決定前でも、一度各学校で備品の実地棚卸を実施すべきである。

今後は備品の登録漏れがないよう備品台帳の精緻化を図るべきである。

#### ⑦不要物品の保管状況について【指摘】

校内の階段や体育館脇など校舎の空きスペースに、使用していない備品が放置されている状況が散見された。階段はパーテーションなどで区切られて、生徒が入らないようにしているものの、階段の機能は失われている。

これらの備品については、処分予定となっているものもあり今後の使用見込みがない備品も含まれている。営利目的の盗難などにより不当に処分される恐れもあるため、早急に処分する必要があると考えられる。



北信中学校体育館脇

北信中学校内の階段

⑧図書の帳簿棚卸と実地棚卸の数量乖離について【意見】

令和4年度末に教育委員会が各学校へ実施した図書状況調査を閲覧したところ、北信中学校をはじめ、図書台帳で把握している帳簿数量と実地棚卸で把握できた数量に大きな乖離がある。中には、帳簿数量を上回る実地数量を所有している学校も存在するようである。今後はバーコード管理移行にあたり、廃校した施設からの在庫管理も踏まえて、棚卸管理を徹底すべきである。

⑨返納に関する現金出納簿について【指摘】

学校給食費返納については、現金出納簿に校長私印を押印することとなっているが、押印漏れが1件確認された。今後は、押印漏れが無いように対応する必要がある。

学校給食事務の手引 エ 現金出納簿の記載方法

⑤ 保護者等へ給食費を返金した場合、収入金額の欄に“△(マイナス)”と数字を赤色で記入し、校長の認印を押印する。

⑩学用品・通学用品のレシート等提出一覧表の記載漏れについて【指摘】

特別支援教育就学奨励費の請求に当たっては、学用品・通学用品のレシート等提出一覧表（以下、「一覧表」という。）を記入し、購入品のレシートを添付して提出することとなっている。対象となる経費の範囲は、教育課程上通常必要とする学用品の購入費及び通学のため通常必要とする通学用品の購入費の額となっている。当該一覧表には対象か対象外かを判定する区分欄が設けられており、事務担当者がレシートと照合した結果を明確にしておく様式となっているが、対象か対象外を判定する区分が空欄となっている一覧表が存在していた。

対象か否かを判定する区分欄は、提出されたレシートが対象となっているかを判断した結果であるため、必要事項については、もれなく記載しておく必要がある。

⑪決裁日付の漏れについて【意見】

以下の決裁文書等について決裁日付の漏れ等があった。

文書名	教務欄
起案書（兼文書発遣）就学奨励費 支弁区分決定通知書・委任状提出依頼文書	空欄
起案書（兼文書発遣）令和 4 年度 特別支援教育就学奨励費の支給について	1 学期空欄

学校単位での決裁文書という位置付けではあるが、必要事項は漏れなく記載しておく必要がある。

⑫給食費の滞納について【意見】

給食費について、直近の滞納状況を確認した結果、令和 4 年度に未納となっている 2 年生が 3 名（合計 127,250 円）おり、管理状況、令和 5 年度の入金状況を確認した。

該当者	令和 4 年度未納額	令和 5 年度（未納者一覧より）	確認時未納額
A	50,970 円	令和 5 年 8 月以降就学援助申請	78,600 円
B	30,980 円	市内転校したが、分割納入の確約を得た	34,540 円
C	45,300 円	令和 5 年 9 月まで依然として未納継続	69,440 円

現在、該当者は中学 3 年になっている。うち 1 名については、未納解消の目途が明確となっていないことから、福島市学校給食徴収金の未納解消処理に関する事務取扱要領に沿って管理、回収を行い不納欠損等の対応とならないように留意する必要がある。

6 信陵中学校



(1) 概要

所在地	福島市笹谷字島原 2
創立	昭和 3 4 年 4 月 1 日
教育目標	自律：高い規範意識と自律性を基盤とした確かな学力を身につけた生徒 協働：自他を尊重し、集団生活の向上や問題の解決に向けて協働できる生徒 挑戦：自らの個性を自覚し、良さを生かしながら目標達成に向けて粘り強く努力する生徒
めざす学校像	一人ひとりが尊重され、笑顔があふれる学校

生徒自励目標	「今なにをなすべきか」を考え、責任ある行動がとれる生徒になろう
--------	---------------------------------

(参考：令和5年度学校要覧)

(令和4年度 福島市の教育 令和4年5月1日現在)

1年生徒数	160名	1年学級数	5学級
2年生徒数	161名	2年学級数	5学級
3年生徒数	163名	3年学級数	5学級
特別支援生徒数	20名	特別支援学級数	3学級
計	504名	計	18学級

県費負担教職員数		男		女	
	校長	1人			
	教頭	1人			
	教諭	18人	13人		
	講師	3人	2人		
	養護(助)教諭			1人	
	事務職員			1人	
	合計	23人	17人		

市費負担職員数		男		女	
	事務職員	1人			
	技能主事用務員	1人			
	特別支援				
	合計	2人			

校医等		男		女	
		校医・眼科医	4人		
歯科医	2人				
学校薬剤師	1人				

学校配当予算額及び決算額の推移

(単位：円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	2,170,163	2,127,373	2,085,237	2,121,473	2,009,013
決算額	2,142,193	2,079,381	2,026,798	2,059,004	1,982,558

予算は、過去5年間で大幅な変動は生じていない。

令和4年度学校配当決算額費目別内訳

消耗品費	食糧費	印刷製本費	修繕料	手数料	避難者支援分	計
1,562,479	5,950	156,500	191,598	48,331	17,700	1,982,558

## (2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・教職員の勤務状況が福島市の定める条例及び規則等に従って適切に把握されているか。
- ・教職員の働き方が今の時代に沿った内容になっているか。
- ・学校校舎は、安全・安心できる教育環境となっているか。
- ・備品について、財務規則等に従った管理が行われているか

- ・備品が有効に活用されているか。
- ・就学援助費等の申請・支給が適切に行われているか。
- ・特別支援教育就学奨励費の申請・支給が適切に行われているか。
- ・学校給食費の徴収が適切に行われているか。
- ・情報システムの管理は適切に行われているか。

### (3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
出勤退勤がどのように管理されているかを質問し、管理表を入手すると共に、著しく超過勤務となっている教職員がいないかどうかを確認し、超過勤務となっている理由、是正措置が図られているかどうか、改善の実績を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤怠管理の状況を確認した結果、著しく超過勤務となっている教職員はいなかったが、以下の検出事項が確認された。</li> <li>➤ 教職員の勤怠管理について（監査の結果①意見）</li> </ul>
校舎内部を観察し、老朽化が進展している部分がないかどうか、適切な修繕が実施されているかどうかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島市教育委員会に提出している「修繕要望一覧」を閲覧し、修繕要望箇所を中心に校舎の状況について校舎を巡回して確認した。</li> <li>その結果校舎を修繕が必要と考えられる箇所が確認された。</li> <li>➤ 学校校舎の整備状況について（監査の結果②指摘）</li> </ul>
使用が制限されている施設がある場合、安全対策が十分に施されているかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上等の立入が危険な箇所には立入禁止の表札等があるのに加えて鍵がかかっており、生徒が入れないようになっていることを確認した。</li> </ul>
監査人が抽出した備品台帳に登載されている品目について、現物と照合する。また現物が備品台帳に登載されていることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般備品台帳から計6件、教材備品台帳からは計2件について現物と台帳との整合性確認を実施した。</li> <li>教材備品台帳について現物と台帳の不一致が生じていた。</li> <li>➤ 備品の管理について（監査の結果③指摘）</li> </ul>
不要・不稼働物品が存在するかどうか質問し、該当がある場合には保管状況を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問及び施設全域を視察した結果不要・不稼働備品は存在せず、問題となる結果はなかった。</li> </ul>
図書について、図書台帳が整備され、たな卸等の在庫確認が実施され、現物の存在を確認しているかどうかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書台帳との連携や書籍の管理状況についての質問や確認を実施した。その結果、市の規定に基づいた管理が不十分と考えられる点を確認された。</li> <li>➤ 図書の管理状況について（監査の結果④指摘）</li> </ul>
就学援助費について、申請・支給に関する手続が適切に行われているかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請・支給が適切に行われていること、否認定となっている理由、追加認定について、申請と認定の状況を確認した。</li> </ul>

実施した手続	実施結果
特別支援教育就学奨励費について、申請・支給に関する手続が適切に行われているかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入学児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表について、担当者から作成の方法、記載内容について質問し記載状況を確認した。</li> <li>▶ 新入学児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表の作成について（監査の結果⑤指摘）</li> <li>▶ 新入学児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表における対象、対象外の判定について（監査の結果⑥意見）</li> </ul>
給食費の徴収が適切に行われているかを確認する。（滞納管理を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食費について、学校給食事務の手引に沿って事務処理が適切に行われているか、業務担当区分や徴収方法及び回収管理について担当者に質問し、管理状況を確認した。</li> <li>▶ 給食費の回収管理について（監査の結果⑦意見）</li> </ul>
タブレット端末の管理は適切に行われているかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレットは予備機を含めて管理台帳で適切に管理されていることを確認した。</li> </ul>
その他情報端末機器の存在と管理方法を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他情報端末機器について、個人情報管理や情報セキュリティ対策も含めて、担当教職員に質問し、管理状況を確認した。その結果、以下の点が検出された。</li> <li>▶ 教職員が使用するパソコンのパスワード管理について（監査の結果⑧意見）</li> </ul>

#### （４）監査の結果

##### ①教職員の勤怠管理について【意見】

令和５年７月まではPC起動により自動的に記録されるシステムによって勤務時間は把握されてきたが、８月以降統合型校務システムに切り替えられた。同システムは、システム内での直接打刻により勤務時間が記録され、月末に管理職が入力の妥当性を確認し、教員個人及び管理職による入力修正も可能という点に特徴があり、従来システムの弱点であったPC起動時のみ勤務時間が記録され、その修正が不可能というシステム上の問題は改善されている。本校では、試行的に同システムの使用も並行的に行っていたこともあり、令和５年６月分について、システム帳票を確認したところ、出退勤記録が、出退勤ともない、出退勤いずれかがない、勤務時間内にある、土日勤務分がないという教員が散見された。要因としては、当日の教員の打刻漏れ及び月末の修正漏れ、また、管理職のチェック指導が甘かったことが考えられる。そして、同システムによる集計が正規時間となり、総勤務時間、時間外勤務時間につながるため、同月の時間集計は不正確であったと言わざるを得ない。

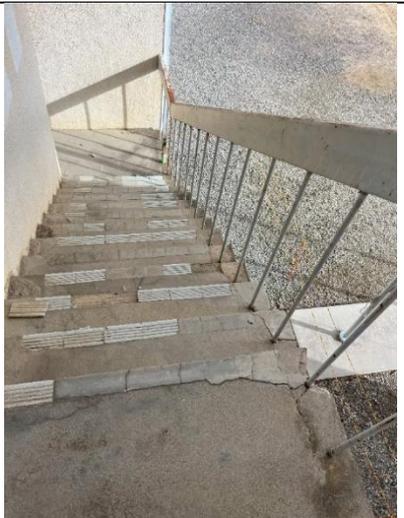
なお、同システムにより、従来システムの問題点は改善されたが、出退勤の打刻を適

切に行わなければ時間集計は不正確になってしまうという弱点がある。今後、勤務時間を正確に記録するということにつき、教員個人、管理職ともにより一層の意識の醸成にご留意頂きたい。

②学校校舎の整備状況について【意見】

教育施設管理課に提出している「修繕要望一覧」を閲覧し、修繕要望箇所を中心に校舎の状況を確認するために、校内を巡回した。

校舎東側の非常口は、非常時の避難経路確保の観点からは機能していないため早急に改善することが必要である。

<p style="text-align: center;">階段入口</p> 	<p>ここは非常口となっているがドア前に物が置いてある。避難経路が確保されていないことから非常口として機能していない。</p>
<p style="text-align: center;">階段の様子</p> 	<p>この階段は2年13組、3年15組の隣にある階段である。踏板が剥がれそうな箇所は、危険回避のため事前に除去している。</p>

③備品の管理について【指摘】

校舎で利用されていた教材備品について備品台帳との整合性が図られているか確認したところ、利用されているにも関わらず廃棄年月日が記載されている備品が確認された。

備品は市の財産である。そのため福島市財務規則第 243 条に基づき定期的に備品の所在の調査が必要であり、備品台帳と現物との連携を適切に行う必要がある。

福島市財務規則（管理の義務）

第 243 条 物品管理権者及び供用された物品を使用する職員は、法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を行い、及び物品を使用しなければならない。

④ 図書の管理状況について【指摘】

図書は備品であり市の財産である。よって福島市財務規則第 243 条に基づき現況を把握することが要求されているが、年度内において現物と台帳の照合が実施出来ていないとのことである。

なお現在は管理方法を紙面による方法から電子化による方法へと移行作業中であり、移行に際して現物と台帳の照合を実施しているが、その中で実物と台帳の差異が多く生じており、従来の蔵書の管理状況は不十分であったと言わざるを得ない。

従来の書面による管理方法では膨大な図書室の本を管理することは人的にも方法的にも限界があったと考えられるが電子化に移行することに伴い、図書の現物管理については今以上の体制を整備する必要があると考える。

また本校においては過去に購入した図書台帳が所在不明となっていること、監査人が図書台帳からリストアップした現物も 3 件発見することが出来なかったこと等から、十分な管理ができていたとは言い難い状況であった。

（管理の義務）

第 243 条 物品管理権者及び供用された物品を使用する職員は、法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を行い、及び物品を使用しなければならない。

⑤ 新入学児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表の作成について【指摘】

特別支援教育就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、市内の公立の小学校又は中学校の特別支援学級への就学、または学校教育法施行令第 22 条の 3 の障害の程度に該当する児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費について、その経費の一部を支援することとし、もって、特別支援教育の進行を図ることを目的としている。

新たに入学する児童等が、通常必要とする新入学に当たっての学用品・通学用品の購入費について、就学援助事務の手引きでは、レシート等提出する際に、新入学児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表（様式 25）を提出させることとなっているが、実際には学校の事務担当者が作成している。

(7) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

③ 請求上の注意

・レシート等の提出時には、保護者から「新入学児童生徒学用品・通学用品のレシート

等提出一覧表」【様式25】も併せて提出させ、内容を確認し、担当者の確認印を押すこと。

本来、作成者と確認者を区分することによって内部牽制を機能させることになる。しかし実態として保護者に一覧表の提出を求めることが困難な状況も想定される。他の小中学校の運用も確認し、学校の事務担当者が作成している場合には、内容確認を異なる担当者にする等、「就学援助事務の手引き」の修正を検討頂きたい。

⑥新入学児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表における対象、対象外の判定について【意見】

児童等が、教育課程上必要とする学用品の購入費及び通学のための通常必要とする通学用品の購入費について、就学援助事務の手引きでは、レシート等提出する際に、児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表（様式23）を提出させることとなっている。一覧表の判定欄には対象、対象外を区分しチェックする欄があるが、いずれもチェックされていない一覧表が2件あった。事務担当者は、必要とする通学用品の購入品か否かは容易に判断できると思われるが、確認した証跡を残すことにより事務担当者の業務における責任が担保されるため、チェック漏れが無いようにして頂きたい。

⑦給食費の回収管理について【意見】

給食費は4月に入学者全員から口座振替の手続を依頼し、5月から口座振替にて給食費を集金している。振替結果を確認したところ、5月から口座振替を行うと50件以上の口座から振替不能となる結果となり、翌月以降に個別に回収するため、教職員に大きな負担となっている。生活保護世帯については生活保護費を振り込む口座に生徒の給食費も含めて支給しているが、口座振替を行う口座とは別の口座となることもあり、生活保護世帯からの給食費回収が困難となっている。

給食費の集金には各学校任意の金融機関を使用しており、信陵中学校では口座振替のため保護者に対しても学校と同じ金融機関に口座開設することを促している。理由は同一の金融機関であれば振替手数料が他の金融機関よりも少額であるため、その点を保護者に書面等で説明して口座開設を促しているとのことである。しかし、保護者によっては、普段使用していない金融機関の場合もあるため、各種集金のために新規で口座開設することや口座内に一定程度の預金を確保する負担もあり、振替開始時に振替不能先が多くなる一因として想定される。

監査対象年度においては教職員の不断の労力により回収できているが、今後は給食費に関して滞納者が多数となり不納欠損とならないよう対応を検討することが望ましい。

⑧教職員が使用するパソコンのパスワード管理について【意見】

教職員には校務のため各自にパソコンを貸与している。貸与しているパソコンに、パ

パスワードは各自設定しているが、パスワードの更新期限のルールは明確に決まっていない。大文字と小文字及び数字を組み合わせるといった、パスワードの複雑性は一定程度確保しているとの事である。

今後は定期的にパスワード変更をルール化することが望ましい。

## 7 廃校施設の現地視察

廃校施設の現地視察については、民間に売却となった旧茂庭小学校及び旧大久保小学校並びに職業訓練技能協会で使用している立子山中学校を除く、旧茂庭小学校滝野分校、旧大波小学校上染屋分校、旧茂庭中学校、旧大波小学校、旧土湯小学校、旧青木小学校、旧東湯野小学校、旧中野小学校、旧水原小学校及び飯野町教職員住宅の10施設について実施した。

なお、現地視察対象外とした、旧茂庭小学校、旧大久保小学校及び旧立子山中学校については、実際に民間に売却もしくは職業訓練校として利用されていることを確認した。

### 7-1 旧茂庭小学校滝野分校

名称	校舎 建築年度	廃止年月	現状	令和4年度 維持管理費
旧茂庭小学校 滝野分校	昭和47年	平成8年3月	滝野町内会へ行政財産使用許可(町内会会議室・保管庫として)	65,561円

(現況)

校舎



軒下



校舎壁



(コメント) 【指摘】

建築後51年、廃校から27年経過しており軒下や外壁は傷んでいる箇所がある。現状は行政財産使用許可により地域住民が使用しているが、使用料の徴収等は行っておらず、かつ維持管理費は福島市で負担している。福島市学校施設等個別計画（以下「個別計画」という。）によれば民間への売却等を含め方向性の検討を進めていくとの方針であるが、維持管理費相当額の使用料の徴収や滝野町内会への譲渡等を行う必要がある。

## 7-2 旧大波小学校上染屋分校

名称	校舎 建築年度	廃止年月	現状	令和4年度 維持管理費
旧大波小学校 上染屋分校	昭和23年	平成21年3月	旧上染屋分校管理委員会へ 行政財産使用許可(地域振 興の拠点として)	129,252 円

(現況)

校舎



屋根



校舎脇



(コメント) 【指摘】

建築後76年、廃校から15年経過しており屋根の痛みや校舎脇は雑草が生い茂っている。現状は行政財産使用許可により地域住民が使用しているが、使用料の徴収等を行っておらず、かつ維持管理費は福島市で負担している。個別計画によれば民間への売却等を含め方向性の検討を進めていくとの方針であるが、維持管理費相当額の使用料の徴収や旧上染屋分校管理委員会への譲渡等を行う必要がある。

### 7-3 旧茂庭中学校

名称	校舎 建築年度	廃止年月	現状	令和4年度 維持管理費
旧茂庭中学校	昭和29年	平成27年3月	文化振興課へ施設使用許可 (保管庫として)	904,575 円

(現況)

校舎



プール



体育館



グラウンド



(コメント)

当該施設に個別の意見はない。

7-4 旧大波小学校

名称	校舎 建築年度	廃止年月	現状	令和4年度 維持管理費
旧大波小学校	昭和46年	平成29年3月	未使用	1,219,993 円

(現況)

校舎、校庭



(コメント)

当該施設に個別の意見はない。

#### 7-5 旧土湯小学校

名称	校舎 建築年度	廃止年月	現状	令和4年度 維持管理費
旧土湯小学校	昭和35年	令和2年3月	未使用	1,143,801 円

(現況)



校舎



(コメント)

当該施設に個別の意見はない。

#### 7-6 旧青木小学校

名称	校舎 建築年度	廃止年月	現状	令和4年度 維持管理費
旧青木小学校	昭和59年	令和3年3月	グラウンドと屋内運動場を飯野地区自治振興協議会へ行政財産使用許可(地域社会体育の振興として)	1,273,826 円

(現況)

校舎



体育館



プール



(コメント)

当該施設に個別の意見はない。

### 7-7 旧東湯野小学校

名称	校舎 建築年度	廃止年月	現状	令和4年度 維持管理費
旧東湯野小学校	昭和58年	令和4年3月	グラウンドと屋内運動場を東湯野地区自治振興協議会へ行政財産使用許可(地域社会体育の振興として)	3,031,028 円

(現況)

校舎、校庭



(コメント) 【意見】

入口の施設が不十分な箇所がある。グラウンドと屋内運動場を東湯野地区自治振興協議会へ行政財産使用許可はしているものの、日常の管理状況を確認しておくことが必要である。

### 7-8 旧中野小学校

名称	校舎 建築年度	廃止年月	現状	令和4年度 維持管理費
旧中野小学校	昭和49年	令和5年3月	ラウンドと屋内運動場を中野地区自治振興協議会へ行政財産使用許可(地域社会体育の振興として)	3,343,461 円

(現況)

校舎



グラウンド



旧学習センター



(コメント)

当該施設に個別の意見はない。

### 7-9 旧水原小学校

名称	校舎 建築年度	廃止年月	現状	令和4年度 維持管理費
旧水原小学校	昭和54年	令和5年3月	グラウンドと屋内運動場を松川地区自治振興協議会へ行政財産使用許可(地域社会体育の振興として)	3,997,897 円

(現況)

校舎



グラウンド



体育館



(コメント)

当該施設に個別の意見はない。

### 7-10 飯野町教職員住宅

名称	建築年度	廃止年月	現状	令和4年度 維持管理費
飯野町教職員住宅	平成4年	—	未使用	46,103 円

(現況)



(コメント)

当該施設に個別の意見はない。

## 第5項 学校施設の統廃合の状況について

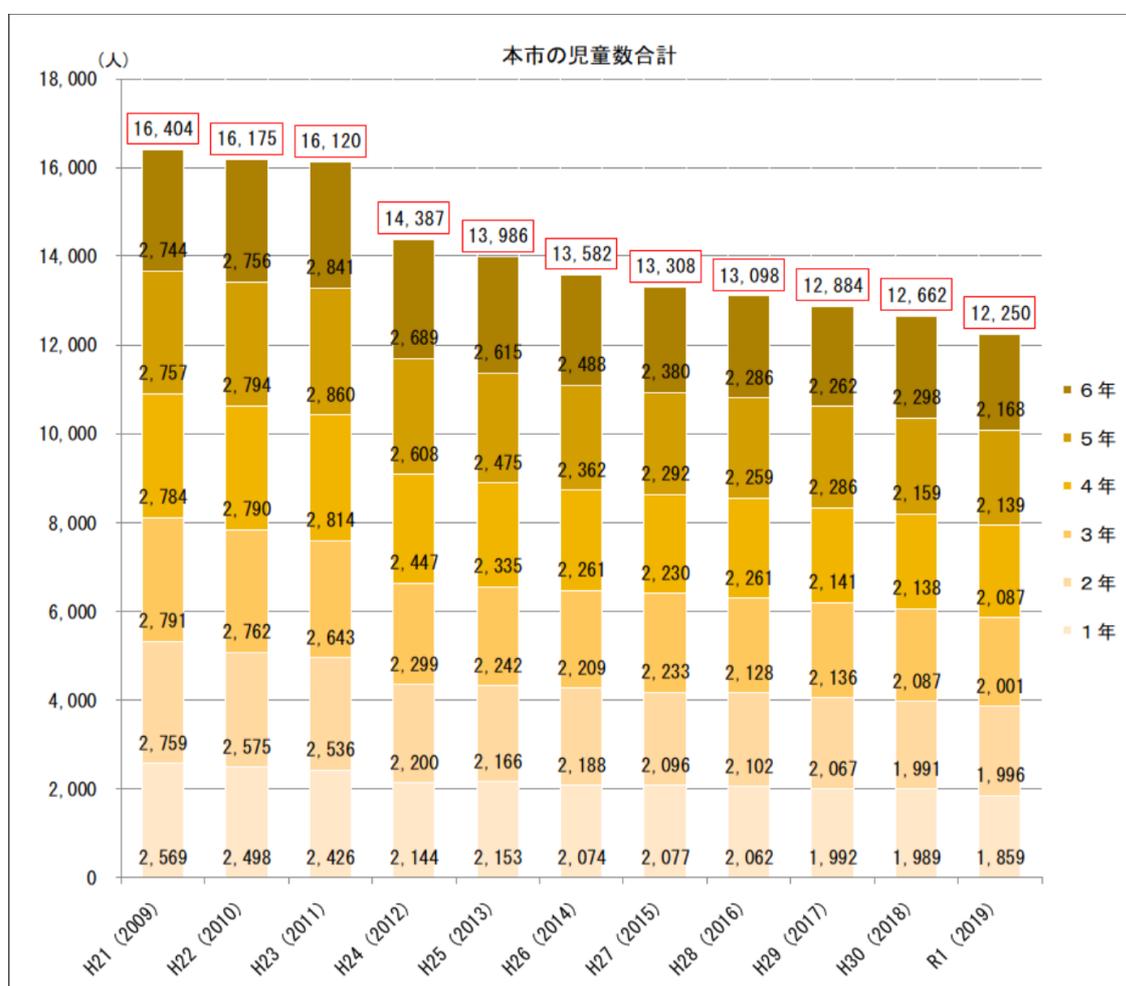
### 1. 統廃合に至った経緯

#### (1) 福島市内の児童生徒の推移（少子化の状況）

福島市の児童数は、平成21年度の16,404人から令和元年度には12,250人に減少しており、令和4年度には12,095人となっている。また、生徒数は平成21年度の8,371人から令和元年度には6,780人に減少しており、令和4年度には6,315人となっている。

児童数に関しては東日本大震災の影響で平成23年度から平成24年度にかけて1,733人減少しているが、少子化による社会情勢の影響は顕著で児童生徒数は毎年右肩下がりに100人単位で減少している。

福島市の児童数（国立及び私立の小学校を除く。以下同様。）の推移



【出典】福島市学校施設等個別計画(令和2年5月 福島市教育委員会)

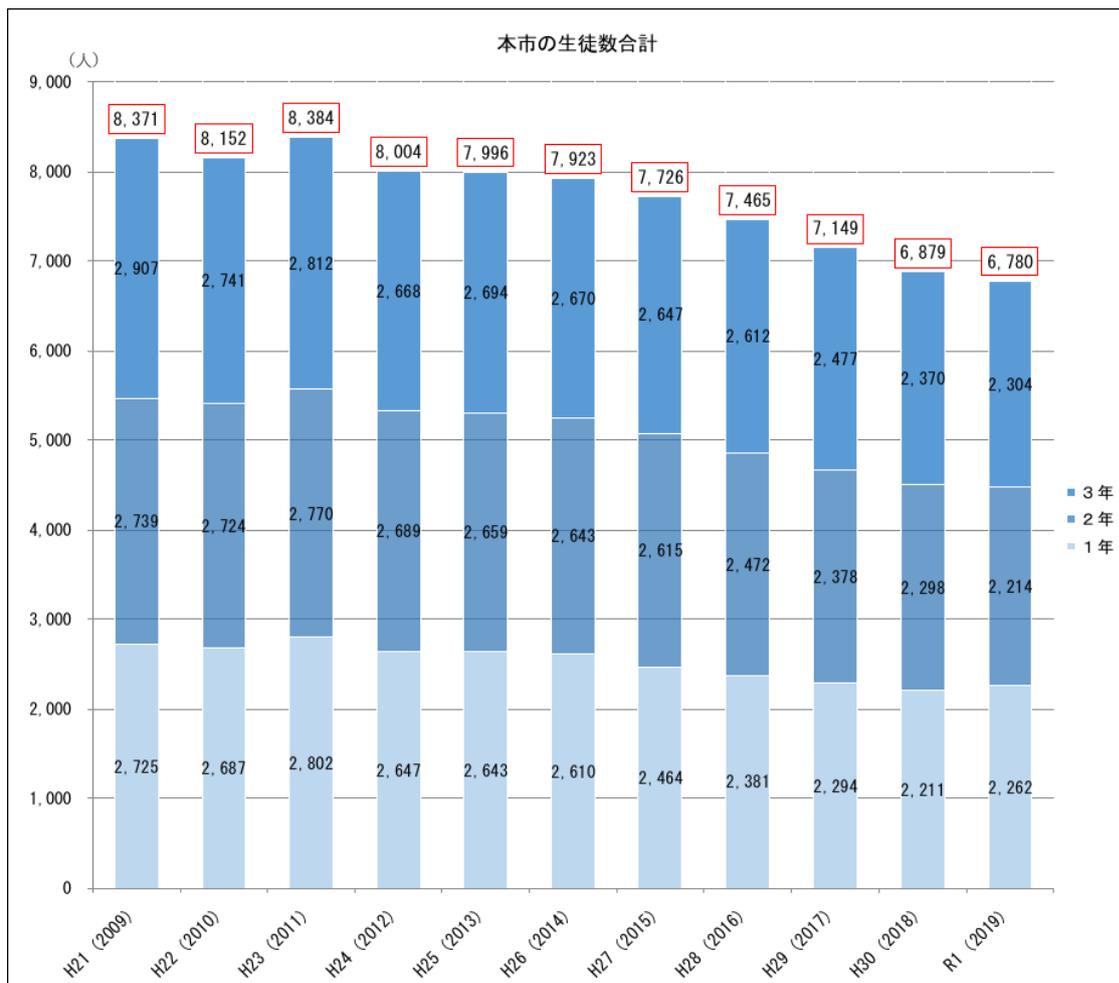
令和元年度以降の児童数の推移

(単位：人)

	計	6 学年	5 学年	4 学年	3 学年	2 学年	1 学年
令和元年度	12,250	2,168	2,139	2,087	2,001	1,996	1,859
令和2年度	12,226	2,147	2,093	2,009	2,012	1,878	2,087
令和3年度	12,172	2,088	2,032	2,013	1,880	2,090	2,069
令和4年度	12,095	2,039	2,017	1,879	2,101	2,074	1,985

【出典】学校基本調査(福島県)

福島市の生徒数（国立及び私立の中学校を除く。以下同様。）の推移



【出典】福島市学校施設等個別計画(令和2年5月 福島市教育委員会)

令和元年度以降の生徒数の推移

(単位：人)

	計	3 学年	2 学年	1 学年
令和元年度	6,780	2,304	2,214	2,262
令和2年度	6,633	2,219	2,263	2,151
令和3年度	6,528	2,266	2,165	2,097
令和4年度	6,315	2,165	2,095	2,055

【出典】学校基本調査(福島県)

(2) 学校規模の小規模化

少子化の進行に伴い学校規模の小規模化が進んでいる。平成20年度から平成29年度への推移で見ると、小学校では過小規模校は横ばい、小規模校及び適正規模校は増加しているが、大規模校は半数以下に減少している。また、中学校では過小規模校、小規模校及び適正規模校は横ばいとなっているが、大規模校が半数以下に減少している。



【出典】福島市立小・中学校の適正規模・適正配置に係る基本方針ならびに第一次実施計画(2018年～2027年)(福島市教育委員会)

学校規模の小規模化により、在籍ゼロの学年または複式学級のある小・中学校も出てきており、令和2年4月現在の状況は以下のとおりとなっている。

「在籍0の学年または複式学級」のある小・中学校一覧 【令和2年4月3日現在の児童生徒数・学級数より】

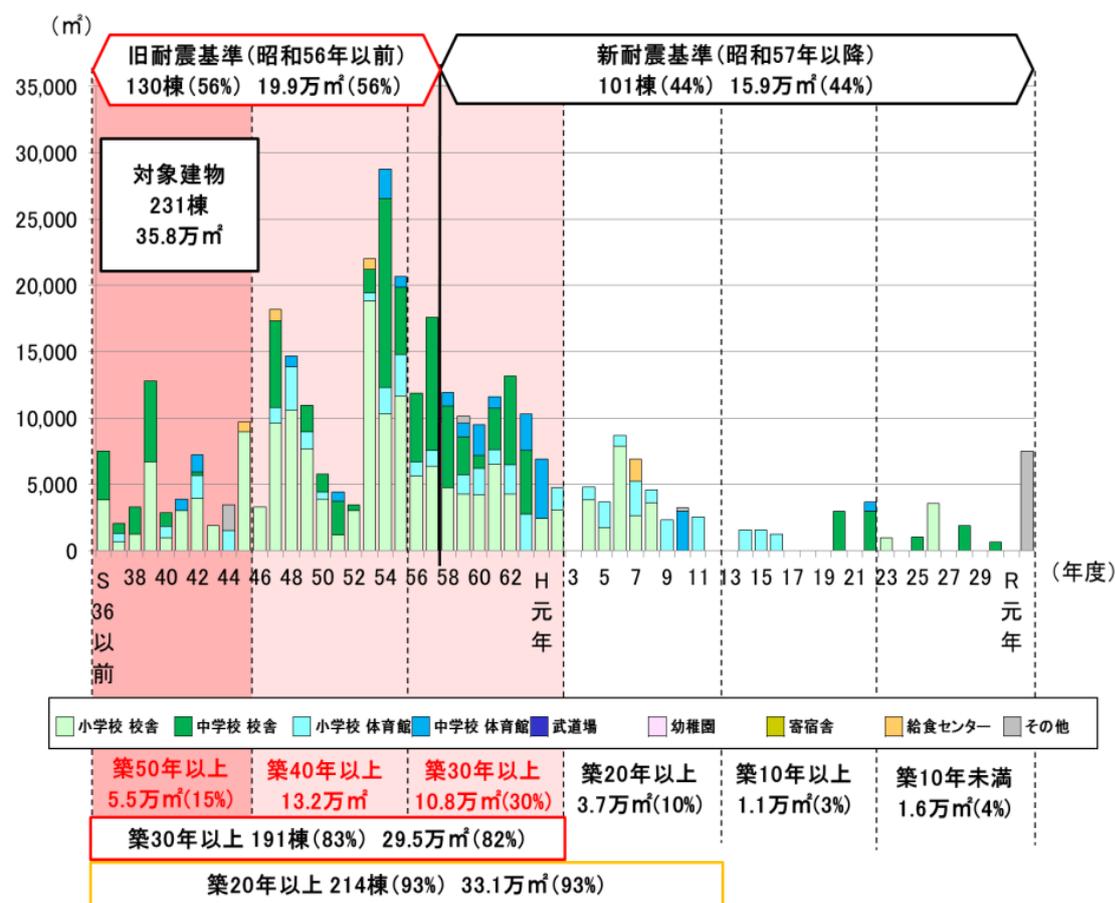
学校名	該当項目	R2 在籍児童生徒数(人)							学級数 (複式)	今後の就学見込み数(人) ※住民登録数					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		令3	令4	令5	令6	令7	
立子山小	複式	2	1	2	2	2	3	12	3(3)	6	3	5	3	2	
佐原小	複式	4	3	5	8	2	4	26	3(3)	3	3	4	1	2	
中野小	複式	3	2	1	7	4	4	21	3(3)	4	2	6	0	2	
東湯野小	0・複式	1	1	6	4	0	4	16	3(2)	2	4	0	1	5	
水原小	0・複式	3	1	0	3	3	3	13	3(2)	3	3	4	5	1	
平石小	複式	11	4	3	2	4	2	26	4(2)	5	3	5	2	8	
大久保小	複式	7	3	9	4	6	6	35	4(2)	10	9	3	6	8	
青木小	複式	2	5	3	6	2	8	26	3(3)	2	3	5	7	5	
立子山中	0・複式	0	3	1				4	1(1)	4	2	3	3	4	
※土湯小		廃校(令和2年3月末)													

【出典】福島市立小・中学校の適正規模・適正配置に係る基本方針ならびに第一次実施計画(2018年～2027年)  
(福島市教育委員会)

(3) 学校施設老朽化の現状

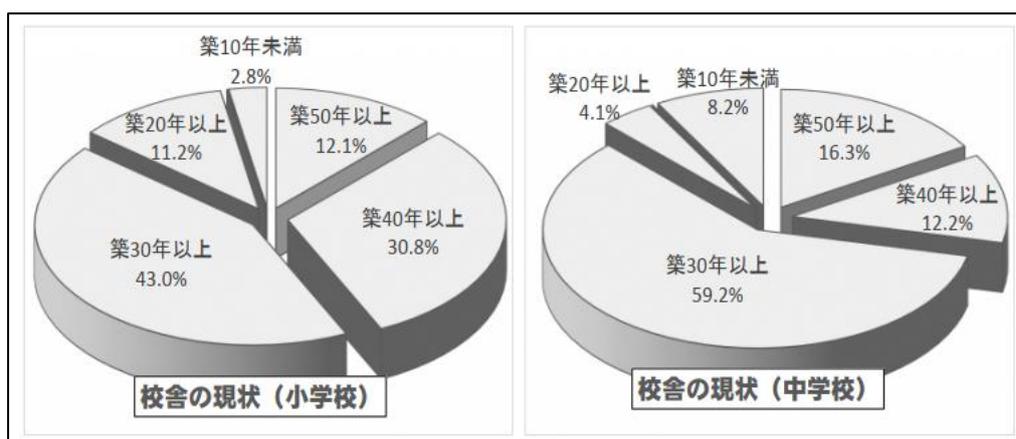
学校施設については、福島市の築30年以上の建物が全体の延床面積の82%を占めており、小・中学校が今後一斉に改修・更新の時期を迎える。学校施設の老朽化が進む中、既存学校施設の安全性の確保に加え、将来の財政状況も踏まえ学校施設の長寿命化のための改修や更新といった計画的な整備や統廃合を検討する必要がある。

学校教育関係施設の築年別整備状況



【出典】福島市学校施設等個別計画(令和2年5月 福島市教育委員会)

校舎の現状



【出典】福島市立小・中学校の適正規模・適正配置に係る基本方針ならびに第一次実施計画(2018年～2027年)(福島市教育委員会)

(4) 福島市立小・中学校の適正規模・適正配置に係る基本方針並びに第一次計画について  
少子化の進行、学校施設の老朽化の現状を踏まえ、福島市教育委員会は平成30年からの10年間を実施時期とする「福島市立小・中学校の適正規模・適正配置に係る基本方針ならびに第一次実施計画」を策定している。

「福島市立小・中学校の適正規模・適正配置に係る基本方針ならびに第一次実施計画」の基本方針及び実施計画は以下のとおりとなっており、これに基づき計画的に学校施設の統廃合を行っている。

#### 【基本方針】

##### 今後の本市の目指す学校適正規模

教育の視点から、本市の目指す「適正規模の学級数」を下記の基準とする。

- 小学校においては、全学年においてクラス替えが可能となる各学年2学級以上、全校で12学級～18学級
- 中学校においては、全学年においてクラス替えが可能となる各学年2学級以上、全校で6学級～18学級



**本市の学校の現状を踏まえ、当面は各学年1学級を維持できる規模を下限とする**

##### 本市の目指す小学校・中学校の将来像

- 市内のどこで学んでも、義務教育9年間を通して豊かな学校生活が経験できる学校
  - ・ 9年間に定期的なクラス替えがあり、日常的な切磋琢磨を通して社会性を育み、個性の伸長を図ることができる学校
  - ・ 安全・安心な環境の下で、集団の持つ教育力を生かし、系統的な学びが展開できる学校
- 各中学校区を学区とした小中一貫教育、小中一貫校または義務教育学校
- 学校運営協議会との協働による地域と共にある学校

## 本市の学校規模適正化・適正配置の基本方針

### 基本方針1 集団規模に課題を抱える学校の教育環境の早急な改善を図る

本市のすべての学校が「集団生活の経験の場」「切磋琢磨しながら自己を磨き、望ましい人間関係を醸成する場」「望ましい人間関係の経験の場」となるよう適正規模を確保し、集団の持つ教育機能を生かしながら学校本来の役割を果たすことができる教育環境の実現を目指します。

### 基本方針2 教育活動の一層の充実を目指す新たな取組との連動により教育環境の改善を図る

適正規模の中学校区を基本とした小中一貫校の設置に向けた推進地区を指定し、地域と共にある新たな形の学校づくりを具現化していきます。豊かな9年間の学校生活の中で、連続した学びを充実させるための教育環境整備に向け、その基盤となる適正規模確保のための統廃合を推進します。

### 基本方針3 公共施設マネジメントや安全・安心等の総合的な視点から教育環境の改善を図る

学校施設の老朽化と学校の小規模化が進行する学校の施設更新にあたっては、近隣校を含めた児童生徒数の推移等を精査するとともに、学校施設等の計画的な総量の縮減の必要性ならびに公共施設マネジメントの考え方や防災・減災の視点から、学校の立地条件や適正配置に向けた検討を行います。適正規模・適正配置の視点はもとより公共施設マネジメントや安全・安心等の総合的な視点から、地域との協議を踏まえた統廃合を進め、教育環境の改善・充実を図ります。

## 【実施計画】

### 1 早急な教育環境の改善・充実が必要とされる学校の統廃合の推進

複式学級または在籍0の学年があり、今後の入学予定者数からもその解消が見込めない小・中学校においては、近隣校との統廃合を進め、よりよい教育環境を整備します。

< 対象校 > 立子山小学校 佐原小学校 中野小学校 東湯野小学校 水原小学校  
平石小学校 大久保小学校 青木小学校 立子山中学校

### 2 学校規模適正化との連動による新しい学校づくりの推進

小中一貫校の設置にむけた施策を展開する小・中学校においては、隣接する複数校を対象とした統廃合との連動による規模適正化により、新しい学校づくりの効果を最大限に引き出すことができる教育環境を整備します。

< 対象校 > 松川小学校・松陵中学校 飯野小学校・飯野中学校

### 3 施設更新と併せた総合的な視点からの学校規模適正化の推進

施設の老朽化ならびに小規模化が進行する小・中学校の施設更新にあたっては、防災や安全、また公共施設マネジメントも含めた総合的な視点から近隣校との統廃合を推進し、よりよい教育環境を整備します。

< 対象校 > 福島第一小学校 福島第四小学校 清明小学校 松陵中学校

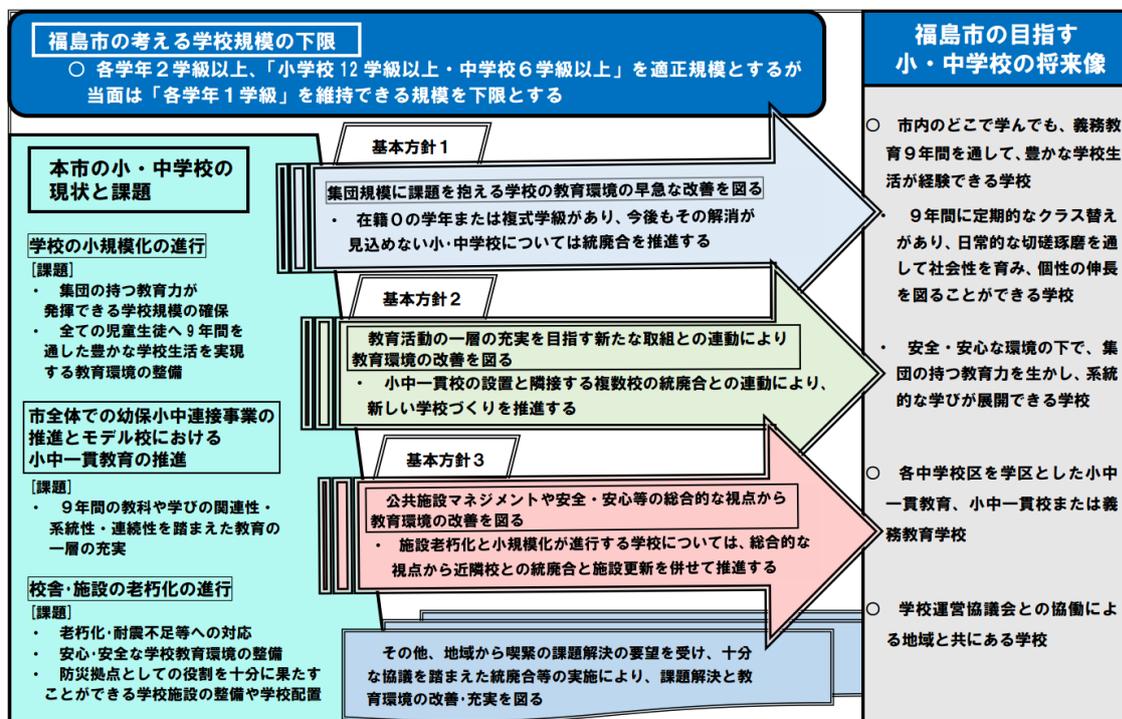
1～3の他、人口偏在化の進行や学校を取巻く環境の急激な変化といった地域の動向等により、学校教育に係る喫緊の課題が生じた学校においては、地域からの要望等に基づいた個別かつ緊急の統廃合等を推進します。

**地域における喫緊の課題解決を図るための個別の学校規模適正化・適正配置の推進**（随時）

児童生徒数の減少に拍車がかかり、急速に在籍0となる（ことが予想される）小・中学校については、その地域からの喫緊の要望を受けるとともに、十分な協議を踏まえた統廃合等を推進します。

○ 統合後の学校においては、地域の状況を踏まえながら学校運営協議会制度を活用することにより、地域との連携・協働の新たな関係を構築・強化するとともに、地域の教育力の向上を図ることで、新たな学校を支える地域の環境を整備し、一層充実した教育活動を展開します。

【ランドデザイン】



【出典】福島市立小・中学校の適正規模・適正配置に係る基本方針ならびに第一次実施計画(2018年～2027年)(福島市教育委員会)

2. 福島市内の小中学校の統廃合の状況

「福島市立小・中学校の適正規模・適正配置に係る基本方針ならびに第一次実施計画」に基づく小・中学校の統廃合計画及び令和5年4月1日現在の進捗状況は以下のとおりとなっている。当初から計画されていた統廃合については概ね順調に進捗しているが、住民感情等もあり計画どおりの進捗となっていない学校も存在している。しかしながら、少子化による児童生徒数の減少及び学校施設の老朽化への対応は待ったなしの状況であ

るため、さらなる計画の推進が必要である。

①早急な教育環境の改善・充実が必要とされる学校の統廃合の推進

状況	学校名	進捗状況
統廃合済 7校	土湯小学校	平成31年3月休校、令和2年3月廃止、令和2年4月荒井小学校に統合
	大久保小学校	令和3年3月廃止、令和3年4月飯野小学校に統合
	青木小学校	令和3年3月廃止、令和3年4月飯野小学校に統合
	東湯野小学校	令和4年3月廃止、令和4年4月湯野小学校に統合
	立子山中学校	令和3年3月休校、令和4年3月廃止、令和4年4月渡利中学校に統合
	中野小学校	令和5年3月廃止、令和5年4月飯坂小学校に統合
	水原小学校	令和5年3月廃止、令和5年4月松川小学校に統合
当面存続 1校	立子山小学校	立子山中学校廃止に関連し、地区から小学校については当面存続の要望があった。
協議予定 2校	佐原小学校 平石小学校	地区説明会開催するが、協議には至っていない。 ・佐原地区説明会（令和2年2月12日） ・平石地区説明会（令和2年2月26日）

②学校規模適正化との連動による新しい学校づくりの推進

学校名	進捗状況
松川小学校・松陵中学校	令和7年度、義務教育学校 <sup>(注)</sup> 開校に向けて、令和3年8月に松川地区住民代表者、松川地区内小・中学校長及びPTA会長を構成員とした「まつかわの教育を考える会」を立ち上げた。 令和4年6月に「福島市立松陵中学校区義務教育学校開校準備委員会」を立ち上げた。
飯野小学校・飯野中学校	令和3年度、大久保小学校及び青木小学校を飯野小学校に統合したことにより飯野中学校との小中一貫校とした。令和3年6月30日、学校運営協議会を設立した。

(注) 義務教育学校とは、平成28年4月に学校教育法が改正・施行され、これまでの小・中学校に加え、新たな校種として創設された学校。一人の校長のもと一つの教職員組織となる。一般的に、小学校段階にあたる1～6年生が前期課程。中学校段階にあたる7～9年生が後期課程の9年で編成される。

③施設更新と併せた総合的な視点からの学校規模適正化の推進

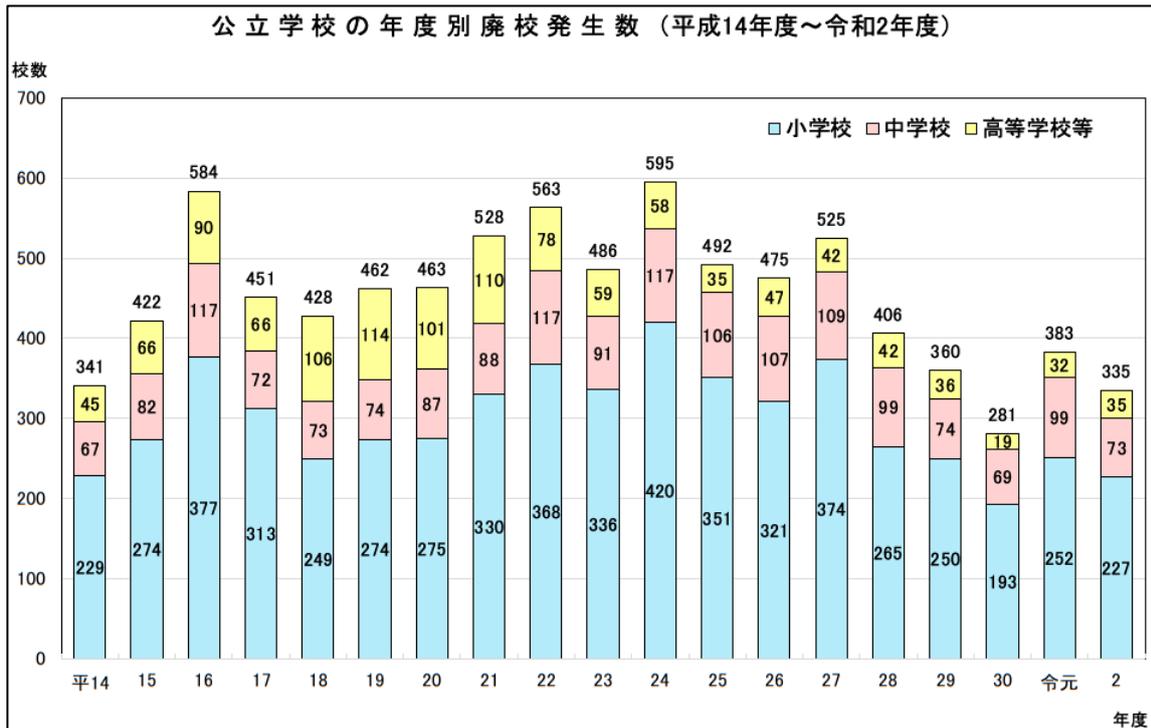
学校名	進捗状況
福島第一小学校 福島第四小学校 清明小学校	近隣小学校も含め、中央地区小学校再編計画を策定中である。
松陵中学校	令和7年度、義務教育学校開校にあわせ、教育施設管理課において校舎等建設事業を進めている。
土湯小学校	平成31年3月休校、令和2年3月廃止、令和2年4月荒井小学校に統合

### 3. 小・中学校統廃合後の利活用について

#### (1) 廃校施設の活用について

##### ① 全国の廃校の状況と国の対応

全国的にみても少子化が進んでいることから、平成14年度からの令和2年度までの平均で年間451校の公立学校が廃校となっている。



出典：令和3年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

これに対して、廃校施設の活用状況は以下のとおりとなっており、令和3年5月1日現在で施設が現存している7,398校の74.1%（5,481校）が活用されているが、19.2%（1,424校）が未活用となっている。また、主な活用用途は、学校、社会体育施設、社会教育施設・文化施設、福祉施設・医療施設等、企業等の施設・創業支援施設等と多岐にわたっている。

### 廃校施設の活用状況

廃校年度				前 回		今 回	
				平成14年度～平成29年度 (平成30年5月1日現在)		平成14年度～令和2年度 (令和3年5月1日現在)	
廃校の数 (A)	小学校				5,005		5,678
	中学校			7,583	1,484	8,580	1,721
	高等学校等				1,094		1,181
施設が現存している廃校の数 (B)		× 100(%)		(校)	86.8%	(校)	86.2%
		B/A		6,580		7,398	
活用されているもの (a)		a/B		4,905	74.5%	5,481	74.1%
活用されていないもの (b)		b/B		1,675	25.5%	1,917	25.9%
活用の用途	決まっている (c)	c/B		204	3.1%	278	3.8%
	決まっていない (d)	d/B		1,295	19.7%	1,424	19.2%
取壊しを予定 (e)		e/B		176	2.7%	215	2.9%
現存する施設なし (C)		C/A		1,003	13.2%	1,182	13.8%

出典：令和3年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

## 主な活用用途

(単位:件数)

	平成14年度～ 平成29年度 (平成30年5月1 日現在)	平成14年度～令和2年度 (令和3年5月1日現在)		
		合計	校舎	屋内運動場
学校(大学を除く)	3,473	3,948	1,987	1,961
社会体育施設	1,581	1,756	175	1,581
社会教育施設・文化施設	1,194	1,330	835	495
社会教育施設	912	989	610	379
文化施設	282	341	225	116
福祉施設・医療施設等	705	774	567	207
老人福祉施設	223	225	169	56
障害者福祉施設	169	176	129	47
保育施設	55	67	50	17
認定こども園	30	40	23	17
児童福祉施設(保育所を除く)	64	66	49	17
放課後児童クラブ	101	127	95	32
放課後子供教室	35	39	24	15
医療施設	28	34	28	6
企業等の施設・創業支援施設	783	1,020	685	335
企業や法人等の施設	711	947	635	312
創業支援施設	72	73	50	23
庁舎等	417	461	333	128
体験交流施設等	477	520	336	184
備蓄倉庫	177	199	133	66
大学	76	79	45	34
住宅	22	21	13	8

(複数回答)

出典：令和3年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

文部科学省は、このような廃校施設の利活用事業に協力し、広告・宣伝機会を提供するプロジェクトとして平成22年9月より「みんなの廃校プロジェクト」を立ち上げている。当該プロジェクトの概要は以下のとおりである。

## 廃校活用の課題

### ① 自治体側への廃校活用に関する情報提供

- 自治体において廃校施設の活用用途が決まっていない理由として、「施設の老朽化」「立地条件の悪さ」「財源が確保できない」等の理由がある。
- ↓
- 全国各地の廃校活用事例や、転用施設の改修に対する国庫補助制度について、文部科学省から情報提供することで、自治体に廃校活用について積極的に検討していただけるようにする。

### ② 活用希望企業等とのマッチング

- 自治体単独では、廃校施設を活用したい企業等へのPRに限界がある。
- ↓
- 文部科学省ホームページに、活用を募集している全国の廃校施設等についての情報を掲載し、広く民間企業等に周知する。

## 文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」

### みんなの廃校プロジェクト

文部科学省では、廃校活用推進のため、全国各地の優れた活用事例の紹介や、活用希望廃校情報の公表等を通じて、廃校を「使ってほしい」自治体と、廃校を「使いたい」企業等とのマッチングを行っています。



廃校施設の活用事例集を作成。

① 廃校施設活用事例集  
～未来につなごう～  
みんなの廃校プロジェクト

② みんなの廃校プロジェクト  
廃校施設の有効活用  
～企業活用編～

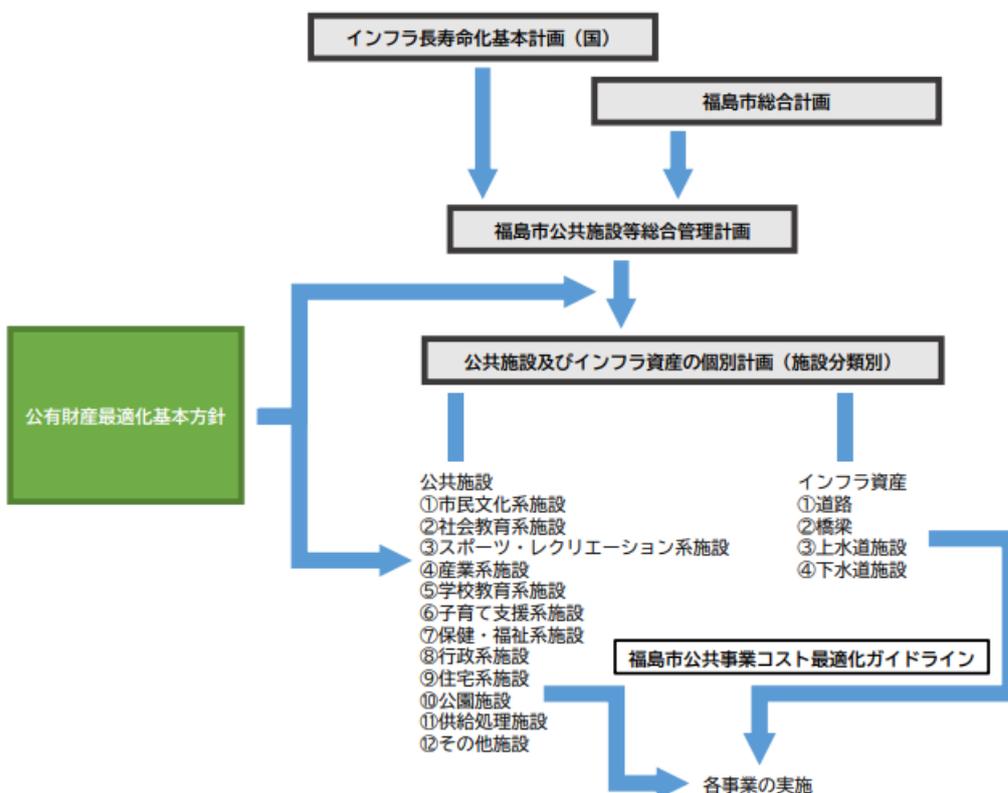
酒蔵  
菊池市

出典：令和4年6月廃校施設の利活用状況有効活用について～文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」～（文部科学省）

(2) 福島市の取組

「福島市立小・中学校の適正規模・適正配置に係る基本方針ならびに第一次実施計画」に基づき廃校となった施設及びそれ以前に廃校または使用停止となった施設は「福島市公有財産最適化基本方針」に基づき、未利用公有財産（用途廃止施設）の積極的な利活用に取り組んでいる。

公有財産最適化基本方針の位置づけ



出典：福島市公有財産活用事業「提案型民間活力導入制度」事務処理（応募）要項

未利用公有財産の利活用方針については、公有財産最適化検討委員会において、各施設等の公共性や将来の有用性、老朽化の状況や立地等を踏まえて、利活用の主体や解体処分等の方針を検討し庁内方針を決定している。当該庁内方針により利活用に向けた具体的な検討・調整等を行い、実現可能性を踏まえた上で、適切な時期に地元協議等を行い、最終的な利活用方針が決定されている。

具体的には、公用・公共用の利活用の検討、民間利活用の検討（サウンディング調査、提案型民間活力導入制度等）が行われており、廃校となった各学校について現況等は以下の通りである。

① 利活用として成果があった施設等

施設名	取り組み	成果
旧立子山中学校	公用・公共用の利活用	福島市職業訓練技能センター（産業雇用政策課）
旧茂庭小学校	民間利活用	利活用事業者募集により民間事業者に売却
旧大久保小学校	民間利活用	提案型民間活力導入制度により民間事業者に売却
旧東湯野小学校	公用・公共用の利活用	文化財調査室（文化振興課）が令和7年度供用開始予定

② 利活用を目指している施設等（課題・取り組み方針）

施設	課題等	取り組み方針
旧土湯小学校	施設の老朽化が著しい 市街化調整区域 国立公園内 土砂災害警戒区域	民間利活用の可能性検討
旧大波小学校	土地の所有権登記に課題 施設の老朽化の進行 土砂災害警戒区域 体育館が旧耐震施設	教育委員会にて土地所有権登記の問題解決にあたる。 解決後、民間利活用の可能性検討
旧中野小学校	市街化調整区域 体育館が旧耐震施設	公用・公共用の利活用検討
旧水原小学校	市街化調整区域 校舎が旧耐震施設	公用・公共用の利活用検討
旧青木小学校		提案型民間活力導入制度により、民間利活用者募集
飯野町教職員住宅		提案型民間活力導入制度により、民間利活用者募集

③ その他の施設等の現状（利活用検討対象外）

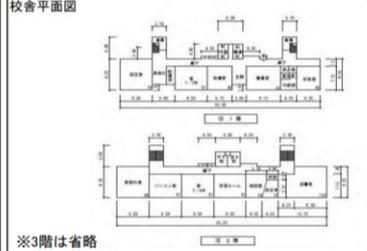
施設	現状
旧大波小学校 上染屋分校 (平成21年3月廃止)	集会所として地域に貸出中
旧茂庭小学校 滝野分校 (平成8年3月廃止)	集会所として地域に貸出中
上記2施設は、公有財産最適化検討委員会の検討対象施設として位置づけられていない。	
旧茂庭中学校 (平成27年3月廃止)	文化振興課が収蔵品の保管庫として暫定的に使用中。 将来的に収蔵品の保管庫として使用しなくなった場合、校舎を解体し、土地の売却を検討する方針

(3) 福島市の対応状況【意見】

福島市は利用見込みのない施設について、公用・公共用の利活用・民間利活用について、解体等も踏まえて検討を実施している。しかし学校は、大規模施設であり、解体費用が相当額になる可能性があること、土砂災害警戒区域、国立公園内、市街化調整区域等の立地要因から売却が困難である可能性もあることから、提案型民間活力導入制度の活用、各施設等の状況に応じたサウンディング調査等、利活用に向け継続した取組が必要である。

なお、福島市公有財産活用事業「提案型民間活力導入制度」の広報活動の一環として財務部財産マネジメント推進課が文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」に旧青木小学校の情報を掲載している。

【参考】みんなの廃校プロジェクト掲載内容

福島県	福島市	旧青木小学校		福島県福島市飯野町青木字松保6		
①東北自動車道 福島松川スマートICから約10km ②福島交通バス 「青木広表」停留所から約1km		問い合わせ先	福島市財産マネジメント推進課		024-563-3093	
		<a href="https://www.city.fukushima.fukushima.jp/management/teianseido/teianseido2.html">https://www.city.fukushima.fukushima.jp/management/teianseido/teianseido2.html</a>				
用途地域	土地面積 (㎡)	構造 竣工年 施設区分	建築面積(㎡) 延床面積(㎡) 階数	募集内容	貸与・譲渡条件等	備考
都市計画区域外	18,218㎡ (公簿面積)	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 校舎:昭和59年 体育館:平成4年	校舎:確認中 体育館:確認中 校舎:1,770 体育館:1,006	提案型民間活力導入 制度による、利活用者 募集	・地域振興につながるアイデア や提案をお持ちで、利活用を希 望する方に、売却・貸付 ・校舎等の建物や 駐車場、グラ ウンド等、現状のまま全て一括 での利活用	新耐震基準適合
校舎等の外観写真		校舎平面図		敷地航空写真		
						
		※3階は省略				

出典:「みんなの廃校」プロジェクト 現在活用用途を募集している廃校施設の一覧(文部科学省 HP)(令和6年1月現在)

福島市公有財産活用事業「提案型民間活力導入制度」の取組として、財産概要（リスト）が市のHPに掲載されている。

福島市公有財産活用事業「提案型民間活力導入制度」財産概要(リスト)

管理番号	1	2	3	4	5
					
施設名称	平田幼稚園	まつかわ東幼稚園	飯野町教職員住宅	旧佐原小学校跡地	旧青木小学校
施設所管課	教育施設管理課	教育施設管理課	教育施設管理課	教育施設管理課	教育施設管理課
用途廃止日 (廃止予定日)	平成31年3月31日	平成31年3月31日			令和3年3月31日
位置	小田字東覚寺	松川町沼袋字戸ノ内	飯野町字経檀	佐原字田中内	飯野町青木字松保
区域区分	市街化調整区域	都市計画区域外	都市計画区域外	市街化調整区域	都市計画区域外
用途	幼稚園	幼稚園	共同住宅	グラウンド	小学校
敷地面積 (㎡)	2,387.00	1,908.00	1,606.00	6,153.98	18,218.00
延べ床面積 (㎡)	247.00	226.00	198.00		2,776.00
建築年次 (西暦)	1989	1983	1992		1984
経過築年数 2023	34	40	31		39
主たる建物構造・階数	鉄骨造 平屋	鉄筋コンクリート造 平屋	鉄筋コンクリート造 2階		鉄筋コンクリート造 3階
耐震性能	新耐震基準	新耐震基準	新耐震基準		新耐震基準
その他					

出典:福島市公有財産活用事業「提案型民間活力導入制度」(福島市HP)(令和6年1月現在)

#### (4) 廃校施設の維持管理費【指摘】

廃校施設については、光熱水費、損害保険料、機械警備料等の維持管理経費が発生しており、教育委員会教育施設管理課から入手した令和4年度の維持管理経費は次のとおりとなっている。なお、旧中野小学校及び旧水原小学校は令和5年3月廃止のため、廃止後の維持管理経費は減少すると考えられる。

廃校施設といえども、令和5年3月廃止の2校を除く施設合計で年間4,783,141円の維持管理経費が発生している。今後の利活用が早急に決定しない可能性もあることから、現行の維持管理費が最小の経費となっているかどうか検証しておくことが必要である。

廃校施設維持管理経費一覧（令和4年度）

	廃止 年月	光熱水費					役務費（手数料・保険料）						
		電気	水道 (上水)	水道 (下水)	プロパンガス	都市ガス	小計	同僚専用 水道施設 水質検査	飲料水 水質検査	プール 水質検査	浄化槽 法定検査	建物総合 損害共済	小計
旧茂庭小 滝野分校	H8.3						0					8,611	8,611
旧大波小 上染屋分校	H21.3	37,486	46,276				83,762			4,000			4,000
旧茂庭中学校	H27.3	134,721	68,348				203,069			6,000		56,992	62,992
旧大波小学校	H29.3	407,639	102,920				510,559			8,000		10,707	18,707
旧土湯小学校	R2.3	271,705	186,120	14,520			472,345					8,794	8,794
旧青木小学校	R3.3	676,622	146,282				822,904			17,600	14,000	24,310	55,910
旧中野小学校	R5.3	1,816,404	397,014		19,406		2,232,824			17,600	22,600	14,000	16,200
旧水原小学校	R5.3	2,322,481	241,492		17,525		2,581,498			17,600	22,600	10,000	16,357
飯野町教職員住宅		15,754					15,754					6,000	3,397

	廃止 年月	委託料								合計	
		浄化槽保 守点検	小荷物専 用昇降機	消防設備 等点検	一般用電 気工作物	自家用電 気工作物	機械警備	プール循環 浄化装置	小計		
旧茂庭小 滝野分校	H8.3			56,980						56,980	65,591
旧大波小 上染屋分校	H21.3	19,490			22,000					41,490	129,252
旧茂庭中学校	H27.3	27,649		56,980	57,200		496,685			638,514	904,575
旧大波小学校	H29.3	61,197		99,110	60,500		469,920			690,727	1,219,993
旧土湯小学校	R2.3			61,270		131,472	469,920			662,662	1,143,801
旧青木小学校	R3.3	41,992		66,000		162,624	124,396			395,012	1,273,826
旧中野小学校	R5.3	23,100	143,220	131,780	22,000	147,444	551,133	21,560	1,040,237	3,343,461	
旧水原小学校	R5.3	301,888	143,220	142,890		147,444	594,000	20,400	1,349,842	3,997,897	
飯野町教職員住宅		20,952							20,952	46,103	

合計 12,124,499

旧中野小学校、旧水原小学校を除く合計 4,783,141

### 第3章 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

#### 1 学校給食費の公会計化について

文部科学省においては、学校給食費の公会計化について、給食費を自治体の予算に組み入れる公会計化だけでなく、給食費の徴収・管理を学校ではなく、地方公共団体自らの業務として実施することを含め「公会計化等」として公会計化を推進している。

現在、学校給食費の徴収・管理については、単独給食実施校、学校給食センター受配校問わず、福島市の全ての学校において、学校内で徴収・管理されている。今回の監査手続において、視察した各学校の給食費徴収事務や滞納管理に係る書類等を閲覧したが、学校側の事務負担は非常に大きいと感じた。

文部科学省では、教員の事務負担の軽減等に向け、学校給食費の公会計化等を促進し、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことを促進しており、2019年7月に「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を公表し、先進的取組を行う地方公共団体へのヒアリング調査等を実施して先行事例の情報を紹介している。

公会計化等への移行に当たっては、システムの導入や人員の確保等、自治体における課題も数多くあるが、公会計化等を導入することにより、今回のような保護者負担額が相違するような事象は生じず、給食費の保護者負担の統一による公平性確保が図られる。さらに、会計の透明性確保や、未納者への徴収手続等を中心とする学校教職員の事務負担の軽減が図られ、公会計化等による効果は非常に大きい。先進的取組を行う地方公共団体の事例について、福島市においても実務上参考にし、積極的に学校給食費の公会計化を促進していくべきである。

「文部科学省 令和4年度学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査の結果について（令和5年8月31日）」より

## 報道発表



**文部科学省**  
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

令和5年8月31日

学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査の結果をお知らせします。

文部科学省では、教員の業務負担軽減等の観点から、学校給食費については、地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用するとともに、徴収・管理を学校ではなく地方公共団体が自らの業務として行う（以下「公会計化等」という。）ことを一層推進いただくようお願いしているところです。

このたび、令和4年度における学校給食費の公会計化等の推進状況を取りまとめましたのでお知らせします。

**1. 経緯・目的**  
教員の業務負担の軽減等に向け、各学校設置者における学校給食費の公会計化等の推進状況及び学校給食費の公会計化等を進めるに当たり支障となっている事由等を把握し、今後の促進方策の検討に活用する。

**2. 調査内容**

(1) 調査基準日：令和4年5月1日現在  
(2) 調査対象：学校給食を実施している小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校、夜間定時制高等学校を設置管理している教育委員会 計1,794自治体（事務組合を含む）  
(3) 調査事項：公会計化等の実施状況、支障となっている事由

**3. 調査結果の概要**

(1) 学校給食費の公会計化等（※）の実施・検討状況  
実施している自治体は、前回調査と比べて31.3%から31.5ポイント増加し、34.8%、実施している自治体と準備・検討している自治体の合計は、62.2%から3ポイント増加し、65.2%。

実施・検討状況	回答数（割合）
実施している	519（34.8%）
準備・検討している	454（30.4%）
<b>計</b>	<b>973（65.2%）</b>
実施を予定していない	520（34.8%）

（学校給食費を徴収していないものは集計から除く。）

※本調査において、「公会計化等」とは、学校給食費について、以下①②の双方を満たしたものをいう。  
①公会計制度を導入。  
②徴収・管理を学校ではなく、地方公共団体自らの業務として実施。

【参考】少なくとも①公会計制度を導入している教育委員会 714（47.8%）

(2) 公会計化等の実施を予定していないと回答した教育委員会において支障となっている事由（複数回答可）

事由	回答数
情報管理のための業務システムの導入・改修に係る経費	345
情報管理のための業務システムの運用に係る経費	302
人員の確保	318
徴収や未納等対応における徴税部門等との連携	170

以上